
インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策 ハンドブック

—総論編—

2023 年 3 月
文化庁

【本ハンドブックについて】

本ハンドブックに掲載した情報は2023年3月時点で把握している情報をもとにしております。本ハンドブックにおいては、基本的に事実情報を提供することを目的としておりますが、各国の法制度や裁判例については、解釈にまで踏み込んだ情報提供をしている部分もございます。一般的な解釈がこの通りであることを保証するものではありませんのでご注意ください。

本ハンドブック内の情報を利用することで生じたいかなるトラブル、損失、損害に対しても、委託事業者及び検討委員会、文化庁は一切責任を負いません。なお、権利行使に際しては、相手先から名誉・信用毀損や権利濫用等として、反対に責任を問われるリスクもありますので、必要な場合には弁護士等にも相談の上、慎重にご対応ください。



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

はじめに

1. デジタル時代における著作権侵害

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の発展、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット上においても日本の音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどの海賊版が世界規模で流通し、その被害が急増していることはもはや言うまでもない。このような状況を踏まえ、かつて文化庁では、日本の著作権者・コンテンツ企業等がインターネット上の海賊版に対して権利を行使するための一助となることを目的に、2015年当時の最新情報を調査し、2016年3月に「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック - 米国・韓国・インドネシア -」（以下「旧ハンドブック」という。）を発行している。本ハンドブックは、旧ハンドブックと同様の思想を契機としつつも、後述するように、より発展的な展開を試みたものである。

旧ハンドブック発行以降も、我が国におけるインターネット上の著作権侵害による被害はなお甚大である。例えば、2019年に大規模違法リーチサイト「はるか夢の址」事件において主犯らに対する実刑判決が確定し、また同年に史上最悪の海賊版サイト「漫画村」の運営者と疑われる者が逮捕・起訴された。これら事件も踏まえ、我が国では2020年6月に「インターネット上の海賊版対策の強化」に関する著作権法改正がなされた。

しかし、これまでの海賊版被害による教訓は、当該法改正によって完結するものではなく、今後の著作権実務へ集約していくことが重要である。例えば、近年、上記のような典型的なリーチサイト・海賊版サイトに加え、いわゆる「ファスト映画」のアップロードによる被害が拡大したが、権利者や専門家の協働により、「ファスト映画」のアップロード者についても、2021年に有罪判決が下され、2022年には民事訴訟で5億円の損害賠償を命ずる判決が下された。これらのことを踏まえ、デジタル時代におけるコンテンツビジネスの現状や、これまでの著作権者・コンテンツ企業等・文化庁を取り巻く海賊版対策史を俯瞰すると、以下のような視点が導ける。

【視点①】

デジタル時代において、海賊行為の多様化・匿名化により、海賊版対策への対策も日々進化している。また、デジタル時代に対応した著作権法等の改正も日本国及び各国で頻繁に行われている。そのため、海賊版対策や法改正に関する情報もタイムリーなアップデートが必要である。

【視点②】

近年、インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策に関する事例が蓄積されてきており、一部の著作権者・コンテンツ企業等においては相当程度のノウハウや知識が集約・成熟されている（企業内の海賊版対策専門家の出現）。これら海賊版対策専門家のノウハウや知識は極めて有用である。一方、海賊版対策専門家を擁するコンテンツ企業等が必要とする情報は、高度な内容となる。

【視点③】

著作権侵害対策が引き続き重視されていることのほか、海賊版対策専門家の出現が刺激となり、新たに海賊版対策に積極的に対応する著作権者・コンテンツ企業等が増加している。また、近年のデジタル時代の動向として、SNSの急速な普及により、UGCがコンテンツビジネス市場に参入しており（いわゆる「一億総クリエイター時代」）、今後は個人レベルで行われる小規模な海賊版対策

も念頭に入れる必要がある。そのため、新たに海賊版対策を行う者（新規対応者）への情報提供の場が必要である。

以上の視点①ないし③を念頭に、本ハンドブックを取りまとめた。

2. 本ハンドブックの構成

（1）総論編

著作権侵害に対する法的手続（摘発や民事訴訟）は、本来、各国の著作権保護制度に則って行わねばならないものである。しかし、インターネットという国境を越えた場所における海賊版対策に関しては、実務上、各国の著作権保護制度に則った対応を行う前に、国を意識しない「共通の対応」を実施することが効率的かつ有効であることがある。また国内及び国外、さらには対象国すら問わない「共通の論点」が存在する。

本ハンドブック総論編では、このような実務を念頭において、まずは「共通の対応」や「共通の論点」などについて整理している。なお、総論編については、その性質上、新規対応者にとって有用な情報となることが多い。そのため、後述の検討委員会において海賊版対策専門家等の有識者よりヒアリングしたノウハウ・知識を集約し、これまで海賊版対策の経験がない者にも理解できるよう、可能な限り基本的な事項にも踏み込んだ解説をしている（視点③）。

（2）各論編（各国編）

次に、総論編に記載する国内における「共通の対応」を実施しても奏功しない場合、各国の法制度に基づいた侵害対応実務等を行う必要がある。そこで、本ハンドブック各論編（各国編）においては、各国ごとに具体的な法制度及びそれに基づく権利行使等を調査し、取りまとめている。権利者へのアンケートの結果、法制度等の整備状況、コンテンツ市場規模等に鑑み、2020年度においては米国、ベトナム、ロシアを調査対象とし、2021年度においては中国を調査対象とした。また、2022年度においては、インドネシア及び中南米の初期調査を行った。

各論編については、国内の対応が万策尽きたことを前提に、各国におけるエンフォースメント等を念頭に置いた解説となるため、その性質上、内容は海賊版対策専門家向けの高度な情報となる。そのため、後述の検討委員会において海賊版対策専門家等の有識者より、必要な情報や問題意識についてヒアリングを実施している（視点②）。なお、海賊版対策専門家においては、多忙なことが多いため、エッセンスとなる情報のみを的確に集約し、分量をコンパクトに収めることとした。

初めて海賊版対策業務等に取り組まれる方においては、各論編を読む前提として、総論編を熟読されることをお勧めしたい。

（3）分冊構成

最後に、これら本ハンドブックの総論編・各論編については、それぞれ分冊として発行している。これは、各論編における調査対象国を随時追加することのほか、視点①から、総論編、各論編の内

容ごとに、各々最新状況に応じた合理的かつ迅速なアップデートを可能とすることを念頭に置いているためである。

3. 本ハンドブック策定の背景

本ハンドブック策定にあたっては、IP FORWARD 株式会社を委託先とし、執筆協力を頂いた。

また、本ハンドブックに記載する内容や調査項目等については、海賊版対策専門家や著作権に係る法制度に精通した有識者からなる「検討委員会」における検討を通じて、調査を実施している（調査には、本分野における経験が豊富な企業等へのヒアリングを含む。）。

「検討委員会」の委員は以下のとおりである。検討委員会については、コロナ禍という特殊な状況の中、極めて豪華な面々に集まって頂き、ご高見を承ることができた。専門的見地から適切なアドバイスを頂いた検討委員の方々、及び貴重な情報提供を頂いた各専門家、コンテンツ事業者、各団体の方々にこの場を借りて謝意を表したい。

検討委員会

【委員】（五十音順）

伊東 敦 氏（一般社団法人 ABJ 広報部会長兼法務部会長、株式会社集英社 編集総務部 部長代理）

呉竹 辰 氏（TMI 総合法律事務所 弁護士）

後藤 健郎 氏（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）代表理事）

鷹野 亨 氏（IP FORWARD 法律特許事務所 弁護士・弁理士）

墳崎 隆之 氏（T & K 法律事務所 弁護士、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）事務局長）

中島 博之 氏（東京フレックス法律事務所 弁護士、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）国際執行プロジェクト リーガルディレクター）

仁平 淳宏 氏（一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事）

分部 悠介 氏（IP FORWARD グループ総代表・CEO、代表弁護士・弁理士）

（オブザーバー）

文化庁著作権課国際著作権室

室長 小林美保

海賊版対策専門官 加茂下祐子

国際著作権参与 大出 萌

2023 年 3 月
文化庁著作権課

本ハンドブックの使い方

I. 基本情報

1. 著作物とは
2. 海賊版とは
3. インターネットを利用した著作権侵害の態様
4. 著作権侵害に係る法令



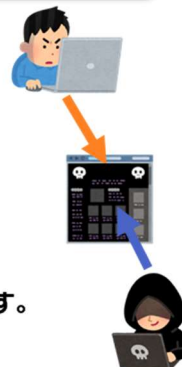
I章では、インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策を行う前提として、どのようなコンテンツが著作物として保護されるのか、反対に、どのようなコンテンツが海賊版となるのか、さらに著作権侵害がどのような態様で行われるのか、関連する法令などの基本情報について解説します。



II. インターネット上の海賊版コンテンツへの対応（削除要請）

1. 海賊版の調査
2. 削除要請の手順・方法
3. 代表的なサイトの削除要請窓口と権利保護プログラム等

II章では、まずどのように海賊版を調査するかを解説したのち、インターネット上の海賊版コンテンツへの実践的な対応として広く行われているプラットフォームへの削除要請について、主要なプラットフォームでの手順をフロー図に従ってそれぞれ解説します。



III. 削除要請以外の権利行使の方法等

1. 前提
2. 警告状の送付
3. 侵害者の摘発
4. 侵害者に対する民事訴訟
5. その他の海賊版対策
6. 相談窓口、業界団体等について
7. 海賊版対策における戦略立案



III章では、削除要請以外の対策として、警告状送付や民事訴訟などの法的措置から、啓発や資金源を断つ方法など様々な方法について、最新の事例も踏まえながら解説します。また、海賊版対策で困った場合の相談窓口や業界団体等、戦略立案のポイントについても紹介します。

[総論編]

本ハンドブックでは、インターネットを利用して行われている著作権侵害の具体的な態様を概観するとともに、ウェブサイト上での著作権侵害を発見した際に、当該ウェブサイトの運営者やサーバーの所在地のいかんにかかわらず、とり得る事実上の対応方法及び法律上の権利行使に係る参考情報等を紹介する。

目次

[総論編].....	2
I. 基本情報	4
1. 著作物とは.....	4
2. 海賊版とは.....	6
3. インターネットを利用した著作権侵害の態様	6
4. 著作権侵害に係る法令	10
II. インターネット上の海賊版コンテンツへの対応（削除要請）	12
1. 海賊版の調査	12
(1) 侵害調査の概説	12
(2) 権利行使をしても問題ないコンテンツかの確認	14
(3) 権利者による対応事例	19
2. 削除要請の手順・方法.....	20
(1) 運営者に関する情報を検索する（削除要請フォームや電子メールアドレスの記載を探す）	20
(2) 削除要請の記載内容と送付方法.....	24
(3) その他：削除要請における注意点	30
3. 代表的なサイトの削除要請窓口と権利保護プログラム等	33
(1) YouTube	37
(2) ビリビリ動画	48
(3) TikTok	55
(4) Twitter	63
(5) Facebook	70
(6) Instagram	79
(7) App Store	87
(8) タオバオ・アリババグループ	91
(9) Shopee	107
(10) OpenSea	114
III. 削除要請以外の権利行使の方法等	122
1. 前提	122

(1) 全体像.....	122
(2) 発信者情報開示について.....	123
(3) プラットフォーマーの責任について	125
(4) 独占的ライセンサーによる差止請求権行使の可否	129
2. 警告状の送付	130
(1) 概説（有効な場面、警告状送付で気を付けるべき点等）	130
(2) 権利者による対応事例	131
3. 侵害者の摘発	132
(1) 概説（摘発の種類、注意点等）	132
(2) 権利者による対応事例	133
4. 侵害者に対する民事訴訟	134
(1) 概説	134
(2) 権利者による対応事例	137
5. その他の海賊版対策	139
(1) 啓発	139
(2) 著作権登録、冒認登録の防止	141
(3) 契約上の注意点	142
(4) 海賊版コンテンツへの資金源を断つ	144
6. 相談窓口、業界団体等について	147
(1) 相談窓口	147
(2) 業界団体・知的財産権保護団体.....	149
7. 海賊版対策における戦略立案.....	151
(1) 計画の立案.....	151
(2) 監視するプラットフォーム	151
(3) 人員	151
(4) 予算	152
(5) スケジュール	152
(6) 検証	152

【参考情報・文献】

文化庁 インターネット上の海賊版対策情報ポータルサイト

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」各論編

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/handbook.html>

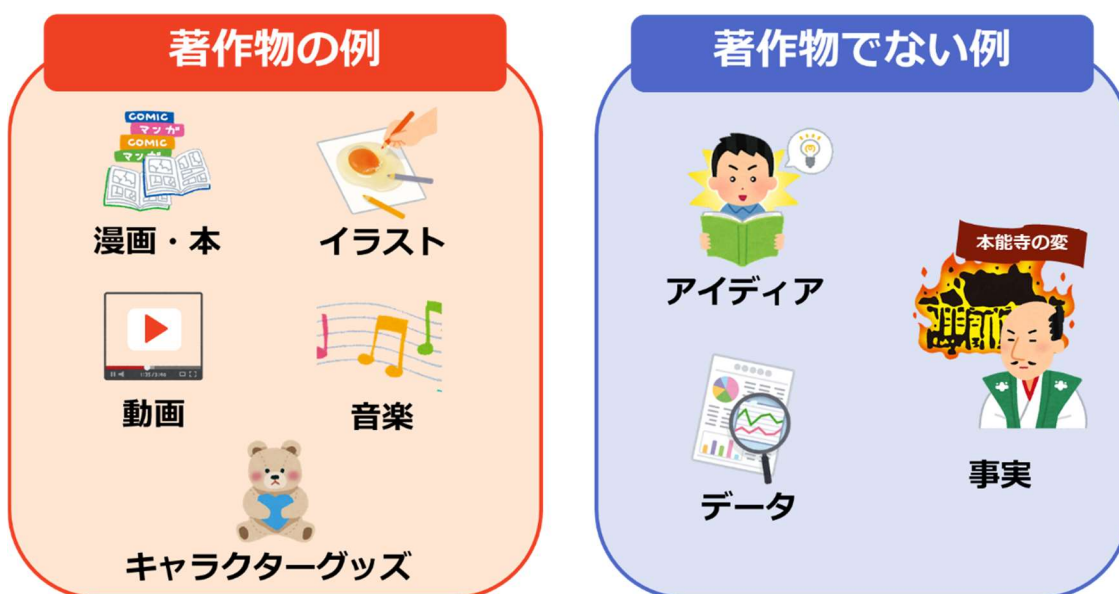
I. 基本情報

本ハンドブックでは、インターネット上で流通する海賊版コンテンツの対策について解説する。はじめに、著作物、海賊版、インターネットを利用した著作権侵害の態様に関して基本的な説明をする。

なお、本ハンドブックでは、別途の記載がない限りは日本法を前提としつつ、海外での権利行使が必要な場面については一部海外の法制度等についても紹介する。各国の制度や対策について詳しく知りたい場合は、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の各論編を参照されたい。

1. 著作物とは

著作権法においては、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義される（著作権法第2条第1項第1号）。思想や感情をもって創作されたものであれば、誰によって作成されたかにかかわらず著作物となる。一方で、事実のみの記載や単なるアイディアのみは著作物にはならない¹。



¹ 事実に基づいて表現した文章、創作性のあるデータ集など著作物に該当し得る場合もある。

著作物を創作する者を「著作者」という（著作権法第 2 条第 1 項第 2 号）。著作権は、著作物を創作した時点で「自動的」に付与され、行政庁等への登録など、権利を取得するための手続は必要ない（著作権法第 17 条第 2 項）。

著作権は、他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる権利であり、「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の 2 つで構成されている。

この 2 つの権利のうち、著作者の人格権は譲渡できないが、著作権は譲渡可能である。著作者でなくとも著作権を譲渡や相続により譲り受けた者が著作権を有することが可能であり、著作権を有する者のことを「著作権者」という。

➤ 著作者の人格権（著作者の人格的利益を保護する権利）

公表権（18 条）	未公表の著作物を公表するかどうかを決定する権利
氏名表示権（19 条）	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
同一性保持権（20 条）	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

➤ 著作権（財産権）（著作者の財産的利益を保護する権利）

複製権（21 条）	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利
上演権・演奏権（22 条）	著作物を公に上演し、演奏する権利
上映権（22 条の 2）	著作物を公に上映する権利
公衆送信権等（23 条）	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
口述権（24 条）	著作物を口頭で公に伝える権利
展示権（25 条）	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
頒布権（26 条）	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
譲渡権（26 条の 2）	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利（一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない。）
貸与権（26 条の 3）	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
翻訳権・翻案権等（27 条）	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（28 条）	原著作物の著作者の、翻訳物、翻案物などの二次的著作物の利用に関する権利

2. 海賊版とは

「海賊版」とは、著作権で保護される著作物を、著作権者の許諾なしに、複製・出版等したものをいう。

海賊版における典型的な著作権の侵害形態としては、無断で著作物を再製する複製権侵害である。加えて、そのように無断で複製されたコンテンツを、インターネット上にアップロードすることは、公衆送信権等の侵害にもなる。

本来、海賊版とは、もとのコンテンツを無許諾でそのまま複製するデッドコピーを指していたが、最近では巧妙化が進んでいる。例えば、漫画の画像自体は使っていないともセリフやト書きなどを丸写しして、最初から最後までの内容を書き写したようなネタバレサイトや、映画の映像を無断利用し字幕やナレーションをつけた短時間の動画で、映画の内容が結末まで分かるようにしたファスト映画といった侵害形態が現れている。これらの形態は、一見、テキスト部分を引用しているのみ、感想を記載しているのみに見えるが、実態としては正規の著作物から多くのコンテンツを無断で転載・アップロードしており、著作権を侵害する可能性が高い。実際に日本で刑事罰等が科されている事例もある（詳細は 133 頁参照）。

3. インターネットを利用した著作権侵害の態様

インターネットを利用した著作権侵害は大きく以下の 2 種類に分かれる。

- ① 正規コンテンツも多く含まれる大手動画配信サイトや SNS プラットフォーム（YouTube や TikTok など）上に海賊版コンテンツがアップロードされている場合
- ② 海賊版コンテンツを主として配信・掲載することを目的とした独立サイト（漫画村など）に海賊版コンテンツがアップロードされている場合

海賊版コンテンツを発見した場合、①については、削除要請（海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、任意で削除するように求める手段）が有効であり、その詳細は 20 頁以下で解説する。②については削除要請しても任意に削除される可能性は低く、別途の対応を検討する必要がある。その詳細は 122 頁以下で解説する。

さらに細かく侵害態様をみていくと、モバイルアクセス環境の向上やスマートフォンの普及により、インターネットを利用した著作権侵害は多様化しており、手口も巧妙化したものが増えてきている。具体的には以下のようなものがある。なお、これらはあくまでも代表例であり、海賊版コンテンツについて、これで全ての態様が網羅されているわけではない。

➤ 動画配信サービス（ストリーミング）

動画投稿サイトなどにアップロードされた海賊版コンテンツのデータをウェブサイト上でユーザーが視聴・閲覧する（海賊版コンテンツのデータ自体はユーザーにはダウンロードされない。）。表面上は動画投稿サイトの態様であっても、実際には全て又は大半の海賊版コンテンツのデータを運営者自身がアップロードしている動画配信サイトなども存在する。音楽・映像・出版などの海賊版コンテンツに利用される。

➤ ファイル共有サービス（P2P）

特定のネットワークにつながったユーザー個人が海賊版コンテンツのデータを共有する。特別なソフトウェアやネットワークの知識が必要となることも多く、ユーザーは限定的と思料される。

音楽・映像・出版・ゲームなどの海賊版コンテンツに利用される。

➤ ファイルストレージサービス

オンラインストレージなどにアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーがダウンロードやストリーミングをして視聴・閲覧する。リーチサイトからの誘導も多く、特定のリーチサイトからのみ開くファイルなども存在する。

音楽・映像・出版・ゲームなどの海賊版コンテンツに利用される。

➤ オンラインリーディング

サイト上にアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーが閲覧する。かつて話題となった海賊版漫画サイト「漫画村」などがこれにあたる。現在でも「第 2 の漫画村」と呼ばれる新たな海賊版サイトが続々と生まれており、正規版流通の大きな妨げとなっている。

出版などの海賊版コンテンツに利用される。

➤ スマートフォンアプリ（を利用したもの）

ユーザーが、スマートフォンのアプリケーションをダウンロードして、当該アプリを通じて配信された海賊版コンテンツのデータを視聴・閲覧する。動画配信サービスのサイト上の海賊版コンテンツのデータに繋がるものもあれば、専用アプリケーションを通じてのみ海賊版コンテンツのデータにアクセスできるものもある。

音楽・映像・出版などの海賊版コンテンツに利用される。

➤ ソーシャルネットワークサービス（SNS）（を利用したもの）

SNS 上にアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーが視聴・閲覧する。

SNS によっては動画などのデータのアップロード制限もあり、分割して海賊版コンテンツのデータが掲載されることもある。他の海賊版コンテンツ掲載サイトへの誘導にも利用されている。

映像などの海賊版コンテンツに利用される場合もあれば、昨今では SNS 内のアルバム機能を使って大量の漫画画像をアップロードするなど漫画や出版物の海賊版コンテンツにも利用される。

➤ 掲示板（を利用したもの）

掲示板にアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーが視聴・閲覧する。

他の海賊版コンテンツの掲載されているサイトへの誘導にも利用されている。

映像などの海賊版コンテンツに利用される。

➤ リーチサイト

サイト上には海賊版コンテンツのデータは存在せず、他の海賊版コンテンツのデータのあ
るサイトへ誘導する。複数のサイトへの誘導（リンク）を貼っているものが多い。

なお、令和 2 年改正の著作権法第 113 条第 2 項第 1 号イ及びロにおいては、差止対象となるウェブサイト等として、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもの」及び「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるもの」が規定されている。

➤ E コマースサイト（を利用したもの）

サイト上で海賊版コンテンツのデータを収録した DVD や他人の著作物を利用したグッズ（キャラクターグッズ）などが販売されている。

ジャンルを問わずあらゆる海賊版コンテンツに利用される。

Tips 違法ストリーミング視聴機器

違法ストリーミング視聴機器（ISD : Illicit Streaming Device）とは、利用者がディスプレイに接続することで、海賊版コンテンツをストリーミング形式で視聴できるようにする機器であり、当該機器自体には海賊版コンテンツのデータなどは含まれていないことが多い。以前は Netflix のようなビデオオンデマンド（VOD : Video On Demand）の形式で海賊版コンテンツのデータを利用者へ配信する侵害形態が多かったが、現時点では、違法 IPTV（Internet Protocol Television : インターネット回線を介してコンテンツをテレビ視聴用に配信するサービス）の運営者がテレビのライブストリームを提供しているものが多い。

4. 著作権侵害に係る法令

日本における海賊版コンテンツの削除要請は、著作権侵害に基づく差止請求を根拠に行われることが多い。

一方で、海外ウェブサイトなどへの削除要請フォームは、米国デジタルミレニアム著作権法（DMCA）の削除要請の要件をベースとしていることが多い。

Tips 日本著作権法改正

令和 2 年の著作権法改正のうち、海賊版対策にも大きく影響する①リーチサイト対策、②侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する改正について解説する。①リーチサイト対策については令和 2 年 10 月 1 日から、②侵害コンテンツのダウンロード違法化については令和 3 年 1 月 1 日に施行された。

①リーチサイト対策

令和 2 年の著作権法改正において、リーチサイトが「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもの」及び「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるもの」と規定され、リーチサイト運営行為を刑事罰（5 年以下の懲役等：親告罪）の対象とするとともに、リーチサイトにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為が、著作権等を侵害する行為とみなされ、民事措置及び刑事罰（3 年以下の懲役等：親告罪）の対象とされた²。

②侵害コンテンツのダウンロード違法化

違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、私的使用目的であっても著作権等を侵害する行為とし、特に、正規版が有償で提供されているものについては、ダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象とされた。

令和 2 年の著作権法改正において、このような違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、これまで対象であった映像や音楽に加え、書籍や漫画、ソフトウェアのプログラムなど著作物全般に対象範囲が拡大された³。

なお、国民の情報収集等を過度に萎縮させないように、①漫画の 1 コマ～数コマなど「軽微なもの」や、②二次創作・パロディ、③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」などは規制対象から除外することとされた。

² 著作権法第 113 条第 2 項～第 4 項、第 119 条第 2 項第 4 号・第 5 号、第 120 条の 2 第 3 号など

³ 著作権法第 30 条第 1 項第 4 号・第 2 項、第 119 条第 3 項第 2 号・第 5 項等

Tips 米国デジタルミレニアム著作権法 (DMCA)

米国デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) は、米国で 1998 年 10 月に制定・施行された連邦法であり、合衆国法典第 17 編に収録された著作権法 (17U.S.C.) などを改正する立法である。17U.S.C.§512 によって、海賊版コンテンツがウェブサイトなどに投稿された際の通報 (notice) と削除 (takedown) 手順 (ノーティスアンドテイクダウン手続 (notice and takedown)) 及び免責条件が明文化された。

DMCA の制定後、日本の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (いわゆるプロバイダ責任制限法) (2002 年成立) や、EU の情報社会指令 (2001 年成立) ・ DSM 著作権指令 (2019 年成立) など、目的が類似する法律が他地域で制定された。

II. インターネット上の海賊版コンテンツへの対応（削除要請）

1. 海賊版の調査

（1）侵害調査の概説

インターネット上の海賊版コンテンツは拡散速度が速いため、これを効果的に抑止するためには、早期に海賊版コンテンツを発見し、それに対して継続的な対応をとることが重要となる。

ア．一般的な検索サービスでのテキスト検索

Google や Yahoo!といった一般的な大手検索サービスでは、テキストによる検索を行うことで海賊版コンテンツを発見できることがある。

検索キーワードは、作品名やタイトル、話数、作家やアーティスト名などを組み合わせで行う。ただし、日本語とは限らず、中国語、英語、韓国語など様々な言語が用いられたり、略称や隠語が用いられたりすることもあるので、複数の言語や想定される略語などでも検索を行うことが望ましい。

イ．海賊版コンテンツ掲載ウェブサイトでの「サイト内検索」

動画投稿サイトなどにおいては、当該サイト内のみを対象としてテキスト検索が可能な「サイト内検索」が用意されているものがあり、これを利用して海賊版コンテンツを発見できることがある。検索方法については基本的に上記アと同様であり、作品名などを検索キーワードとし、言語も日本語だけでなく当該サイト内で使用されている言語についても行うのが望ましい。また略語などでも行うべきである。

なお、一部の動画投稿サイトにおいては、検索から削除などの要請までを一貫して行うことができるコンテンツ管理ツールが提供されている⁴。

⁴ 例として、動画投稿サイト YouTube における Content ID 等の管理ツール（46 頁参照）。

Tips 海賊版コンテンツへのアクセスにおける注意点

海賊版コンテンツ掲載サイトにアクセスするとウイルスに感染するおそれなどの様々なリスクがあることから、次のような準備・対策を行って実施することが望ましい。

①社内 LAN から切り離された海賊版コンテンツ対策専用の端末を用意する

海賊版コンテンツ掲載ウェブサイトへのアクセスや削除要請などの過程で、社内の他のパソコンやシステム全体がウイルスに感染することを未然に防ぐ必要があることから、海賊版コンテンツ対策に使用するパソコンは、社内 LAN から切り離された専用端末を用意することが望ましい。そして、その端末には、社外に漏れると困るファイルは置かないなどの注意が必要である。

②海賊版コンテンツ対策専用のメールアドレスやアカウントを作成する

海賊版コンテンツの削除要請や警告文の送付に使用したメールアドレスには大量の迷惑メールが来る可能性があり、これらの電子メールを通して認証情報が盗まれるなどのリスクも考えられる。そのため、海賊版コンテンツ対策専用のメールアドレスを作成して使用することが望ましい。

③広告はウイルス感染の危険性が高いのでクリックしない

海賊版コンテンツ掲載ウェブサイトアクセスしたときには、インターネット広告が表示されることがあるが、こうした広告をクリックすることでウイルスに感染することがある。そのため、不用意にクリックしないよう注意する必要がある。また、アカウント登録に使用したメールアドレスや削除要請に使用したメールアドレスに広告メールが送られてくる場合があるが、こうしたメールに掲載されたリンクや添付ファイルについても、クリックしないよう注意する必要がある。また、拡張機能などで広告ブロックツールを用いることによって、広告をブロックし、効率が上がることもある。もっとも、多くの海賊版サイトは広告表示で収入を得ているため、広告ブロックツールを無効にしなければ視聴できない場合が多い。

④使用するパソコンにはセキュリティソフトを入れておく

ウイルスの感染を防ぐための基本的な対策として、アンチウイルスソフトなどのセキュリティソフトをインストールする必要がある。ただし、セキュリティソフトの影響で、ウェブサイト上に設けられた削除要請フォームなどに進めない場合がある。その場合には、必要に応じて、セキュリティソフトの機能を停止又は制限して、作業を行った後、再びセキュリティソフトを機能させることで、ウイルス感染のリスクを軽減することができる。

とりわけ、ファイル共有ソフトによって入手したファイルを取り扱う場合には、ウイルスが混入している可能性が高いことから、ファイルのダウンロード及び解凍を行う際には、十分な注意が必要である。

（２）権利行使をしても問題ないコンテンツかの確認

無断アップロードと疑われる海賊版コンテンツを発見した場合、権利者は以下の点に注意すべきである。

ア．正規ライセンスされたものや他の権利者のものではないか

市場に流通しているコンテンツの中には、例えば海外のライセンス先企業がプロモーション動画として配信していた場合など、正規にライセンスされたコンテンツも含まれ得る。したがって、権利行使の前に、当該コンテンツに係るライセンスの有無を確認する必要がある。

かかる正確な判断を行うためには、ライセンス先との情報共有を行い、定期的にホワイトリスト（自社やライセンス先が正規に配信するコンテンツや、権利行使すべきでないとあらかじめ判断されているコンテンツなどをまとめたもの）や海賊版コンテンツに対して削除ではなく収益化といった手段を選択しているとの情報をアップデートして最新のものにしておくことが重要である。

イ．権利制限に該当する利用ではないか

自社コンテンツがコピーされている場合であっても、私的使用、写り込みや引用など、権利制限規定の対象となる場合には、権利行使の根拠を欠くことになる。そのような場合に削除要請をして実際にコンテンツが削除されると、不当に削除されたとして営業妨害などを理由に訴訟を提起される可能性がある。そのため、判断が難しい場合には、担当者を変えて改めて視聴することや専門家の意見を聞くことなどによる再確認を行った上で、権利制限に該当する利用かどうかを慎重に判断することが望ましい。

下記では、海賊版コンテンツの削除時に問題となることが多い権利制限規定について概説する⁵。

⁵ 権利制限規定の一覧については、以下も参照。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93736501_11.pdf

(ア) 私的使用目的のための複製（著作権法第 30 条）

家庭内など限られた範囲内で仕事以外を目的として使用するために、著作物を複製することができる。同様の目的であれば、その翻訳、編曲、変形、翻案もできる（著作権法第 47 条の 6 第 1 項）。

例えば、テレビ番組を録画しておいて後日自分で見る場合や、学生が自分の勉強のためにインターネットから適法に公開されている著作物をプリントアウトする場合が挙げられる。

しかし、映画の盗撮など一定の場合には、私的使用目的であってもこの権利制限規定は適用されない⁶。

加えて、この権利制限規定はあくまで「複製（その翻訳、編曲、変形、翻案）」に適用されるものであり、インターネットでの利用（公衆送信）など複製以外の場合には適用されず、著作権者の許諾が必要となる。

(イ) 写り込み（著作権法第 30 条の 2）

例えば、写真撮影やビデオ収録の際、背景に著作物であるキャラクターの絵が写り込んでしまうことや、キャラクターの絵が写り込んだ写真をブログに掲載すること等が著作権侵害になるかが問題となるが、著作物が軽微な構成部分にとどまり、かつ撮影対象からの分離の困難性があることや当該著作物の役割等に照らして正当な範囲での利用である場合、著作権法では、付随して対象となる事物等に係る他の著作物（付随対象著作物）の利用として、侵害行為にならないと規定されている。

令和 2 年の著作権法改正によって、これまでの写真の撮影、録音及び録画に限られず、複製伝達行為全般が適用対象となり、生配信、スクリーンショット、CG 化なども対象に含まれることになった。

一方で、本来の撮影対象としてポスターや絵画を撮影した写真をブログに掲載する場合や、写っている物自体の顧客吸引力を利用するような態様で商品として販売する場合などは、付随対象著作物とはいえず、原則として著作権者の許諾が必要となる。

⁶ この特例は、日本国内における最初の有料上映後 8 月を経過した映画については適用されない。

（ウ）引用（著作権法第 32 条）

例えば、あるコンテンツにおいて自社コンテンツの一部のみがコピーされて使用されているような場合、それは「引用」にあたるとされ、権利侵害とならないことがある。もっとも、「引用」に該当するためには一定の要件を充足する必要があるため、上記のような場合であっても「引用」にあらず権利侵害に該当するケースは多々ある。

著作権法第 32 条第 1 項は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものであれば、公表された著作物を引用して利用することができる⁷と定めている。この「公正な慣行に合致するもの」の要件については様々な要素を考慮して判断されるが、最判昭和 55 年 3 月 28 日⁷は、「明確区別性」と「主従関係」（附従性）を挙げている。加えて、引用する場合には、利用の態様に応じて合理的と認められる方法及び態様により出所を表示しなければならない（著作権法第 48 条第 1 項第 1 号）。なお、出所の明示は、公正な慣行に合致しているかどうかを判断するための考慮事項になり得る。

より具体的には、第一に「明確区別性」は、引用である部分が引用と分かるように、引用とそうでない部分を明確に区別するというものである（例えば、文章を引用している場合には鍵括弧でくる等）。また、「主従関係」（附従性）とは、「引用以外の部分が主、引用部分が従の関係」が認められることであり、引用して利用する側の著作物等と、引用されて利用される側の著作物等の間に、前者が主、後者が従の関係が求められる。例えば、作品の大部分が他人のコンテンツで、作成者はわずかなコメントを付しているだけというような場合、引用されて利用される側の著作物が主になっているといえ、「引用」には該当しないと考えられる。

こうしたことから、自社コンテンツの一部が抜粋され使用されているというだけで権利行使を諦める必要はなく、また権利侵害コンテンツを疑われるコンテンツをインターネット上にアップロードした者から「引用」の主張をされたとしても直ちに削除要請等を撤回する必要もなく、上記要件を満たすか否かを検討した上で、満たさないのであれば権利侵害である旨を主張することが考えられる。例えば、ダイジェスト（要約）のように、それを読めば作品のあらましが概ね分かるというようなものは、二次的著作物の創作に関する権利（翻案権、著作権法第 27 条）が働くので、これを許諾なく公開すれば、元の作品の著作権者の権利を侵害することになる可能性は高い。

⁷ 民集 34 卷 3 号 244 頁

（エ） 営利を目的としない上演等（著作権法第 38 条）

営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述することができる。ただし、出演者などに報酬を支払う場合はこの権利制限規定は適用されない。

営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金をとらない場合も、CD など公表された著作物の複製物を貸与することができる。ただし、ビデオなど映画の著作物の貸与については、その主体が政令⁸で定められた視聴覚ライブラリー等及び政令⁹で定められた聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（非営利目的のものに限る。）に限られ、さらに、著作権者への補償金の支払いが必要となる。

（オ） 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（著作権法第 47 条の 2）

美術又は写真の著作物等について、それらの譲渡等の申出のために行う商品紹介用画像の掲載（複製及び自動公衆送信）は、政令¹⁰で定める著作権者の利益を不当に害しないための措置（画像を一定以下の大きさ・画素にすることなど）を講じている場合に限って行うことができる。

（カ） 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用（著作権法第 47 条の 5）

電子計算機による情報処理により新たな知見や情報を創出する一定の行為について、その結果の提供の際、著作物の一部を軽微な形で提供できるとともに、当該行為の準備のために複製等を行うことができる。例えば、検索エンジンサービスにおいて著作物の内容の一部を検索結果に表示する場合や、AI 等による情報解析を行うサービスにおいて情報解析の結果を提供する場合などが例として挙げられる。

⁸ 著作権法施行令第 2 条の 3

⁹ 著作権法施行令第 2 条の 2 第 1 項第 2 号

¹⁰ 著作権法施行令第 7 条の 2

ウ．費用対効果やビジネスへの影響などの観点から許容すべきかどうか

著作権侵害に該当すると判断できるコンテンツであっても、その全てに対して権利行使するか否かについては、さらに検討する余地がある。

例えば、ユーザーによる改変作品である場合や、正規版コンテンツのデッドコピーではあるが再生時間が非常に短いものなどについては、ビジネスへの被害の程度や悪質性も含めて、許容すべきかどうかを判断することも考えられる。また、正規版コンテンツの完全なコピーを含むコンテンツであっても、プラットフォームがこのようなコンテンツを収益化するオプションを提供している場合などにおいて、ユーザーが投稿したコンテンツに対して事後的に明示又は黙示の許諾を与えることにより積極的にビジネスに活用していくことも会社全体として見れば有益な選択肢であることも考えられる。

こうした判断は、企業の高度な経営戦略に基づき行われるべきであり、社内外の関係部門などとの情報共有を行った上で、総合的に判断する必要がある。そして、権利行使の対象から除外するかどうかの判断基準を明確にしておき、それ以降に同様のコンテンツが発見された場合の判断に活用することが望ましい。

（３）権利者による対応事例

下記の事例はあくまで例であり、著作物の性質や規模、割けるリソース等によっても対応方法は大きく変わるため、あくまで参考例であることを留意されたい。

Case 1 ファンアートへの対応（アニメ）

コンテンツの人気により、多くのファンアート、パロディ作品や同人作品が出回っていても、これらについての削除要請は原則行わない運用にしている。ファンの裾野を広げることによって、ひいては自社のコンテンツの人気や収益が上がるという考えに基づいている。また、そもそも典型的な海賊版も多く流通しているため、そちらにリソースを集中させているという側面もある。

一方で、正規版が子供向けのコンテンツであることからその影響を鑑み、性的描写に結び付けるなどしたコンテンツが無断でアップロードされていたものを発見した際には、削除要請、警告状送付など徹底したアクションを取るようになっている。

Case 2 ライセンシーの活用（キャラクターグッズ）

著作権者において、権利侵害の調査を網羅的に行うことは難しいため、調査の費用についてライセンシーと分担したり、ライセンシーに積極的に権利侵害の情報を報告してもらったりするという体制を取っている¹¹。

海賊版のアップロードや海賊版のグッズ等が出回ることによって収益に直結するのはライセンシーということもあり、積極的にオンライン上でパトロールする等して、ライセンサー（著作権者）とライセンシーの連携関係が進んできている。

Case 3 外部ベンダーの使用（漫画）

日本国内は自社の人員で対応している企業も少なくないが、グローバルで権利侵害が確認される場合、自社リソースのみでの対応は難しく、オンライン上でモニタリングを行う外部ベンダーを利用している。

しかしながら、コストも一定程度かかる中で、権利侵害ではないコンテンツをモニタリングしてしまうリスクもあり、そのコントロールが重要である。

導入の段階で、詳細な要件設定をして、定期的に検索の条件を調整したり、監視対象サイトを変更したりする等して、精度を上げていくようになっている。

¹¹ 著作権者から商品販売等のライセンスを受けたライセンシー自体が削除要請を行えるかなどは議論があるところであり、一般的には、削除要請等権利行使の対応は著作権者自身で行うことになる（129 頁参照）。

2. 削除要請の手順・方法

海賊版コンテンツを発見したときに、実務上まずよく取られる手段は「削除要請」である。すなわち、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、削除要請フォームや電子メールによる通知を通じて、任意で当該海賊版コンテンツをウェブサイトから削除するように求める手段である。なお、リーチサイトに掲載された海賊版コンテンツへのリンク（URL）については、著作権法において当該リンクを掲載すること自体が著作権侵害とみなされるようになったことから（著作権法第 113 条第 2 項第 1 号イ及びロ）、リーチサイトに対して削除要請をすることも考えられる。

削除要請は、その他の権利行使と比べて手続が簡略であり、対象コンテンツが削除されたか否かの事後確認も容易であることから、費用対効果が大きく、実務上最も多く行われる対策である。

以下では、海賊版コンテンツを発見した場合における、削除要請の手順を総論的に述べる。

（１）運営者に関する情報を検索する（削除要請フォームや電子メールアドレスの記載を探す）

ア．当該ウェブサイト上から検索する

権利者が権利行使をして海賊版コンテンツの削除などを求めると判断した場合に、取るべき次のステップが削除要請通知の送付である。まずは削除要請の窓口として、削除要請フォームや運営者のメールアドレス情報を探すこととなる。なお、プラットフォームサービス等の場合、当該ウェブサイトの運営者が直接海賊版コンテンツの投稿等の侵害行為を物理的に行っていない場合もある（プラットフォームの責任について 125 頁以下参照）。

多くのウェブサイトでは、「Contact us」、「Copyright」、「DMCA」¹²などの表示箇所に、削除要請窓口の連絡先が記載されているか、問合せフォームや削除要請フォームがリンクされている。削除要請専用のフォームがない場合でも、「Contact us」などと表示されたボタンのリンクに、問合せフォームが用意されている場合もある。

なお、オンラインリーディングやリーチサイトなどについては、頻繁に連絡先が変わってしまう場合もあるため、削除要請を行う際にはメールアドレスの再確認を行うなどの注意が必要である。

¹² DMCA については、11 頁参照。

イ．当該ウェブサイト上に見つからない場合

削除要請フォームやメールアドレスなどの記載が存在しない場合又は存在するが削除要請に応じない場合には、以下の方法により、運営者のメールアドレスを取得する。なお、以下の方法の他に、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）や一般社団法人日本レコード協会などの各種団体から運営者情報の提供を受けることができる場合もあるので、各種団体に照会を行うことも検討に値する。

①ドメイン名や IP アドレスから登録者情報を調査する

「Whois」や「Domain Tools」といったウェブサイトを用いて、IP アドレスやドメイン名を調査し、登録者情報を入手することができる。

〈Whois〉

<https://whois.melbourneit.com.au/>

<https://www.whois.biz/>

<https://info.info/whois>

<https://whois.jprrs.jp/> など

〈Domain Tools〉

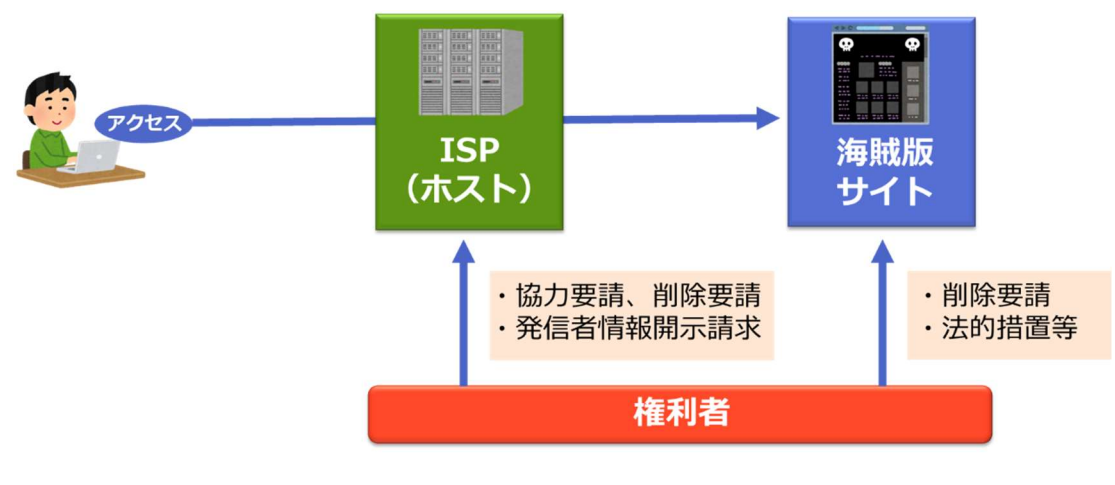
<https://whois.domaintools.com/>

具体的には、日本国内のドメイン名（「.jp」）については、株式会社日本レジストリサービス（JPRS）が登録管理しており、同社が提供する「Whois」サービス（<https://whois.jprrs.jp/>）を利用する。海外のドメイン名については、InterNIC の「Whois」（<https://www.internic.net/>）などを利用することができる。

ただし、登録者情報を閲覧できないようにするサービス（ドメイン・プロテクション・サービス）を使い、閲覧できないようにしているものもあるので、その場合は以下の②又は③の方法を試みることになる。

Tips インターネットサービスプロバイダ（ISP）への協力要請

海賊版コンテンツ掲載ウェブサイトのホストの IP アドレスが分かれば、当該ウェブサイトをホストしているインターネットサービスプロバイダ（ISP）情報を入手できる。ISP からウェブサイトの運営者情報そのものを教えてもらうことは困難だが、ISP にコンタクトをとって協力を要請し、削除要請通知などを当該ウェブサイトに転送してもらうなどの手段を取ることがあり得る¹³（送っても反応がないことも多いが、成功事例もある。）。また、ほとんどの ISP は第三者の権利を侵害する行為を契約解除要件としていることから、対象ウェブサイトの権利侵害の状況や匿名ウェブサイトであることなどを ISP へ報告することにより、海賊版コンテンツ掲載サイトのサービスを停止させたり、ウェブサイト自体を閉鎖させたりすることも考えられる。



¹³ 直接 ISP に対して削除要請を行うことも考えられる。

②関連ウェブサイトからの情報収集

海賊版コンテンツ掲載ウェブサイトの多くは、ウェブサイト内での広告表示を主たる収入源としている。また、一部のサービスを有料化していたり、募金を集めていたりする。そのため当該ウェブサイトの課金サーバーを調査することで電子メールアドレスを把握することができる場合がある。

また、更新情報などを共有するために、Twitter などの SNS アカウントを持っている場合がある。

実際に、ブラジル在住の個人が海賊版コンテンツを多数掲載する動画配信サイトを運営していたところ、運営者の SNS 上に所有する車などの写真が掲載されていたことから、それを端緒に調査を行い、運営者の居所を発見したという事例もある。

③各国法に基づく情報開示請求

上記①②の各種方法によっても、ウェブサイト運営者の情報を入手できない場合には、各国法に基づき ISP などに対して情報開示請求を行うことも検討し得る。日本の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）に基づく発信者情報開示請求については 123 頁以下参照、日本以外の発信者情報開示請求については「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の各論編において詳述する。

（２）削除要請の記載内容と送付方法

上記（１）（20 頁以下）により、削除要請フォームの発見又は電子メールアドレス情報の入手ができた場合には、削除要請通知の作成・送付の段階に進む。

ア．削除要請フォームを利用する場合

削除要請フォームを設けているウェブサイトの多くは、当該削除要請フォームを利用した削除要請通知を DMCA¹⁴に準拠した通知として取り扱い、通知に記載されたコンテンツの削除を行う。後述の電子メールによる削除要請と比べ、準備されているフォームに従って、フォームが用いている形式で必要な情報を入力すればよいため簡便であるといえる。ただし、フォームを利用した場合には、権利者の手元に削除要請の履歴が残らないため、削除要請をした記録を残しておくのが望ましい。

なお、削除要請フォームを通じた削除要請においては、削除対象とするコンテンツの URL 及び著作権者の情報の入力などが求められる。DMCA の要件である電子署名については、担当者名の入力が必要とされる。

削除要請フォームを設けている例については、33 頁以下を参照されたい。

イ．ウェブサイト内の問合せフォームを利用する場合

削除要請専用のフォームがない場合でも、「Contact us」などと表示されたボタンのリンクに、問合せフォームが用意されている場合があり、これを利用する方法がある。削除要請に関する項目が特に準備されていない場合には、次に紹介する「ウ．電子メールで削除要請する場合」の方法を参考に記載する。なお、こうしたフォームも、削除要請フォームと同様に履歴が残らないため、削除要請をした記録を残す必要がある。

¹⁴ 「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック—米国編—」も参照。

ウ．電子メールで削除要請する場合

電子メールでの削除要請には、ウェブサイト内の削除要請フォームなどを利用した削除要請に履歴が残らない一方、記録が残るというメリットがある。また、複数の海賊版コンテンツの削除をまとめて削除要請することも可能である。

電子メールによる削除要請を行う場合、原則的には対象ウェブサイトが削除要請の文面として指定する書式や言語を調査し、通知文を作成する必要がある。日本国内であれば、プロバイダ責任制限法ガイドラインなど検討協議会作成の様式¹⁵に基づいた提出を求められることが多い。海外であれば、多くのウェブサイトが DMCA に準拠した方法を採用している。そうした基準が明記されていないウェブサイトにおいても、DMCA に準拠した方法により、英語で削除要請が行われているのが実態である。さらに、書式についても、必ずしも特定の書式が定まっているわけではなく、実際に海賊版対策を行っている企業においても、DMCA が定める通知に含めるべき項目を参照しつつ、各社によって削除の成功率が上がるよう試行錯誤が繰り返されている。もっとも、対象ウェブサイトが指定する方法以外の方法による削除要請では効果がみられない場合は、対象ウェブサイトが指定する方法や言語などに合わせた対応を行うことが必要になる場合も考えられる。

なお、複数の海賊版コンテンツの削除を求める場合には、削除したい URL のリストをワードやエクセルなどで作成し、電子メールに添付して送信するなどの方法が一般的である。必ずしも電子メール 1 通に対して URL を 1 つずつとして送信する必要はない。

ここでは、電子メールによる削除要請の参考書式¹⁶について紹介する。DMCA において定められる通知においては、手書き署名か電子署名のいずれかが求められる。実務上はメール本文と同内容の通知文（書面）を作成し、担当者名の手書き署名を行った上で、当該通知文をメールに添付する方法がとられる場合が多いので、削除要請メールと当該メールに添付する削除要請通知それぞれの参考書式を掲載している。

以下は一例であり、記載順が異なっても構わない。実務上利用しやすいように工夫していただきたい。なお、以下の書式は、文化庁の「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」内の「02 初めての『削除要請』ガイドブック」のタブ¹⁷からダウンロード可能である。

¹⁵ https://www.telesa.or.jp/vc-files/consortium/provider_031111_1.pdf

¹⁶ 本書式は、実際に削除要請を行っている企業で使用している書式をもとに、参考書式として作成したものである。DMCA に定める要件については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック—米国編—」（2021 年・文化庁）3 頁以下参照。

¹⁷ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/singai_guide.html

【削除要請メールの参考書式】 英語版

<1. メールタイトル> DMCA Complaints

<2. メール本文>

To “●● (対象ウェブサイト名)”

Notification of Copyright Infringement

On behalf of “●● (権利者名)”, I notify you of infringement of copyright on “●● (対象ウェブサイト名)” and request you to remove, or disable access to, the material uploaded on the above web site as follows.

1 . Identification of the copyrighted work claimed to have been infringed, or, if multiple copyrighted works at a single online site are covered by a single notification, a representative list of such works at that site:

- “●●(作品名)”

- “●●(作品名)”

2. Identification of the material that is claimed to be infringing or to be the subject of infringing activity and that is to be removed or access to which is to be disabled, and information reasonably sufficient to permit the service provider to locate the material:

File uploaded on

- URL : http://www.****.com/**** “●●(ファイル名)”

- URL : http://www.****.com/**** “●●(ファイル名)”

3. The address, telephone number or email address of the complaining party:

- Address: ●●

- TEL: ●●

- FAX: ●●

- Email: ●●

4. I have a good-faith belief that use of the material in the manner complained of is not authorized by the copyright owner, its agent or the law.

5. I state that the information in this notification is accurate, and, under penalty of perjury, that I am authorized to act on behalf of the owner of an exclusive right that is allegedly infringed.

Best regards,

●● (担当者名)

【削除要請メールの参考書式】日本語版

<1. メールタイトル> DMCA に基づく通知

<2. メール本文>

宛先：“●●(対象ウェブサイト名)”

著作権侵害の通知

「私／我々／当社／当職（ら）」は、「●●（権利者名）」を代表し、「●●（対象ウェブサイト名）」における著作権侵害をここに通知し、上記ウェブサイトアップロードされている情報の削除又は当該情報をアクセス不能にするよう、以下のとおり要請いたします。

1. 侵害されたと主張する特定の著作物、又は、一つのオンラインサイトにおける複数の著作物を一つの通知によって対応する場合は、当該サイトにおける著作物の代表的なリスト

- ・「●●（作品名）」
- ・「●●（作品名）」

2. 侵害していると主張されている又は侵害行為の対象であり、削除されるべき又はアクセスを無効にされるべき特定の情報、及び、サービスプロバイダによる発見を可能にするために合理的に十分な情報

下記の URL にアップロードされたファイル

- ・ URL : http://www.****.com/**** 「●●（ファイル名）」
- ・ URL : http://www.****.com/**** 「●●（ファイル名）」

3. 苦情を通知した当事者の住所、電話番号又はメールアドレス

- ・住所：●●
- ・電話番号：●●
- ・FAX 番号：●●
- ・メールアドレス：●●

4. 「私／我々／当社／当職（ら）」は、苦情を通知された方法で情報を使用することが、著作権者、その代理人又は法律によって許可されていないと誠実に信じています。

5. 「私／我々／当社／当職（ら）」は、本通知に記載された情報が正確であり、偽証罪の罰則の下、侵害を主張する独占的権利を保有する著作権者から権限を付与され、その権利を代理して行使していることを表明します。

●●（担当者名）

DATE ; ●●/●●/●●

DMCA Complaints

“●●(対象サイト運営者名)“

“●●(対象サイト運営者住所)”

“●●(対象サイト運営者メールアドレス)”

Notification of Copyright Infringement

On behalf of “●●(権利者名)“, I notice you of infringement of copyright on “●●(対象サイト運営者名)” and request you to remove, or disable access to, the material uploaded on the above web site as follows.

1. A physical or electronic signature of a person authorized to act on behalf of the owner of an exclusive right that is allegedly infringed:

(physical signature) _____

On behalf of “●●(権利者名)“

2. Identification of the copyrighted work claimed to have been infringed, or, if multiple copyrighted works at a single online site are covered by a single notification, a representative list of such works at that site:

“●●(作品名)”

3. Identification of the material that is claimed to be infringing or to the subject of infringing activity and that is to be removed or access to which is to be disabled, and information reasonably sufficient to permit the service provider to locate the material:

File upload on

- URL : http://www.* * * *.com/* * * * “●●(ファイル名)“

- URL : http://www.* * * *.com/* * * * “●●(ファイル名)“

4. The address, telephone number or email address of the complaining party:

- Address: ●●

- TEL: ●●

- FAX: ●●

- Email: ●●

5. I have a good-faith belief that use of the material in the manner complained of is not authorized by the copyright owner, its agent or the law.
6. I state that the information in this notification is accurate, and, under penalty of perjury, that I am authorized to act on behalf of the owner of an exclusive right that is allegedly infringed.

Best regards,

●●(担当者名)

●年●月●日

DMCAに基づく通知

“●●（対象サイト運営者名）”

“●●（対象サイト運営者住所）”

“●●（対象サイト運営者メールアドレス）”

著作権侵害の通知

「私／我々／当社／当職（ら）」は、「●●（権利者名）」を代表し、「●●（対象サイト運営者名）」における著作権侵害を貴社／貴殿に通知し、当該サイトにアップロードされている情報の削除又は当該情報をアクセス不能にするよう、以下のとおり要請いたします。

1. 侵害されたとされる著作権者の独占権を代理する権限を付与された当事者の自署又は電子署名
「●●（権利者名）」を代理して
（署名）
2. 侵害されたと主張する特定の著作物、又は、一つのオンラインサイトにおける複数の著作物が一つの通知によって対応する場合は、当該サイトにおける著作物の代表的なリスト
・「●●（作品名）」
3. 侵害していると主張されている又は侵害行為の対象であり、削除されるべき又はアクセスを無効にされるべき特定の情報、及び、サービスプロバイダによる発見を可能にするために合理的に十分な情報

下記の URL にアップロードされたファイル

・ URL : http://www.****.com/**** 「●●（ファイル名）」

・ URL : http://www.****.com/**** 「●●（ファイル名）」

4. 苦情を通知した当事者の住所、電話番号又はメールアドレス
・住所：●●
・電話番号：●●
・FAX 番号：●●
・メールアドレス：●●
5. 「私／我々／当社／当職（ら）」は、苦情を通知された方法で情報を使用することが、著作権者、その代理人又は法律によって許可されていないと誠実に信じています。
6. 「私／我々／当社／当職（ら）」は、本通知に記載された情報が正確であり、偽証罪の罰則の下、侵害を主張する独占的権利を保有する著作権者から権限を付与され、その権利を代理して行使していることを表明します。

●●（担当者名）

(3) その他：削除要請における注意点

ア．削除要請する際の言語

削除要請の通知は、実務上英語で行うことが多い。そのため、様々なウェブサイトに対し、削除要請を日常的に行うことが想定される場合には、削除要請作業の迅速性や効率性の観点から、英語版の削除要請文のフォームを準備しておくことが望ましい。

もっとも、対象ウェブサイトが言語を指定している場合には、当該言語以外で対応される可能性は低い。上記のようなフォームを用意している場合、まずは画一的に英語で通知し、それでは削除要請に対応されない場合に指定言語での再通知を行うという方針も考えられるが、英語以外の言語が指定されているウェブサイトについては、基本的に再通知が必要になってしまうと考えられるため、当初から指定された言語で削除要請通知を行う方が効果的であると考えられる。

イ．削除要請する際の名義

削除要請は、権利者本人が行える。もっとも、代表的なサイトの手続においては、申立人の氏名や連絡先等の情報が侵害者に開示される場合もあるため、留意が必要である。自身の情報が侵害者に開示されることを避けたい場合には、弁護士等の代理人を立てる等の方法が考えられる。

ウ．削除状況の確認

各種フォームや電子メールなどによって削除要請通知を行った後は、該当ページに適宜再アクセスし、当該コンテンツの削除の有無を確認すべきである。該当するコンテンツやウェブページが削除された場合には、英語ウェブサイトでは、「File Not Found」、「Deleted」、「Video Has Been Removed」などと表示されることが多い。

なお、ウェブサイトの削除対応の期間は、ウェブサイトごとにばらつきがあり、数日から1週間程度で削除される場合もあれば、削除対応が遅いものや対応期間が一律でないもの、さらには削除に全く応じないものもある。対応がなされないウェブサイトには、例えば、毎日削除通知を送り続けるなどのフォローを実施することで、削除が実施される場合もある。

なお、一旦削除されたものであっても、ユーザーにより、再アップロードによる繰り返し投稿がされたり、URLが付け替えられたりする場合もあることから、削除が実施されたコンテンツについても、継続的なウォッチングを行うことが望ましい。

それでも削除されないウェブサイトについては、削除要請通知の送付先を変えてみたり、

各国の法制度を把握した上で繰り返し投稿を行うアップローダーへ対応したりするなど、削除要請以外の方法の検討が必要になる。

エ．削除要請後の記録

削除要請通知を行った後は、随時、その状況を記録していく。削除状況の確認日や、削除の成否、削除完了確認日なども、記録しておくことが望ましい。削除がされないウェブサイトや、削除対応が遅いウェブサイトなどの情報も、今後の対策を行う上での貴重な情報となる。

さらに、権利行使をすべきでないコンテンツなどが判明した場合には、ホワイトリスト（14 頁参照）に追記し、最新の状態に保っておくとよい。

オ．損害賠償などの対抗措置を講じられるリスク

特に米国においては、削除要請などが言論の自由の侵害であるとして、自らの投稿した動画などを削除された者が削除要請を行った者に対し損害賠償請求をすることがある¹⁸。そのため、例えばパロディ作品などについては、損害賠償請求をされるリスクも考慮して慎重に権利行使の是非を判断する必要がある（米国におけるフェアユースの考えについては、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック—米国編—」（2021 年・文化庁）30 頁以下参照）。実際に削除要請したことを理由に損害賠償請求を提起された事例等については、本ハンドブック米国編 20 頁以下を参照されたい。

なお、その他のリスクとしては、著作権や商標権を濫用した企業の事例をまとめたウェブページ¹⁹に社名などが掲載されること（レピュテーションリスク）なども存在する。

¹⁸ 自社に都合の悪い情報を隠蔽するために DMCA を濫用する事業者が後を絶たないことが背景にあると考えられる。

¹⁹ <https://www.eff.org/takedowns>

カ．削除要請後に民事訴訟提起が必要となる場合（DMCA との関係）

削除要請を行った場合、投稿を行ったアップローダーが異議申立てを行うことがある。この場合、削除要請を行った権利者は、サイトを運営するプラットフォーマーから、一定期間内に、裁判所に対して投稿行為の禁止を求める申立てを行ったことを証明する書面（訴状等）の提出を求められることがある。これを提出しなかった場合、削除要請に基づいて削除又はアクセスブロックされていたコンテンツが再び閲覧可能な状態に戻るおそれがあるため、注意が必要である。

このような運用は、DMCA において、削除要請を行った権利者が一定期間内に提訴を行ったことに基づいて当該コンテンツの削除又はアクセスブロックを行ったことが DMCA 上プラットフォーマーの免責条件として規定されていることに起因しているものと考えられる。

なお、ここにいる「申立て」とは、DMCA が米国法である以上、米国法に基づく申立て（提訴）であることが基本前提であると考えられる。

権利者としては、米国法に基づき申立て（提訴）を行わない場合には、最終的に削除対象としたコンテンツが復活する可能性があることも想定した上で削除要請を行うべきであろう。

3. 代表的なサイトの削除要請窓口と権利保護プログラム等

大手の動画投稿サイト、SNS や電子商取引サイト（EC サイト）などにおいては削除要請窓口や削除要請フォームを設けていることが多い。また、著作権侵害対策について積極的に取り組むサイトの中には、さらに進んでより効率的に権利を保護する特別のプログラム（「権利保護プログラム」などと呼ばれることが多い。）を設けていることもある。それらのサイトについては、サイト側の用意した手順に従って削除要請などを行った方が迅速に削除されることが多く、基本的には当該手順に従って対応することが解決への早道である。

以下では、主要なサイトでの削除要請窓口について案内し、そのうち下掲表中の(*)については具体的な削除要請の手順について説明する。

また、昨今、NFT（Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略語で、ブロックチェーン技術を用いてデジタルデータに代えの利かない識別情報を持たせ、希少性や唯一性を与えようとするもの）の流通増加に伴い、海外を中心として、著作権者以外の者が無許諾で NFT を発行し販売している事例も増加傾向にある。NFT 固有の特殊性として、真正の権利者により発行された正規のものであることに価値があることや、プラットフォームから削除するのみでは NFT 自体が消滅するわけではないこと等が挙げられるが、現状は、無許諾で発行された NFT についても、プラットフォームへの削除要請が対策の主流となっている。本ハンドブックでもいくつか主要なプラットフォームの窓口とその削除要請の手続について紹介する。

ただし、これらは本ハンドブック作成時点の情報に基づくものであり、変更されることも多いため、削除要請する際には、ウェブサイトにおける説明などもよく読んで最新の手続を確認したうえで対応されたい。

サイト名	削除要請窓口	削除要請フォーム	権利保護プログラム
動画配信サイト			
YouTube *詳細は 37 頁 以下参照	著作権センター	https://www.youtube.com/copyright/complaint/form	・ Content ID https://support.google.com/youtube/answer/2797370 ・ コピーライト マッチ ツール https://support.google.com/youtube/answer/9245819?hl=ja&ref_topic=9282364 ・ コンテンツ検証プログラム https://support.google.com/youtube/answer/6005923
ビリビリ動画 *詳細は 48 頁 以下参照		https://www.bilibili.com/v/copyright/intro/	Content Creators Copyright Protection Program https://www.bilibili.com/read/cv17314897 https://www.bilibili.com/read/cv13764131
Dailymotion		https://faq.dailymotion.com/hc/en-us/requests/new?ticket_form_id=136048#new-request	
ショート動画			
TikTok *詳細は 55 頁 以下参照		https://www.tiktok.com/legal/report/Copyright?lang=ja	
好看視頻 (haokan)	https://haokan.baidu.com/	https://newcopyright.baidu.com/	
快手 (kuaishou)	https://www.kuaishou.com/	support@kuaishou.com	
西瓜視頻 (Xigua)	https://www.ixigua.com/	jubao@ixigua.com	
Douyin (TikTok 中国)		https://ipro.bytedance.com/view/login	

サイト名	削除要請窓口	削除要請フォーム	権利保護プログラム
SNS			
Twitter *詳細は 63 頁 以下参照	ヘルプセンター	https://help.twitter.com/for/ms/dmca	
Facebook *詳細は 70 頁 以下参照	ヘルプセンター	https://www.facebook.com/help/contact/634636770043106	・ブランドの権利保護 https://www.facebook.com/business/help/828925381043253?id=4533021280101097 ・Rights Manager https://www.facebook.com/business/help/330407020882707?id=708699556338610 ・IP 報告 API https://www.facebook.com/business/help/611786833293457?ref=search_new_3
Instagram *詳細は 79 頁 以下参照	ヘルプセンター	https://help.instagram.com/contact/552695131608132	Facebook と同様。
小紅書	https://www.xiaohongshu.com/	qinquan@xiaohongshu.com	
アプリ			
App Store *詳細は 87 頁 以下参照	Legal	https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/appstorenotices/#?lang=ja	
Google Play	Legal ヘルプ	https://support.google.com/legal/contact/lr_dmca?product=googleplay&uraw=&hl=ja	

サイト名	削除要請窓口	削除要請フォーム	権利保護プログラム
EC サイト			
ヤフオク!			プログラム A (予め権利登録が不要) https://business-ec.yahoo.co.jp/ppip/program_a.html プログラム B (予め権利登録が必要) https://business-ec.yahoo.co.jp/ppip/program_b.html
メルカリ	support@mercari.jp	https://about.mercari.com/contact/ipr-inquiry/	権利者保護プログラム https://about.mercari.com/safety/ip-protection-program/
楽天市場	権利者侵害通知窓口	https://ichiba.faq.rakuten.net/form/rightsmanagement-post	
ラクマ		https://fril.jp/info/rights_holder_inquiry/	権利者保護プログラム https://fril.jp/ppip?_gl=1*1kh3ge0*_ga*ODY1OTE3MjQ3LjE2NzI4MDAzNDA.*_ga_7KV9PBS698*MTY3MjgwMDMzOS4xLjEuMTY3MjgwMDYyNS4yNy4wLjA
Amazon		https://www.amazon.co.jp/report/infringement	https://brandservices.amazon.co.jp/?ld=BRJPNF
タオバオ・アリババグループ *詳細は 91 頁 以下参照	IP Protection Platform	https://ipp.alibabagroup.com/index.htm	
Shopee *詳細は 107 頁 以下参照		https://help.shopee.sg/portals/webform/4fdd0a74382a4d8089cabab7e7083699	
NFT マーケット			
OpenSea *詳細は 114 頁 以下参照	copyright@opensea.io	copyright@opensea.io	
Rarible	dmca@rarible.com	https://help.rarible.com/hc/en-us/articles/4406890983821-How-do-I-report-an-NFT-user-or-collection	
Foundation	trust@foundation.app	https://help.foundation.app/hc/en-us/requests/new	

(1) YouTube

YouTube では、著作権者が著作権のあるコンテンツを保護・管理するための様々なシステムやツールを提供しており、本ハンドブックでは下記について概要を説明する。

- ①専用のウェブフォームによる削除要請
- ②メール・ファックス・郵便による削除要請
- ③Content ID
- ④コピーライトマッチツール
- ⑤コンテンツ検証プログラム

ア．削除要請手続及び必要資料

全ての YouTube ユーザーが利用できる方法として、①専用のウェブフォームによる削除要請と、②メール・ファックス・郵便による削除要請がある。また、一定の条件²⁰を満たしたユーザーは、③Content ID、④コピーライトマッチツール、⑤コンテンツ検証プログラムを含む複数の著作権管理ツールも利用できる。

²⁰ ③～⑤にかかる著作権管理ツールの利用条件は、著作権管理を頻繁に行う必要性が実証されているか、権利とコンテンツを管理するために使用できるリソースを有しているかや、YouTube における著作権に関するシステムの理解度等に基づいて、YouTube が判断する。また、以下のウェブフォームに情報を記入して送信すれば、YouTube からユーザーのニーズにあった管理ツールが提案される。

https://support.google.com/youtube/contact/copyright_management_tools_form

①専用のウェブフォームによる削除要請

この方法で削除要請するには、自分のコンテンツがインターネット上で配信されている必要がある。もし該当する URL がない場合は、②メール・ファックス・郵便による削除要請の方法を利用することになる。

【Step 1】ログイン／アカウント登録

URL : <https://www.youtube.com/>



【Step2】専用ウェブフォームへアクセスするために、以下の手順で操作する。

The image shows the YouTube homepage with several annotations in orange boxes and arrows indicating the steps to access the Creator Tools:

- ① 「クリエイター ツール」をクリックする**: An arrow points to the 'Creator Tools' link in the left sidebar under 'YOUTUBE の他のサービス'.
- ② 「Studio」ページであることを確認する**: An arrow points to the 'Studio' link in the top left navigation bar.
- ③ 「著作権」をクリックする**: An arrow points to the 'Copyright' link in the left sidebar of the Studio page.
- ④ 「新しい削除リクエスト」をクリックする**: An arrow points to the '新しい削除リクエスト' link in the top right of the Copyright page.

The Copyright page also displays a message: 'まだ何もありません' (Nothing yet) and '送信済みの著作権侵害に基づく削除依頼はありません。あなたの動画に対して他のユーザーが行った著作権の申し立てをお探しの場合は、動画のリストをご確認ください。' (There are no removal requests based on submitted copyright infringement. If you are looking for copyright claims made against your videos, please check the video list.)

【Step3】 必要情報を入力し、削除要請申立てを行う

3-1 申立人のコンテンツ及び削除要請対象動画に関する情報を入力する

動画の削除リクエスト

著作権に基づく削除依頼の詳細を入力します。Google では、なんらかの措置を講じる前にそれぞれの依頼内容を確認しています。このフォームには、YouTube の著作権侵害による削除の利用規約が適用されます。

詳細 送信

1. 削除リクエストを受けている動画 (0)

著作権で保護されたコンテンツすべてが削除の対象になるわけではありません。一部の動画はフェアユースや同様の法律に基づいて保護されています。 [詳細](#)

①「+動画を追加」をクリックする

+動画を追加

動画の削除リクエスト

著作権に基づく削除依頼の詳細を入力します。Google では、なんらかの措置を講じる前にそれぞれの依頼内容を確認しています。このフォームには、YouTube の著作権侵害による削除の利用規約が適用されます。

詳細 送信

1. 削除リクエストを受けている動画 (0)

著作権で保護されたコンテンツすべてが削除の対象になるわけではありません。一部の動画はフェアユースや同様の法律に基づいて保護されています。 [詳細](#)

②「著作物の種類」を選択する ※1

自分のコンテンツ

著作物の種類
動画

③「サブカテゴリ」を、以下から選択する

サブカテゴリ

自分の YouTube チャンネルから
自分が法的な代理人である YouTube チャンネルから
YouTube 以外から

④自分の動画のURLを入力する

自分の動画の URL
例: <https://youtu.be/flx47qsz4Jc>

⑤「権利を侵害されたコンテンツのある場所」を以下から選択する ※2

権利を侵害されたコンテンツのある場所
選択してください

動画全体
タイムスタンプ

権利を侵害している動画

削除対象の動画の YouTube URL
例: <https://youtu.be/flx47qsz4Jc>

⑥削除対象のYouTube動画のURLを入力する

リストに追加 キャンセル

⑦「リストに追加」をクリックする

※1 著作物の種類（動画、音楽、ソフトウェア、ロゴ等）によって、その後に記載する情報が変化する。ここでは「動画」を選択している。

※2 動画全体が著作権侵害されている場合は「動画全体」を選択する。動画の一部であれば、「タイムスタンプ」を選択して、開始時間と終了時間を入力する。

3-2 著作権者情報を入力する

動画の削除リクエスト

×

著作権に基づく削除依頼の詳細を入力します。Google では、なんらかの措置を講じる前にそれぞれの依頼内容を確認しています。このフォームには、YouTube の著作権侵害による削除の利用規約が適用されます。

[詳細](#) [送信](#)

2. 著作権者

住所と電話番号は機密情報として取り扱われますが、訴訟の過程で要求される場合はこの限りではありません。YouTube が情報の開示を求められた場合は、事前にお知らせいたします。著作権に基づく削除依頼は法定代理人が行うこともできますが、その場合は法定代理人のアカウントから削除依頼を申請する必要があります。 [詳細](#)

関係当事者 ② 自分	※1	著作権で保護されたコンテンツとの関係 (必須) ②	※2
著作権者名 (必須) ②	※3	国 (必須) 選択	
電話番号 (必須)		町村、番地 (必須)	
メインのメールアドレス (必須) ② [redacted]@gmail.com		市区郡 (必須)	
予備のメールアドレス ②		都道府県 (必須)	郵便番号 (必須)

※1 著作権侵害に基づく削除要請ができるのは、「自分」（著作権者）又はその「正式な代理人」のみである。どちらかを選択する。

※2 ※1 に関連して仕事上の役職名を入力する（例：本人、著作権者である●●株式会社の法務部担当など）。

※3 チャンネル名又は著作権者の名称・氏名を入力する（身元を特定可能なものであれば、仕事で使用している名前でも構わない。）。この情報は被申立人に開示されるので、注意が必要である。

3-3 削除オプションを選択する

動画の削除リクエスト

著作権に基づく削除依頼の詳細を入力します。Google では、なんらかの措置を講じる前にそれぞれの依頼内容を確認しています。このフォームには、YouTube の著作権侵害による削除の利用規約が適用されます。

詳細送信

3. 削除オプション

対象の動画を削除するタイミング **※1**

☐ スケジュールを設定: 7 日前の猶予通知を送信する
YouTube によるリクエストの審査後、アップロードしたユーザーが動画を削除して著作権侵害の警告を回避できるように 7 日間の猶予を与えます。アップロードしたユーザーが動画を削除しなかった場合、7 日後に動画は削除されます。

☐ 標準: 今すぐ削除をリクエストする
この削除措置は著作権の違反警告につながる場合があります。YouTube はリクエストの審査後に動画を削除します。

コピー **※2**

☐ 今後 YouTube にこれらの動画のコピーが表示されないようにする
削除依頼が有効な場合、YouTube は新しくアップロードされた該当の動画をできる限り表示されないようにします。 [詳細](#)

※1 「スケジュールを設定: 7 日前の猶予通知を送信する」を選択する場合としては、対象動画が直ちに削除されることによって被申立人との間にトラブル等（例えば、被申立人が潜在的なビジネスパートナーになり得る場合、被申立人による利用がフェアユースに該当し得る場合等）が懸念されるため、7 日間の猶予を与えて被申立人に任意の対応を求める場面などが挙げられる。

※2 申立人において、「今後 YouTube にこれらの動画のコピーが表示されないようにする」にチェックを入れることができる。もしこの削除要請が承認された場合、今後、YouTube は削除要請対象の動画の再アップロードを自動的にブロックする。なお、ライセンス等自分以外によるコンテンツの利用を妨げたくないといった事情があれば、チェックはしない。

3-4 法的合意事項にチェックを入れ、署名を行い、申立てを送信する。

動画の削除リクエスト

著作権に基づく削除依頼の詳細を入力します。Google では、なんらかの措置を講じる前にそれぞれの依頼内容を確認しています。このフォームには、YouTube の著作権侵害による削除の利用規約が適用されます。

詳細 送信

4. 法的合意事項

①全ての法的合意事項にチェックを入れる

☐ 私は、申し立てが行われたコンテンツの使用が、著作権者、代理人、法律によって許可されていないことを確信しています。

☐ この通知に記載する情報は正確であり、虚偽の申告をした場合には偽証罪に問われることを認識したうえで、私は、自身が著作権者であること、または侵害されていると主張する独占的権利の所有者から代理権を許諾されている者であることを誓います。

☐ 所有権のないコンテンツの削除リクエストを送信するなどしてこのツールを不正使用した場合、YouTube アカウントが削除される場合があることを了解しています。

署名（必須）

① 署名には、政府機関発行の身分証明書に記載されているご自分の氏名（通常は姓と名）を入力してください。この情報を提供していただかない限り、リクエストは処理いたしかねますのでご了承ください。

②申立人の氏名を入力する

③全ての必要事項を記入・確認した後、「送信」をクリックする

【Step4】 申立結果の確認

4-1 申立ての受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、YouTube は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査し、審査が完了するとメールで申立人に通知する。必要な情報が不足している場合や更に詳しい情報が必要な場合、YouTube からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

4-2 削除

YouTube が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、動画を削除し、被申立人に対し、申立人の情報（申立人の名称、メールアドレス等）及び異議通知の提出方法を通知する。

4-3 異議

YouTube は、被申立人から有効な異議通知を受け取ると、速やかに申立人に転送する。もし、申立人が 10 営業日以内に、削除要請申立て以外の法的措置（提訴等）²¹を講じた証拠を提出しない場合、YouTube は削除された動画を復元する場合がある。

²¹ 32 頁で述べたとおり、この法的措置は米国法に基づく申立て（提訴）であることが基本前提である点に注意を要する。

②メール・ファックス・郵便による削除要請²²

【宛先】

宛名 : DMCA Complaints YouTube (Google LLC)
住所 : 901 Cherry Ave. San Bruno, CA 94066, USA
メール : copyright@youtube.com
ファックス : +1 650 872 8513

【申立書の参考書式】日本語版

[私／我々／当社／当職（ら）] は、YouTube における著作権侵害をここに通知し、かかる著作権侵害コンテンツを削除するよう、以下のとおり要請いたします。

1. 権利者情報

- ・権利者名：●●
- ・メールアドレス：●●
- ・住所：●●
- ・電話番号：●●

2. 著作権で保護された作品情報

- ・作品タイトル：●●
- ・作品種類：動画／オリジナル曲／ソフトウェア／アートワーク／その他
- ・作品 URL：●●（インターネットで公開されている場合のみ）
- ・作品サンプル：●●（作品を CD 化したものやプリントアウト等ある場合のみ）
- ・作品の権利帰属証明資料：●●（著作権登録原簿などがある場合のみ）

3. 削除要請対象の動画情報

- ・タイトル：●●
- ・URL：www.youtube.com/watch?v=xxxxxxxxxxxx
(複数のコンテンツの URL を記載してもよい。ただし、チャンネル名やチャンネル URL などの概要だけでは不十分。)

4. 誓約

私は、申立てが行われたコンテンツの使用が、著作権者、その代理人、又は法律によって許諾されていないことを確信しています。

この通知に記載する情報は正確であり、虚偽の申告をした場合には偽証罪に問われることを認識したうえで、私は、自身が著作権者である、又は侵害されていると主張する独占的権利の所有者から代理権を許諾されている者であることを宣言します。

5. 署名

●●

(著作権者本人又はその正式な代理人の実際の署名又は電子的な署名が必要。)

²² 宛先、申立書の参考書式等は、下記に記載の情報を参照している。

<https://support.google.com/youtube/answer/6005900>

【申立書の参考書式】 英語版

[I/We/Our Company] hereby [notify/notifies] you of copyright infringement on YouTube and request that the infringing content be removed as follows.

1. Information of the right holder:

- Name of right holder: ●●
- Email address: ●●
- Address: ●●
- Phone number: ●●

2. Information of the copyrighted work:

- Title of work: ●●
- Type of work: video/original song/software/artwork/other
- URL: ●● (if it is publicly available on the Internet)
- Sample: ●● (if there is a CD or printout of the work)
- Proof of copyright ownership: ●● (if there is a copyright registration certificate, etc.)

3. Information of the content requested to be removed:

- Title of work: ●●
- URL: www.youtube.com/watch?v=xxxxxxxxxxx

(Multiple content URLs are acceptable. However, general info such as a channel name or channel URL is not adequate.)

4. Declaration:

I have a good faith belief that the use of the material in the manner complained of is not authorized by the copyright owner, its agent, or the law.”

The information in this notification is accurate, and under penalty of perjury, I am the owner, or an agent authorized to act on behalf of the owner, of an exclusive right that is allegedly infringed.

5. Signature:

●●

(The physical or electronic signature of the copyright owner or an agent authorized to act on their behalf is required.)

③Content ID

Content ID は、著作権侵害の可能性がある動画を自動で識別する一致検出システムである。現在、YouTube で行われている著作権侵害の申立ての約 98%が Content ID を通じて行われている。一方で、本ツールを使用できるユーザーは限定されており、著作権者が多くの有効な削除要請を提出してきたこと、Content ID を管理するリソースを有していること等の条件が定められている。一般的には、複雑な著作権管理を行う必要がある著作権者（レコードレーベルや映画制作会社など）がこのツールの利用者として想定されている。

※ Content ID のガイドページ：

<https://support.google.com/youtube/answer/2797370>

Content ID が利用可能になると、著作権者が提出したファイルがデータベースに登録される。YouTube にアップロードされる動画は、Content ID によりスキャンされデータベースと照合される。著作権者は、自身が権利を所有している動画に一致するコンテンツが見つかった場合、以下の措置を選択できる。

- ・動画を視聴できないようにブロックする。
- ・動画に広告を掲載して動画を収益化し、場合によってはアップロードしたユーザーと収益を分配する。
- ・動画の視聴者に関する統計情報をトラッキングする。

上記の措置は、国別又は地域別に設定できる。例えば、ある国や地域では動画を収益化し、別の国ではブロック又は追跡するよう設定することが可能である。

④コピーライトマッチツール

コピーライトマッチツールは、YouTube 上において、コピー動画又はコピーの可能性のある動画を自動的に特定できるシステムである²³。当該ツールは、有効な削除要請をしたユーザーが利用できる。YouTube によって削除要請が有効だと承認されると、コピーライトマッチツールが、当該削除要請の対象となった動画と一致する他の動画又は一致する可能性がある動画を自動的に特定する。検出された動画について、以下の措置を選択できる。

- ・動画をアップロードしたユーザーにメールを送信して問い合わせる。
- ・動画の削除を要請する。
- ・動画をアーカイブ化する（削除対象から外す。）。

※ コピーライトマッチツールのガイドページ：

<https://support.google.com/youtube/answer/7648743>

⑤コンテンツ検証プログラム（CVP）

著作権侵害のコンテンツを頻繁に削除する必要があり、過去に多くの有効な削除要請をしてきた場合、コンテンツ検証プログラムを利用できる可能性がある。コンテンツ検証プログラムには、著作権侵害が疑われるコンテンツを検索し、多くの動画に対して一括で削除を要請できるツールが用意されている。

このプログラムを利用するには、「コンテンツマネージャアカウント」を作成し、ログインする必要がある。

※ コンテンツ検証プログラムのガイドページ：

<https://support.google.com/youtube/answer/6005923>

イ．所要期間

実務上、削除要請申立てが受理されてから対象コンテンツが削除されるまでには、数時間～数日間程度を要することが一般的である。場合によっては審査に時間がかかり、1 か月ほどしてようやく削除に至るケースもある。

²³ Content ID とコピーライトマッチツールとは、同じマッチング技術を使用しているが、コピーライトマッチツールの方が比較的管理が容易であり、必要なリソースも少ないとされる。

<https://support.google.com/youtube/answer/9245819>

(2) ビリビリ動画

ビリビリ動画²⁴では、削除要請を行うための専用のウェブフォームを設けている。以下では、この専用のウェブフォームによる削除要請の方法を紹介する。

ア. 削除要請手続及び必要資料

【Step1】アカウント登録する

次の URL にアクセスし、SMS 認証を経てアカウント登録する。

<https://passport.bilibili.com/login>

The image shows two screenshots of the Bilibili login page, illustrating the steps for account registration. The page features the Bilibili logo, a search bar, and a login section with options for password, QR code, and SMS verification.

Step 1: Account Registration

- ① クリックする (Click)
- ② 国名から「日本」を選択する (Select 'Japan' from the country list)
- ③ 携帯電話番号を入力する (Enter mobile phone number)
- ④ SMS認証コードを取得する (Obtain SMS verification code)
- ⑤ 認証コードを入力する (Enter verification code)
- ⑥ クリックする (Click)

The annotations are as follows:

- ① クリックする: Points to the 'アカウント登録' (Account Registration) button.
- ② 国名から「日本」を選択する: Points to the '日本' (Japan) option in the country dropdown menu.
- ③ 携帯電話番号を入力する: Points to the '填写常用手机号' (Enter常用 mobile phone number) input field.
- ④ SMS認証コードを取得する: Points to the '获取验证码' (Get verification code) button.
- ⑤ 認証コードを入力する: Points to the '请输入短信验证码' (Please enter SMS verification code) input field.
- ⑥ クリックする: Points to the '注册' (Register) button.

²⁴ <https://www.bilibili.com/>

【Step2】ログインする

ログインの方法は「パスワードログイン」と「SMS ログイン」の2種類から選択できる。アカウント登録後に、ユーザー情報やパスワードなどが編集できるが、削除要請を目的として利用する場合、「SMS ログイン」を使用する方が簡便である。



【Step3】専用のウェブフォームにアクセスし、削除要請申立てを行う

専用のウェブフォーム URL : <https://www.bilibili.com/v/copyright/intro>



言語選択 ※

选择语言

侵害申立ての提出

選択する

提交侵权申诉

如本站用户上传内容（如视频/专栏/动态/音频/账号昵称、头像、简介）侵犯您的知识产权或人格权，请点击此申诉。

*注：知识产权含著作权（含邻接权）/商标权/专利权等；人格权含名誉/隐私/姓名/名称/荣誉/肖像/商誉权等。

账号封禁申诉，评论/弹幕/私信内容的申诉或举报，方式如下：

- 账号封禁申诉：请至“客服中心”的自助服务处进行申诉；
- 评论：点击评论右侧的  选择【举报】；
- 弹幕：选择需要举报的弹幕后点击  举报图标；
- 私信：右键单击或长按欲举报私信内容并选择违规类型提交。

侵害申立ての管理

侵权工单管理

点击该栏，申诉人可以查询已提交的申诉处理进度。查看被申诉人提交的《不存在侵权申诉声明》及材料，并与被申诉人沟通。

被申诉人可以查询稿件被申诉的情况。在认为稿件不侵犯人格权益的情形下提交相关抗辩，并与申诉人沟通。

反論提出

稿件恢复指引

如您认为您上传的稿件并未侵犯他人著作权（含邻接权）、商标权、专利权，但被删除或被断开链接的，可以对哔哩哔哩发出要求恢复（包括视频、专栏等）。

您可通过创作中心-稿件管理就具体被删除的稿件向哔哩哔哩提出恢复申请。

※ 言語について、英語も選択可能。

【Step4】資格認証を行う

※ 資格認証は初回の削除要請時にのみ行う。

1. 資格認証

2. 权益认证

3. 申诉请求

資格身分	资质身份 ☐ 自然人 ☒ 法人/非法人组织
名称	個人 法人／非法人組織 ※1 名称 企业/机构/单位/团体全称 (必填)
証明資料番号	证件编号 营业执照证件编号 (必填)
營業許可証／その他の登記証明 ※2	营业执照/其他登记证明 + (必填) 请上传清晰的原件照片, 支持jpg、jpeg、png、bmp格式, 大小不超过20M, 上限10张 鮮明な原本写真をアップロードしてください jpg、jpeg、png、bmp形式対応可能 容量上限20Mまで、枚数上限10枚まで
証書の有効期間	证件有效期 起始时间 结束时间 (必填) 如有效期为永久, 则无需选择结束时间 永久の場合「 结束时间 」(終了期間)を選択する必要はありません
担当者氏名	联系人姓名 真实姓名 本名記入 (必填)
担当者の身分証書番号	联系人身份证件号 (必填)
担当者のメールアドレス	联系人邮箱 (必填)
担当者の携帯電話番号 ※3	联系人手机号 日本 +81 手机号 (必填)
認証コード	6位验证码 获取验证码 認証コード取得
連絡先住所	联系地址
郵便番号	邮政编码
FAX番号	传真号码
電話番号	座机号码

取消

取消

下一步

次へ

※1 非法人組織とは、個人事業主、組合等、法人格を有さない組織である。

※2 營業許可証について、日本企業の場合、登記事項証明書及びその概要の中国語訳を提出する。

※3 携帯電話番号について、日本の携帯電話番号も利用可能。

【Step5】権利認証する

※ 同一権利の場合、権利認証は初回の削除要請時にのみ行う。

1. 資料認証
2. 権利認証
3. 申訴請求

代理の有無

権利種類

権利内容

著作物種類 ※ 1

著作物名称

地域 ※ 2

期限

証明資料アップロード ※ 3

是否代理 ☐ 代理人 ☒ 権利人

代理人
権利者

权益类型:
 ☒ 著作権
 ☐ 商標権
 ☐ 商譽權
 ☐ 人格權
 ☐ 姓名權

著作権
商標権
商業名譽權
人格權
氏名權

权益内容 1

著作类型 请选择 (必填)

著作名称 (必填)

地区 请选择 (必填)

期限 起始时间 结束时间 (必填)

如有效期为永久，则无需选择结束时间

永久の場合「 结束时间 」(終了期間)を選択する必要はありません

証明 + (必填)

请提供权利人的证明文件，包括但不限于：
 1. 发布原创视频的帐号后台主页截图；
 2. 视频制作过程中使用的素材、材料，以及可证明视频由权利人制作、剪辑的材料，例如：视频剪辑过程文件及视频中出镜人物的授权文件；
 3. 片头片尾版权方署名证明材料；
 4. 作品登记证明文件；
 5. 其他权属证明文件（如委托制作合同、授权合同、授权书等明确包含权属约定的文件）。
 支持jpg、jpeg、png、bmp格式，大小不超过20M，上限10张

+ 添加权益内容

権利内容の追加（ある場合）

上一步
前へ
下一步
次へ

※1 著作物の種類について動画、音楽、図案、文書、その他から選択可能。

※2 地域について、全世界、中国大陸、日本等から選択可能。

※3 証明資料アップロードの欄における説明文の内容は以下のとおりである。

権利者の証明資料をご提供ください。証明資料には以下が含まれますが、これらに限られません。

1. オリジナル動画を公開したアカウントのページのキャプチャー
2. 動画制作に使用された素材、材料及び動画が権利者によって制作・編集されたことを証明する資料（例：動画編集過程の資料、動画出演者の授權資料など）
3. オープニング・エンディングのクレジット証明資料
4. 作品の登録証明資料
5. 権利帰属を証明するその他の書類（例：制作委託契約書、ライセンス契約書、授權証など権利帰属についての合意が明確に含まれている書類）

※ jpg、jpeg、png、bmp 形式対応可能。容量上限 20M まで、枚数上限 10 枚まで。

【Step6】削除要請申立てを行う

1. 资质认证
2. 权益认证
3. 申诉请求

申立請求

申立方式 ※2

添付アップロード ※3、4

申立人保証 ※5

申诉请求 ☒ 侵权申诉 ☐ 权利预警

侵害申立て

権利アラーム ※1

申诉方式 ☒ 上传附件 ☐ 手动填写

添付アップロード

手入力

●手动填写支持单部作品最多10条，表格附件支持1000条侵权链接上限。请根据实际情况选择合适的申诉方式。（附件上传方式目前仅支持著作权、商标权类型的申诉。）

上传附件 点击上传 📘 请下载使用模板表格，并按照表格内容填写上传

点击下载默认表格 仅支持.xlsx附件，且不超过20M

クリックしてテンプレートフォームをダウンロードする
 (.xlsxのみ対応可能、容量上限20Mまで)

☐ 本人保証以上填写内容准确无误，且提交的证明文件不包含任何隐私信息（包括但不限于身份证、家庭地址、电话等）。本次申诉中所提交的全部信息均真实合法，如有虚假，愿意承担由此带来的全部法律责任。

上一步
前へ

提交

次へ

※1 権利アラームとは、将来起こりうる侵害を想定して、著作権者であることをプラットフォームに対して事前に知らせるにとどまるものである。

※2 申立方式について、手入力の場合は1作品最大10件まで、エクセルでリストを添付する場合は最大1,000件までの侵害リンクについて対応可能である。実情に合わせて適切な申立方式を選択する（現在、リスト添付方式は、著作権、商標権に関する申立てのみに適用される。）。

※3 テンプレートフォームをダウンロードして利用し、フォーム内容に従って記入・アップロードする。

※4 テンプレートフォームの記入例
(中文)

权益内容	链接类型	侵权描述	注意！
●●	视频	该链接内容于●分●秒-●分●秒内，擅自使用了我方享有权利的视频	

(和訳)

権利内容	リンク種類	侵害説明	注意点
●●（作品タイトルを記入）	動画	当該リンクは●分●秒～●分●秒において、私が権利を有する動画を使用しています。	

※5 申立人の保証に記載されている内容の参考訳は以下のとおりである。

私は、上記の記入内容が正確かつ誤りがなく、提出した添付資料に個人情報（身分証明書、住所、電話番号など）が含まれていないことを保証します。本申立てにおいて提出された全ての情報は真実かつ合法であり、虚偽があった場合、（私が）全ての法的責任を負います。

【Step7】申立結果の確認

7-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、ビリビリ動画は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合や更に詳しい情報が必要な場合、ビリビリ動画からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

7-2 削除

ビリビリ動画が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、リンクを削除し、被申立人にその旨を通知する²⁵。

7-3 異議

被申立人が非侵害であると主張する場合、ビリビリ動画に投稿回復申立てを行い、ビリビリ動画は同申立てを審査したうえで、回復するか否かを決め、申立人にその結果を通知する。

イ．所要期間

削除申立てが受理されてから、通常、削除されるまでに1週間程度を要する。

²⁵ ビリビリ動画においては、申立人が法人の場合は法人名称が被申立人に開示されるが、個人の場合は申立人の情報は開示されない。

(3) TikTok

TikTok²⁶では、著作権侵害のコンテンツの削除要請を行うための専用のウェブフォームを設けている。以下では、この専用のウェブフォームによる削除要請の方法を紹介する。

ア．削除要請手続及び必要資料

【Step1】専用のウェブフォームにアクセスする

①パソコンから

専用のウェブフォーム URL : <https://www.tiktok.com/legal/report/Copyright?lang=ja>

②モバイル端末（アプリ）から

- a. 対象の動画ページにアクセスする。
- b. 画面の任意の箇所を長押しするか、画面の右にある「シェア」をタップする。
- c. 表示される画面で「報告する」、「知的財産権の侵害」を順に選択する。

・画面長押しの場合



²⁶ <https://www.tiktok.com/ja-JP/>

- ・シェアをタップする場合



以降の削除要請手順は、パソコンとモバイル端末で同様のため、パソコンからの手順を紹介する。

【Step2】必要情報を入力し、削除要請申立てを行う

2-1 メールアドレスを認証する

専用のウェブフォームにメールアドレスを入力すると、TikTok からメールが届く。このメールアドレスは、リンク削除要請の際に TikTok との連絡に使用されるものである。

※2 回目以降は、このメールアドレス認証を省略できる。



新型コロナウイルス感染症におけるTikTokの支援活動について >

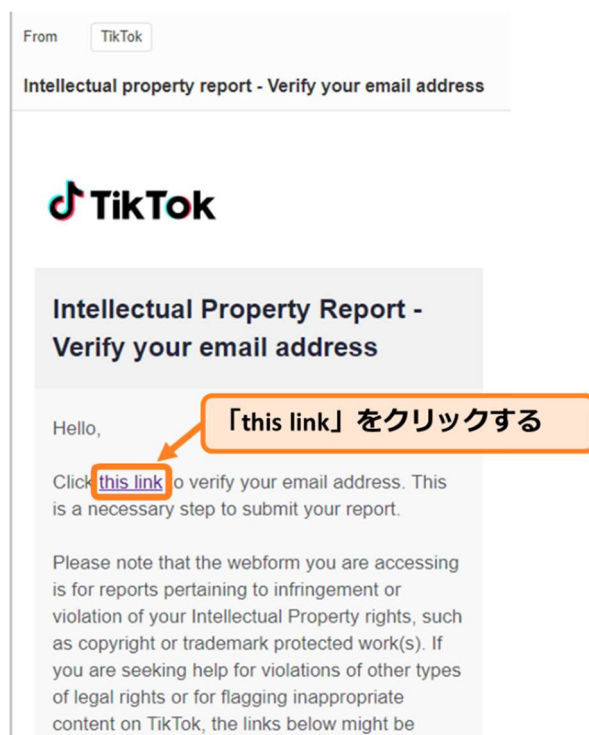
著作権侵害を報告

メールアドレスの認証

報告の前にメールアドレスを認証する必要があります。

次へ

届いたメールを開き、本文中の「this link」をクリックすると、メールアドレスの認証が完了する。



著作権侵害を報告

メールアドレスの認証

報告の前にメールアドレスを認証する必要があります。



2-2 権利者及びその著作物に関する情報を入力する

下記に表示される画面にて「＊」の付く項目を全て入力する。

著作権侵害を報告

このフォームはユーザーが作成したコンテンツ（スポンサードコンテンツを含む）の違反報告用です。広告の著作権または商標権違反を報告する場合は、[こちらのページ](#)からお願いいたします。

連絡先情報

あなたの連絡先情報は、今回報告対象になっている投稿したユーザーと共有される場合があります。個人用の連絡先を共有したくない場合は、仕事用の連絡先を入力してください。

氏名＊

著作権者の氏名＊

あなたの実在住所＊

電話番号＊

メールアドレス＊

最初に認証されたメールアドレス（入力不要）

著作権者

法的権利の侵害又は違反を主張する報告は、著作権者又は著作権者を代理して報告する権限を有する者が提出する必要があります。あなたが著作権者又は正当な権限を有する代理人ではない場合、TikTokはあなたの報告を処理することができません。

著作権所有権とあなたの関係＊

☒ 著作権者本人

☐ 著作権者の法律顧問

☐ 著作権者の従業員

☐ 著作権者の正当な代理人

ここでは、「著作権者本人」を選択している

権利及び授權の証明＊

証明書、ライセンス契約書、及び／又はその他お客様が著作権者であることを証明する資料をご提供ください。これは権限の証明のために非常に重要な資料となります。これらの電子的な写しをアップロードすることができます。

あなたが著作権者の代理人として行動する権限を与えられている場合は、その委任状の写しをアップロードしてください。委任状がない場合は、署名入りのステートメントをアップロードして、著作権者とのあなたの関係性を説明してください。必要な文書をすべて添付することで、より迅速に対処することができます。

Upload

2-3 著作権侵害のコンテンツに関する情報を入力する

報告するコンテンツ

報告したいコンテンツのURL（動画、LIVE、アカウント、音楽へのリンクなど）を入力してください。*

複数のURLを報告したい場合は、TikTokがURLを特定するためURLごとに改行にご協力ください。

e.g.https://www.tiktok.com/@tiktok/video/6744000671319641350
https://www.tiktok.com/@tiktok/video/6743715745529629957

著作権で保護されたあなたの作品について

著作物の種類*

- ☐ 動画
- ☐ オリジナルの楽曲
- ☐ 音声・オーディオ
- ☐ 写真/イラスト・絵
- ☐ ロゴ
- ☐ その他

著作権で保護された作品の説明*

※

侵害されたと思われるあなたの著作物について、明確かつ詳細な説明をお書きください。

追加資料等（任意）

あなたの報告を裏付けるその他の資料等をご提供ください。

Upload

※ 参考例（例：動画の場合）は以下のとおりである。

当社はアップロードされた資料に関する●●という映画の著作権者です。

2-4 同意事項にチェックを入れ、電子署名を行い、申立てを完了させる

同意事項

以下のうち該当するものにチェックをしてください。お客様にとってすべての
表明が真実でなければ、報告を行うことはできません。*

- ☐ 私は、上記において申し立てられた方法による報告された素材の使用は、
著作権者、その代理人又は法律によって正当に認められたものではない
と、誠実に確信しています。
- ☐ 虚偽の申し立てをすれば偽証罪によって罰せられるという条件の下で、上
記の情報が正確であること、及び私が著作権者である、又は著作権者の代
理として行為する権限を与えられていることを表明します。
- ☐ 著作権侵害通知において提供したすべての情報がコンテンツのアップロー
ド者、lumendatabase.orgに送信されること、又はTikTok若しくは第三者
が何らかの方法で公表する場合があることを承認します。

署名

電子署名をしてください*

著作権者又は著作権者の授権代理人の署名をしてください。電子署名として氏
名を入力することでも可能です。

送信

【Step3】申立結果の確認

3-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、申立てに関する情報が記載されたメールが自動で申立人に届く。場合によっては、TikTok からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

3-2 削除

TikTok が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、被申立人に対し、申立人の情報（申立人の名称、メールアドレス、申立ての詳細等）及び異議通知の提出方法を通知する。被申立人から異議通知がない場合、申し立てられたコンテンツの削除が確定する。

3-3 異議

TikTok は、被申立人から有効な異議通知を受け取ると、その通知内容を原則として速やかに申立人に転送する。その場合、両当事者は交渉や訴訟など法的措置を通じて問題解決を図ることになる。

イ．所要期間

削除要請申立てが受理されてから、通常、削除されるまでに 1 週間程度を要する。

(4) Twitter

Twitter²⁷では、著作権侵害のコンテンツの削除要請を行うための専用のウェブフォームを設けている。以下では、この専用のウェブフォームによる削除要請の方法を紹介する。

ア．削除要請手続及び必要資料

【Step1】 ログイン／アカウント登録

Twitter の指示に基づき、アカウント登録手続を完了させる。

登録ページ：<https://twitter.com/i/flow/signup>



The screenshot shows the Twitter sign-up page with the title "Twitterをはじめましょう". There are three main login options: "Google で登録", "Appleのアカウントで登録", and "電話番号またはメールアドレスで登録". The first three options are grouped by an orange box. Below them is a link to the Terms of Service and Privacy Policy. At the bottom, there is a link to "ログイン" (Login) for existing accounts. An orange callout box with the text "いずれかを選択して手続を進める" (Select one and proceed with the procedure) has arrows pointing to the three login options and the "ログイン" link.

²⁷ <https://twitter.com/>

【Step2】専用のウェブフォームにアクセスし、著作権侵害の項目を選択する

専用のウェブフォーム URL : <https://help.twitter.com/ja/forms/ipi>

お問い合わせ 知的財産権に関する問題

知的財産権に関する問題のヘルプ

どのような問題がありますか？ (必須)

▼

商標権を侵害している可能性のある行為を報告したい
Twitterにおける偽造品に関する問題を報告したい
著作権を侵害している可能性のある行為を報告したい
DMCA (デジタルミレニアム著作権法) に関する通知に対し、異議申し立て通知を提出する必要があります
DMCA申し立ての撤回を提出する必要があります

選択する

ここでは、著作権侵害に基づく削除要請を行うので、「どのような問題がありますか？ (必須)」の欄では、「著作権を侵害している可能性のある行為を報告したい」を選択している。

お問い合わせ 知的財産権に関する問題

知的財産権に関する問題のヘルプ

どのような問題がありますか？ (必須)

著作権を侵害している可能性のある行為を報告したい

▼

この問題の影響を受けている当事者についてお知らせください (必須)

私は著作権者です

▼

私は著作権者です
私は著作権者の正式な代理人です。
上記のどれも該当しない

いずれかを選択する

「この問題の影響を受けている当事者についてお知らせください (必須)」の欄で、「私は著作権者です」又は「私は著作権者の正式な代理人です」のいずれかを選択する。ここでは、「私は著作権者です」を選択している。

【Step3】必要情報を入力し、削除要請申立てを行う

3-1 権利者に関する情報を入力する

あなたに関する情報

著作権者の氏名 (必須)

氏名 (必須)

会社名 (必須)

役職 (必須)

メールアドレス (必須)

Twitterから連絡するメールアドレスです。

@

アカウントにメールアドレスを追加したり、報告に使用しているメールアドレスを変更したりする必要がある場合には、[こちら](#)の手順に従って行ってください。

町名・番地 (必須)

市区町村 (必須)

都道府県

郵便番号

国名 (必須)

1つ選択してください

▼

電話番号

FAX番号

3-2 権利者の作品に関する情報を入力する

著作権を侵害している素材のプラットフォームについて

どこで著作権侵害が発生していますか？ (必須)

著作権侵害がTwitterとVine、またはTwitterとPeriscopeで行われている場合は、個別に報告してください。著作権を侵害しているVineのコンテンツがツイートされている場合は「Vine」を選択し、元のVineを報告してください。著作権を侵害しているPeriscopeのコンテンツがツイートされている場合は「Periscope」を選択し、元のPeriscopeを報告してください。

- ☐ Twitter
- ☐ Vine
- ☐ Periscope

著作物について

著作物の種類 (必須)

- ☐ テキスト
- ☐ 画像/写真
- ☐ 録音
- ☐ 録画 (音声に伴うものを含む)
- ☐ その他

オリジナルの作品に関する説明 (必須)

オリジナルの作品について詳しく説明してください (例: 「私が撮ったバスタブの中にある犬の写真」)。可能であれば1作品に絞るか、代表的な作品のリストにしてください。

255字まで

255

オリジナルの作品へのリンク

例 1

https://

+ 別のリンクを追加

3-3 著作権侵害のコンテンツに関する情報を入力する

著作権を侵害している素材について

著作権を侵害している素材のURLを入力してください（例: ツイートのURL、Periscopeライブ放送のURLなど）。

例 1

https://

+ 別のリンクを追加

報告対象のツイート、アカウント、スペース、リスト、モーメントを調査する必要があります。
[Twitterヘルプセンター](#)には、ツイートのリンクの検索方法についての手順が記載されています。

侵害について説明する（必須）※

著作権侵害について詳しく説明してください。ツイートのコンテンツ自体が著作権で保護されていない限り、著作権侵害にあたる素材へのリンクを含んでいないツイートに対して、DMCAに基づく削除要請の手続きをすることはできませんのでご了承ください。違反の可能性がある画像が、プロフィール画像とヘッダー画像のいずれかまたは両方に使われている場合、審査が行えるように、その情報も併せてご提供ください。

15000字まで

15000

※ 「侵害について説明する」の参考例（例：動画の場合）は以下のとおりである。

当社は●●という動画（以下「本動画」という。）の著作権者です。被申立人が投稿した上記ツイートには、本動画（●分●秒～●分●秒）が無断で使用されており、本動画に対して当社が有する著作権を侵害しています。
したがって、対象ツイートを直ちに削除することを求めます。

3-4 宣誓及び行使する権限にチェックを入れ、電子署名を行い、削除要請申立てを完了させる

必要なステートメント:

下記3項目にチェックを入れる

512 (f) Acknowledgment (必須)

☐ 17 U.S.C. § 512 (f) (米国著作権法) に基づき、私は訴訟費用および弁護士費用を含むあらゆる損害について責任を問われる可能性があることを理解しています。

宣誓 (必須)

☐ 私は申し立てた態様での素材の使用が、著作権者、その代理人、または法律によって許容されていないことを、良心に従い誠実に認識しています。

行使する権限 (必須)

☐ この通知の情報は正確です。私は、著作権者の代理として行動する権限を持っていることが虚偽の場合は偽証罪に問われることを理解しています。

報告しようとしている素材が著作権侵害にあたるかどうか（フェアユースで保護されているかどうかなど）わからない場合は、通知を提出する前に弁護士にご相談ください。

こちらに電子サインとして氏名を入力してください。

署名 (必須)

この報告を処理する過程で、Twitterは影響を受けるユーザーに対し、氏名、メールアドレス、住所、報告内のその他すべての情報を含むこの申し立ての完全な写しを提示することや、[Lumen](#)などの第三者に、連絡先情報を削除した写しを提供する場合があることを理解しています。詳細は、[著作権に関するポリシー](#)をご覧ください。

送信

【Step4】申立結果の確認

4-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、申立てに関する情報が記載されたメールが自動で申立人に届く。場合によっては、Twitter からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

4-2 通知

Twitter が申立内容を審査し、所定の要件を満たしていると認定した場合、著作権を侵害している疑いがあるコンテンツを投稿した被申立人に対して、申立人の情報（申立人の名称、住所、電話番号、メールアドレス等）を送信する。

4-3 削除

被申立人が任意に削除しない場合、Twitter が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、削除又は表示制限措置を行い、被申立人に対し、申立人の情報（申立人の名称、住所、電話番号、メールアドレス等）及び異議通知の提出方法を通知する。

4-4 異議

Twitter は、有効な異議通知を受け取ると、その通知内容を速やかに申立人に転送する。その場合、両当事者は交渉や訴訟など法的措置を通じて問題解決を図ることになる。申立人が 10 営業日以内に、法的措置（提訴等）²⁸を講じた旨の通知を提出しない場合、Twitter は削除されたコンテンツを再掲載したり、表示制限を解除したりする場合がある。

イ．所要期間

削除申立てが受理されてから、通常、削除されるまでに 2 週間程度を要する。

²⁸ 32 頁で述べたとおり、この法的措置は米国法に基づく申立て（提訴）であることが基本前提である点に注意を要する。

(5) Facebook

Facebook²⁹では、著作権侵害に基づくコンテンツの削除要請を行う上で、全てのユーザーが利用できる方法として、①専用のウェブフォームによる削除要請と②メール・郵便による削除要請がある。

また、一定の条件を満たしたユーザーは、③Rights Manager という著作権管理ツールを利用できる。以下では、それぞれの方法を紹介する。

①専用のウェブフォーム

ア. 削除要請手続及び必要資料

【Step1】専用のウェブフォームにアクセスし、権利所有者との関係を選択する

専用のウェブフォーム URL : <https://ja-jp.facebook.com/help/contact/1758255661104383>

著作権報告フォーム

著作権とは、映画、音楽、書籍、芸術など、原作者のオリジナル作品を保護する法的権利です。こちらのフォームは、著作権侵害の疑いを報告する場合にのみ使用してください。こちらのフォームを不正利用された場合、アカウントを削除させていただきます場合があります。

権利所有者との関係を説明してください。

☒ 私は権利所有者である

☐ 自分が所属する団体またはクライアントのための報告である

☐ 他の人のための報告である

送信

ここでは、「私は権利所有者である」を選択している。

²⁹ <https://www.facebook.com/>

【Step2】必要事項を入力し、削除要請申立てを行う

2-1 権利者及びその著作物に関する情報を入力する

連絡先情報

通常、権利所有者の名前、報告者のメールアドレス、報告の詳細を、報告対象のコンテンツを投稿した人物に提供します。この人物が、あなたの提供した情報を基にあなたに連絡する場合があります。そのため、ビジネス用の有効なメールアドレスを記載することをおすすめします。

氏名

住所

メールアドレス

連絡に使用できるメールアドレスを入力してください。仕事用のメールアドレスを使用することができます。報告された当事者からこのメールアドレスに連絡がある場合があります。

メールアドレスを確認のため再入力してください

権利者の所在地

権利者の名前

あなたの氏名またはあなたが正式な代理人を務める団体の名前を入力してください。

2-2 著作権侵害のコンテンツに関する情報を入力する

その著作物に一番よく当てはまるのはどれですか？

選択してください ※1

報告するコンテンツのタイプ

- ☐ 写真、動画、投稿
- ☐ 広告
- ☐ その他

報告するコンテンツ ※2

著作物へのリンク(URL)を提供するか、または以下のボックスに説明を入力してください。

例となるコンテンツがあるウェブサイト、Facebookページ、その他のウェブコンテンツへのリンク(URL)を入力することができます。ただし、サードパーティアプリでホストされるマテリアルは審査できません。

※1 写真、動画、テキスト、その他から選択可能。

※2 参考例は以下のとおりである。

私は、下記 URL に掲載される写真の著作権者です。
著作物の URL : ●●

報告したいコンテンツへのリンク(URL)を入力してください。

この報告で複数のリンク(URL)を同時に報告できます。複数のリンクを報告する場合は、以下の入力欄に各リンク(URL)を入力してください。1行につき1件のリンクを入力してください。

https://www.facebook.com/...

このコンテンツの報告理由を説明してください。 ※1

選択してください

報告の理解に役立つその他の情報を提供してください。 ※2

選択してください

このコンテンツは私の作品をコピーしている

このコンテンツに自分が含まれている

このコンテンツは私の名前を使用している

宣言文

この通知を送信することで、報告に関連する上記の使用が著作権所有者やその代理人、または法律により許可されていないものであること、この通知に含まれる情報が正確なものであること、また虚偽の申し立てをすれば偽証罪に問われることを承知の上で、この著作権所有者の正式な代理人として行動する権限があることを表明するものとします。

電子署名

電子署名はあなたの氏名と一致する必要があります。

送信

※1 著作権侵害の場合は「このコンテンツは私の作品をコピーしている」を選択する。

※2 参考例（例：漫画の場合）は以下のとおりである。

私は上記漫画の著作権者です。被申立人が投稿した当該コンテンツには、私の上記漫画が無断で使用されています。被申立人が私の許諾を得ずに上記漫画を使用した行為は、私が保有する著作権を侵害しています。

したがって、対象コンテンツを直ちに削除するよう要請します。

2-3 宣言文に電子署名を行い、申立てを完成させる

宣言文

この通知を送信することで、報告に関連する上記の使用が著作権所有者やその代理人、または法律により許可されていないものであること、この通知に含まれる情報が正確なものであること、また虚偽の申し立てをすれば偽証罪に問われることを承知の上で、この著作権所有者の正式な代理人として行動する権限があることを表明するものとします。

電子署名

電子署名はあなたの氏名と一致する必要があります。

送信

【Step3】申立結果の確認

3-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、申立番号など申立てに関する情報が記載されたメールが申立人に自動で届く。場合によっては、メタ・プラットフォームズ（以下「Meta 社」という。）からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

3-2 通知

Meta 社が被申立人に対し、削除要請申立てに関する申立人の情報（申立番号、申立人の名称、メールアドレス、申立ての詳細等）を知らせる。

3-3 削除

Meta 社が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、対象コンテンツを削除し、被申立人に対し、申立人の情報（申立番号、申立人の名称、メールアドレス、申立ての詳細等）及び異議通知の提出方法を通知する。

3-4 異議

Meta 社は、被申立人から有効な異議通知を受け取ると、その通知内容を速やかに申立人に転送する。その場合、両当事者は交渉や訴訟など法的措置を通じて問題解決を図ることになる。また、両当事者が交渉して合意に至った場合や、誤って削除要請を提出した場合、申立人は削除要請を取り下げることができる。

②メール・郵便による削除要請³⁰

【宛先】

宛名 : Meta Designated Agent (Meta Platforms, Inc.)
住所 : 1601 Willow Road Menlo Park, California 94025
メール : ip@fb.com
電話 : 650.543.4800

【申立書の参考書式】日本語版³¹

[私／我々／当社／当職（ら）] は、Facebook における著作権侵害をここに通知し、かかる著作権侵害のコンテンツを削除するよう、以下のとおり要請します。

1. 著作権者情報

- ・著作権名：●●
- ・メールアドレス：●●
- ・住所：●●
- ・電話番号：●●

2. 著作権で保護された作品情報（以下「本作品」という。）

- ・作品タイトル：●●
- ・作品種類：動画／オリジナル曲／ソフトウェア／アートワーク／写真／その他
- ・作品 URL：●●（インターネットで公開されている場合のみ）
- ・作品サンプル：●●（作品を CD 化したものやプリントアウトなどある場合のみ）
- ・作品の権利帰属証明資料（著作権登録原簿など、ある場合のみ）

3. Facebook における削除要請対象の投稿情報及び著作権侵害に関する説明

- ・URL：●●●

（複数のコンテンツの URL でも可。）

（説明の一例）私は本作品の著作権者です。被申立人が投稿したコンテンツには、本作品が無断で使用されています。被申立人が私の許諾を得ずに本作品を利用した行為は、私が本作品に対して有する著作権を侵害しています。したがって、対象コンテンツを直ちに削除するよう要請します。

4. 誓約

[私／我々／当社／当職（ら）] は、以下のとおり誓約します。

- ・申立てにおいて述べた方法で、著作権法で保護された上記のコンテンツを使用することが、著作権者、その代理人又は法律によって許諾されていないと確信していること。
- ・記載されている情報が正確であること。
- ・偽りの場合には偽証罪に問われるという条件で、自分が侵害の申立てを提出する独占的所有権の所有者、又はその正式な代理人であること。

³⁰ 参考：https://www.facebook.com/help/190268144407210?helpref=faq_content

³¹ 参考：https://www.facebook.com/help/231463960277847?helpref=faq_content

5. 署名

●●

(著作権者本人又はその正式な代理人実際の署名又は電子署名)

【申立書の参考書式】 英語版

[I/We/Our Company] hereby [notify/notifies] you of copyright infringement on Facebook and request that the infringing content be removed as follows.

1. Information of the right holder:

- Name of right holder: ●●
- Email address: ●●
- Address: ●●
- Phone number: ●●

2. Information of the copyrighted work: (the “Work”)

- Title of work: ●●
- Type of work: video/original song/software/artwork/other
- URL: ●● (if it is publicly available on the Internet)
- Sample: ●● (if there is a CD or printout of the work)
- Proof of copyright ownership: ●● (if there is a copyright registration certificate, etc.)

3. Information of the content requested to be removed on Facebook, and description regarding to copyright infringement:

- URL: ●●

(Multiple content URLs are acceptable.)

(Example of description) I am the copyright holder of the Work. The Work is used without authorization in the content posted by the respondent in 3 above. I have a good faith belief that the unauthorized use of the Work by the respondent infringes my copyright to the Work. Therefore, I request that the content be removed immediately.

4. Declaration:

I have a good faith belief as follows:

- The use of the copyrighted content described above, in the manner I have complained of, is not authorized by the copyright owner, its agent, or the law;
- The information in my notice is accurate; and
- Under penalty of perjury, I am the owner or authorized to act on behalf of the owner of an exclusive copyright that is allegedly infringed.

5. Signature:

●●

(The physical or electronic signature of the copyright owner or an agent authorized to act on their behalf is required.)

③Rights Manager

Rights Manager は、著作権者が Facebook 及び Instagram 内の動画、音声、画像コンテンツを管理・承認・保護し、その価値を高めることを支援する著作権管理ツールである。特に大量のコンテンツを管理する場合や、オリジナルコンテンツを定期的に投稿する場合に適していると言われる。

具体的には、著作権者であるユーザーが、自己が独占的に権利を有するコンテンツを Rights Manager のライブラリに追加すると、Rights Manager が Facebook 及び Instagram で当該コンテンツと一致するものを自動的にスキャンして検出する。これらスキャンによって検出された動画について、ユーザーは以下の措置を選択できる。

- ・ 一致するコンテンツをモニタリングする。
- ・ 一致するコンテンツに広告を出して収益を取得する。
- ・ 一致するコンテンツをブロックする。
- ・ 一致するコンテンツの削除を要請する。

※ Rights Manager のガイドページ：

<https://www.facebook.com/business/help/2015218438745640?id=237023724106807>

ただし、Rights Manager を利用するには、Meta 社の審査を通過する必要がある³²。
当該審査は以下の点を中心に行われる。

- ・ コンテンツの利用資格：対象コンテンツに対する独占的な権利を保有又は管理しているのか。
- ・ コンテンツカタログ：保護したいオリジナルコンテンツが複数あるか。
- ・ 過去の権利侵害や違反の有無：権利保有者の許可なくコンテンツを投稿していないか、過去に投稿したコンテンツが削除要請を受けて削除されたことはないか。

イ．所要期間

削除要請申立てが受理されてから、通常、削除されるまでに数時間～数週間程度を要する。

³² 申請ページ：https://www.facebook.com/rights_manager/apply

(6) Instagram

Instagram³³では、著作権侵害のコンテンツの削除要請を行う方法として、①専用のウェブフォームによる削除要請、②メール・郵便による削除要請がある。また、一定の条件を満たしたユーザーは、③Rights Manager という著作権管理ツールを利用できるが、上記(5)(78 頁)の Facebook の説明と同様のため本パートでは省略し、以下では、①②の方法を紹介する。

①専用のウェブフォーム

ア. 削除要請手続及び必要資料

【Step1】ログイン／アカウント登録

登録ページ：<https://www.instagram.com/accounts/emailsignup/>

The image shows the Instagram login and registration interface. The login section includes input fields for '電話番号、ユーザーネーム、メールアドレス' (Phone number, username, email address) and 'パスワード' (Password), followed by a blue 'ログイン' (Login) button. Below the login button is a link for 'パスワードを忘れた場合' (Forgot password). The registration section asks 'アカウントをお持ちでないですか?' (Don't you have an account?) and features a blue '登録する' (Sign up) button. An orange callout box with arrows pointing to the login and sign-up buttons contains the text 'いずれかを選択して手続を進める' (Select one to proceed with the procedure).

³³ <https://www.instagram.com/>

【Step2】専用のウェブフォームにアクセスし、権利所有者との関係を選択する

専用のウェブフォーム URL : <https://help.instagram.com/contact/552695131608132>

著作権報告フォーム

著作権とは、映画、音楽、書籍、芸術など、原作者のオリジナル作品を保護する法的権利です。こちらのフォームは、著作権侵害の疑いを報告する場合にのみ使用してください。こちらのフォームを不正利用された場合、アカウントを削除させていただく場合があります。

権利所有者との関係を説明してください。

- ☒ 私は権利所有者である
- ☐ 自分が所属する団体またはクライアントのための報告である
- ☐ 他の人のための報告である

選択する

ここでは、「私は権利所有者である」を選択している。

【Step3】 必要事項を入力し、削除要請申立てを行う

3-1 権利者及びその著作物に関する情報を入力する

連絡先情報

通常、権利所有者の名前、報告者のメールアドレス、報告の詳細を、報告対象のコンテンツを投稿した人物に提供します。この人物が、あなたの提供した情報を基にあなたに連絡する場合があります。そのため、ビジネス用の有効なメールアドレスを記載することをおすすめします。

氏名

住所

メールアドレス

連絡に使用できるメールアドレスを入力してください。仕事用のメールアドレスを使用することができます。報告された当事者からこのメールアドレスに連絡がある場合があります。

メールアドレスを確認のため再入力してください

権利者の名前

あなたの氏名またはあなたが正式な代理人を務める団体の名前を入力してください。

権利者の所在地

その著作物に一番よく当てはまるのはどれですか？

※1

※2

著作物へのリンク(URL)を提供するか、または以下のボックスに説明を入力してください。

You can provide links (URLs) to examples on your website, your Instagram account or anywhere else on the web. Please note that we are unable to review materials hosted on a third-party application.

※1 写真、動画、テキスト、その他から選択可能。

※2 参考例は以下のとおりである。

私は、下記 URL に掲載される写真の著作権者です。

著作物の URL : ●●

3-2 著作権侵害のコンテンツに関する情報を入力する

報告するコンテンツ

報告するコンテンツのタイプ

- ☐ 写真、動画、投稿
- ☐ ストーリーズ
- ☐ 広告
- ☐ その他

報告したいコンテンツへのリンク(URL)を入力してください。

この報告で複数のリンク(URL)を同時に報告できます。複数のリンクを報告する場合は、以下の入力欄に各リンク(URL)を入力してください。1行につき1件のリンクを入力してください。

このコンテンツの報告理由を説明してください。

※1

選択してください

報告の理解に役立つその他の情報を提供してください。

※2

選択してください

このコンテンツは私の作品をコピーしている
このコンテンツに自分が含まれている
このコンテンツは私の名前を使用している

※1 著作権侵害の場合は「このコンテンツは私の作品をコピーしている」を選択する。

※2 参考例（例：写真の場合）は以下のとおりである。

私は上記写真の著作権者です。被申立人が投稿した当該コンテンツには、私の上記写真が無断で使用されています。被申立人が私の許諾を得ずに上記写真を使用した行為は、私が有する著作権を侵害しています。
したがって、対象コンテンツを直ちに削除するよう要請します。

3-3 宣言文に電子署名を行い、申立てを完成させる

宣言文

この通知を送信することで、報告に関連する上記の使用が著作権所有者やその代理人、または法律により許可されていないものであること、この通知に含まれる情報が正確なものであること、また虚偽の申し立てをすれば偽証罪に問われることを承知の上で、この著作権所有者の正式な代理人として行動する権限があることを表明するものとします。

電子署名

電子署名はあなたの氏名と一致する必要があります。

送信

【Step4】申立結果の確認

4-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、申立番号など申立てに関する情報が記載されたメールが申立人に自動で届く。場合によっては、Meta 社からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

4-2 通知

Meta 社が被申立人に対し、削除要請申立てに関する申立人の情報（申立番号、申立人の名称、メールアドレス、申立ての詳細等）を知らせる。

4-3 削除

Meta 社が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、対象コンテンツを削除し、被申立人に対し、申立人の情報（申立番号、申立人の名称、メールアドレス、申立ての詳細等）及び異議通知の提出方法を通知する。

4-4 異議

Meta 社は、被申立人から有効な異議通知を受け取ると、その通知内容を速やかに申立人に転送する。その場合、両当事者は交渉や訴訟など法的措置を通じて問題解決を図ることになる。また、両当事者が交渉して合意に至った場合や、誤って削除要請を提出した場合、申立人は削除要請を取り下げることができる。

②メール・郵便による削除要請³⁴

【宛先】

宛名 : Instagram Designated Agent (Instagram, LLC)

住所 : 1601 Willow Road Menlo Park, California 94025

メール : ip@instagram.com

電話 : 650.543.4800 (電話)

【申立書の参考書式】³⁵

[私／我々／当社／当職（ら）] は、Instagram における著作権侵害をここに通知し、かかる著作権侵害のコンテンツを削除するよう、以下のとおり要請します。

1. 著作権者情報

- ・著作権名 : ●●
- ・メールアドレス : ●●
- ・住所 : ●●
- ・電話番号 : ●●

2. 著作権で保護された作品情報

- ・作品タイトル : ●●
- ・作品種類 : 動画／オリジナル曲／ソフトウェア／アートワーク／写真／その他
- ・作品 URL : ●● (インターネットで公開されている場合のみ)
- ・作品サンプル : ●● (作品を CD 化したものやプリントアウトなどある場合のみ)
- ・作品の権利帰属証明資料 (著作権登録原簿など、ある場合のみ)

3. Instagram における削除要請対象の投稿情報

- ・URL : ●●
(複数のコンテンツの URL でも可)

4. 誓約

申立人は、以下のとおり誓約します。

- ・著作権者は、被申立人が申立てにおいて述べた方法で、著作権法で保護された上記のコンテンツを使用することが許諾されていないと確信していること。
- ・本メールに記載されている情報が正確であること。
- ・偽りの場合には偽証罪に問われるという条件で、申立人が著作権侵害の申立てを提出する上記著作権者であること。

5. 署名

●●

(著作権者本人又はその正式な代理人の実際の署名又は電子署名)

³⁴ <https://help.instagram.com/589322221078523>

³⁵ https://help.instagram.com/454257084652404?helpref=faq_content

【申立書の参考書式】 英語版

[I/We/Our Company] hereby [notify/notifies] you of copyright infringement on Instagram and request that the infringing content be removed as follows.

1. Information of the right holder:

- Name of right holder: ●●
- Email address: ●●
- Address: ●●
- Phone number: ●●

2. Information of the copyrighted work:

- Title of work: ●●
- Type of work: video/original song/software/artwork/other
- URL: ●● (if it is publicly available on the Internet)
- Sample: ●● (if there is a CD or printout of the work)
- Proof of copyright ownership: ●● (if there is a copyright registration certificate, etc.)

3. Information of the content requested to be removed on Instagram:

- URL: ●●

(Multiple content URLs are acceptable.)

4. Declaration:

I have a good faith belief as follows:

- The use of the copyrighted content described above, in the manner I have complained of, is not authorized by the copyright owner, its agent, or the law;
- The information in my notice is accurate; and
- Under penalty of perjury, I am the owner or authorized to act on behalf of the owner of an exclusive copyright that is allegedly infringed.

5. Signature:

●●

(The physical or electronic signature of the copyright owner or an agent authorized to act on their behalf is required.)

イ. 所要期間

削除要請申立てが受理されてから、通常、削除されるまでに数時間～数日程度を要する。

(7) App Store

App Store³⁶では、公式ウェブサイトにて削除要請を行うための専用のウェブフォームを設けている。以下では、この専用のウェブフォームによる削除要請の方法を紹介する。

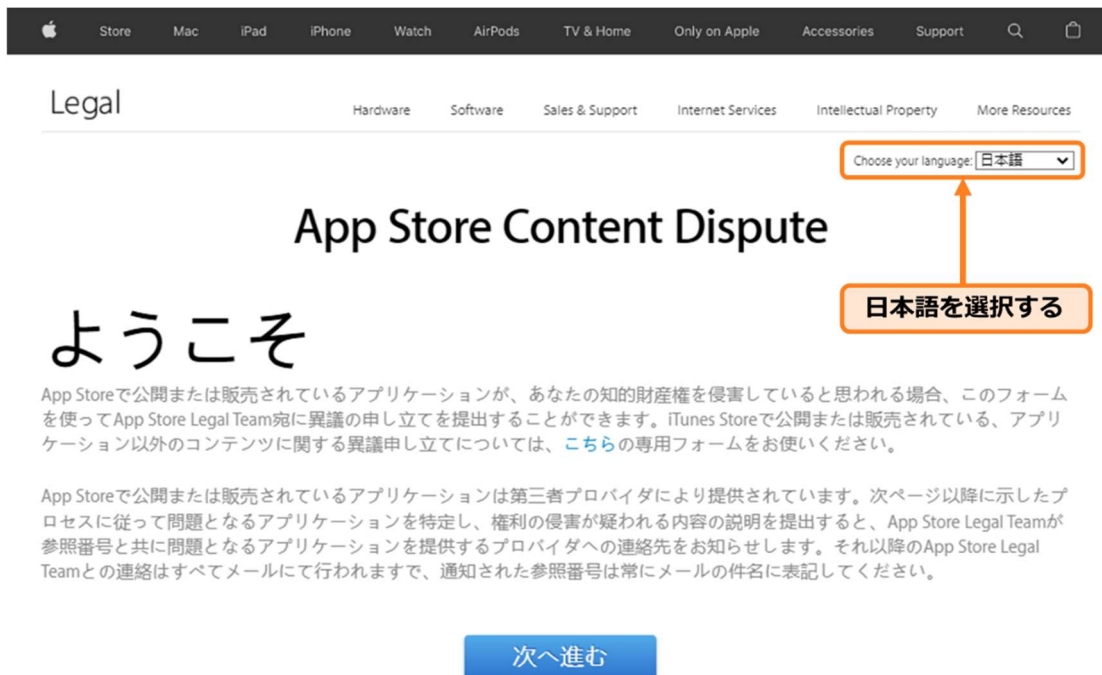
ア. 削除要請手続及び必要書類

【Step1】専用のウェブフォーム（App Store Content Dispute）にアクセスする

専用のウェブフォーム URL：

<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/appstorenotices/#?lang=ja>

※ 日本語や英語など複数の言語から選択可能。



³⁶ <https://www.apple.com/>

【Step2】 申立人の連絡先情報を記入する

App Store Content Dispute

連絡先情報

あなたの連絡先を下記のフォームに入力してください。ここで入力された名前とメールアドレスは、異議を申し立てたいアプリケーションのプロバイダ（以下「当該プロバイダ」といいます）に通知されます。また、入力した情報を提出することにより、Appleがその情報を当該プロバイダに通知することをあなたが同意したものと見なします。Appleはあなたと当該プロバイダが直接問題を解決できるよう、両者にメールにて連絡します。入力されたあなたの電話番号については当該プロバイダに通知されることはなく、Appleのプライバシーポリシー(<https://www.apple.com/jp/privacy/>)に基づいて管理されます。

権利者	必須	会社
-----	----	----

☐ 知的財産権者を代理する別の当事者（弁護士事務所、代理人等）である場合は、このチェックボックスをオンにして、会社欄にあなたの会社名を入力してください。

名	必須	電話番号
姓	必須	住所
電子メールアドレス	必須	

+ この異議申し立てに関する通知を受け取るための、別の連絡先を追加する。

戻る

次へ進む

【Step3】 申立対象アプリケーションのリンクを入力する

App Store Content Dispute

異議を申し立てるコンテンツを選択

あなたが異議を申し立てたいアプリケーションをAppleが正確に把握できるよう、App Storeにある、問題となるアプリケーションへのリンクをお知らせください。あるいは、下記の検索タブを使って問題となるアプリケーションを検索することもできます。異議を申し立てたいアプリケーションが2つ以上ある場合、次のステップを完了した後別のアプリケーションを追加することができます。問題となるアプリケーションが2種類以上のプラットフォーム（たとえばiPhone、iPad、Macなど）で使用できる場合、すべてのバージョンを特定してお知らせください。

検索タブを使う場合、国名のドロップダウンメニューで世界中のiTunes Storeの中から一つの国を選択できます。次のページで問題となるアプリケーションに対して申し立てを行う地域をすべて特定できるので、同じコンテンツに対して複数の国名を選択する必要はありません。

リンクを知らせる	検索する
----------	------

リンクを入手するには? +

1件の申立につき、あなたは最大50のアプリケーションを対象にできます。

リンクを入力	ヘルプ	+
--------	-----	---

戻る

次へ進む

【Step4】 侵害の種類・地域を選択し、侵害理由を記入し、提出する

App Store Content Dispute

異議を申し立てるコンテンツを選択

下記のドロップダウンメニューから、問題の種類と、あなたが権利を主張したい地域を選択してください。コメント欄には問題の詳細と、侵害されていると思われるあなたの知的財産を確認できる情報を記入してください。コメント欄に記入された内容は、あなたが異議を申し立てるアプリケーションのプロバイダにも通知されます。提出された異議に対する検討が開始された後でも、追加の書類や資料をメールにて提出することも可能です。

ソフトウェア

同じテリトリーと問題の種類がすべてに適用されますか?



問題の種類の選択

テリトリーの選択

ここで問題を説明してください。

※

+

 異議申し立てのコンテンツを追加

☐ この欄をチェックすることにより、この提出フォームに記入された情報はすべて正確であることを約束し、情報に偽りがある場合には偽証の罪に問われる可能性を承知の上で、私が主張する権利の正式な所有者であること、あるいはそのコンテンツの所有者の法的に権利のある正式な代理人であることを誓います。誠実な信念の下、ここで異議を申し立てたコンテンツは知的財産権の所有者、代理人、または法律に認められた正式な使用権利を有していないことを主張します。

戻る

提出する

※ 侵害理由についての参考例は以下のとおりである。

当社は●●キャラクター（以下「本キャラクター」という。）に関する著作権者です。被申立人が App Store で配信しているアプリケーション（以下「本アプリケーション」という。）は無断で本キャラクターを使用しています。当該行為は、本キャラクターに対して当社が保有する著作権を侵害しています。

したがって、直ちに本アプリケーションを取り下げるよう要請します。

【Step5】 Apple 社が申立人及び被申立人それぞれにメールを送付して、相手方の連絡先を通知する

【Step6】 申立人及び被申立人が削除要請申立ての内容について交渉する

【Step7】 申立人と被申立人の交渉により解決できない場合、Apple 社は両者の間のやり取りを踏まえて、対象アプリケーションを取り下げるか否かを決定する

申立人と被申立人のやり取り及び申立人の提出した証拠資料から権利侵害と判断できる場合、Apple 社は対象アプリケーションを App Store から取り下げることができる。

イ．所要期間

被申立人が協力的である場合、申立てから被申立人が自ら削除するまでに、通常、約 2 ～3 週間を要することが想定される。被申立人が非協力的な場合は、Apple 社が対象アプリケーションを取り下げる必要があるため、申立てから取り下げまでにはより長期の期間（3 か月程度）を要することもある。

(8) タオバオ・アリババグループ

タオバオ³⁷では、著作権侵害のコンテンツの削除要請は、アリババグループの知的財産権保護プラットフォーム³⁸で行う。以下では、そのプラットフォームによる削除要請の方法を紹介する。

ア. 削除要請手続及び必要資料

【Step1】ユーザー登録する

登録ページ：<https://ipp.alibabagroup.com/register.htm>

知识产权保护平台账户注册

国家/地域 ※ * 国家/区域: 中国大陆

ユーザー身分種別 * 用户身份类别: ☒ 個人 ☐ 企業

登録者種別 * 注册人类别: ☒ 权利人 ☐ 授权代理人

メールアドレス * 邮箱: 请设置邮箱作为登录名

登録パスワード * 登录密码: 请设置登录密码

パスワード確認 * 密码确认: 请再次输入登录密码

携帯電話番号 * 手机号码: 请输入手机号码

検証 * 验证: 请按住滑块，拖动到最右边

チェックする ☒ 创建网站账号的同时：我同意《知识产权保护平台使用协议》及《知识产权保护平台隐私权政策》。

同意并注册 同意して登録

クリックして、右端へドラッグする

「プラットフォーム利用規約に同意する」

※ 国家／地域について、中国とその他から選択可能。ここでは中国を選択している。

³⁷ <https://www.taobao.com/>

³⁸ URL：<https://ipp.alibabagroup.com/>

タオバオのほか、アリババ傘下の T モール (www.tmall.com)、1688 (www.1688.com) 等もこの知的財産権保護プラットフォームを通じて削除要請することが可能である。

【Step2】ユーザー情報を記入する

※ ユーザー情報の登録は初回の削除要請時にのみ行う。

Alibaba Group
IP Protection Platform | 用户中心

注册信息

了解身份认证操作指引相关信息，请点击[这里查看](#)。

アカウントの安全性を向上させ、当プラットフォームで知的財産権の保護をスムーズに行うため、まず関連する身分認証を完了してください

为了提高您持有账号的安全性，顺利在本平台进行知识产权保护，请先完成相关身份认证

本平台支持的认证方式

个人认证

- 实名认证**
打开手机淘宝APP扫描二维码进行实名认证
- 个体工商户认证**
上传个体工商户营业执照进行认证

企业认证

- 企业邮箱**
绑定您企业的工作邮箱或企业公用邮箱作为账号
- 企业法定代表人**
填写您企业法定代表人的姓名和身份证号完成认证
- 支付宝企业账户**
登录您的企业支付宝账号，授权相关企业信息进行快捷认证

通过身份认证后，您可以在本平台享受更多优质的升级权益。

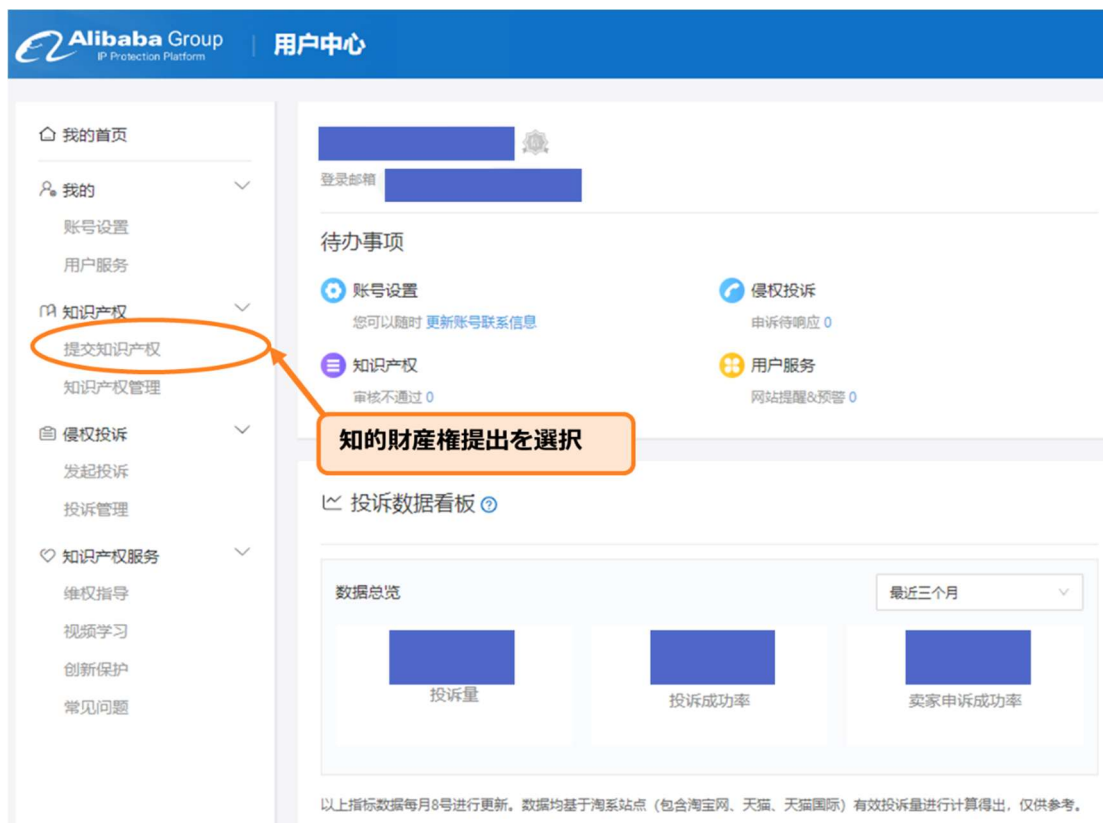
立即认证

認証する

【Step3】知的財産権を登録する

※ 同一権利の場合、知的財産権登録は初回の削除要請時にのみ行う。

3-1 「知的財産権提出」を選択する



3-2 知的財産権種類及び登録地情報を入力する

※1 中国における専利権とは、日本の特許権、実用新案権、意匠権に対応する権利を指す。

※2 中国大陸、香港、台湾、その他から選択可能。ここでは中国大陸を選択している。

作品の種類によって Step 3-3 から Step 4 までの記入内容が異なる。ここでは、(ア) 図案作品の海賊版と、(イ) 写真／公式ウェブサイト画像作品の無断転載との 2 種類について、Step 3-3 から Step 4 までの操作手順を紹介する。

(ア) 図案作品の海賊版の場合

3-3 著作権基本情報を記入する

図案作品侵害の削除要請においては「図案／文字」を選択する。

The screenshot shows a web interface for copyright registration. On the left is a sidebar with navigation links: 用户服务, 知识产权 (with sub-links: 提交知识产权, 知识产权管理), 侵权投诉 (with sub-links: 发起投诉, 投诉管理), and 知识产权服务 (with sub-links: 维权指导, 视频学习, 创新保护, 常见问题). The main content area is titled '著作权基本情報' and contains three sections: 1. '作品種類 ※1' (Work Type) with a dropdown menu showing '図案/文字' (Pattern/Text) selected and highlighted with a red box. 2. '資料種類 ※2' (Material Type) with a dropdown menu showing '国家地方版权局登记证书' (National/Local Copyright Office Registration Certificate) selected and highlighted with a red box. 3. '作品登録証書アップロード' (Upload Work Registration Certificate) with a '点击上传' (Click to Upload) button and a '查看样例' (View Sample) link. At the bottom are buttons for '保存草稿' (Save Draft), '下一步' (Next Step), '下書き保存' (Save Draft), and '次へ' (Next).

※1 作品種類について、図書、映画／テレビ番組、ソフトウェア、オーディオ／ビデオ、写真／公式ウェブサイト画像、図案／文字、その他から選択可能。ここでは「図案／文字」を選択している。

※2 資料種類について、国家・地方著作権局登録証書、タイムスタンプ、信頼性の高い認証機構の認証証書から選択可能。ここでは「国家・地方著作権局登録証書」を選択している。

请核对以下信息是否与您的作品登记证上的信息一致；如不一致，请修改为一致

作品名	* 您的作品名称：
知的財産の通称 ※3	知识产权自定义名称 ①
作品登記番号	* 您的作品登记号： 作登字
著作権者	* 您的作品著作权人：
作品登録日	* 您的作品登记日期： 请选择日期
作品サンプルアップロード	* 请上传所有作品样本页（包含完整的作品内容） 点击上传  查看样例 请注意此处需上传作品样本，无需重复上传之前的作品登记证页。附件将向被投诉方和阿里巴巴公司披露。阿里巴巴或将依据用户协议中的相关条款对该附件予以披露。

※3 知的財産の通称について、以下のように規定されている。

「ご自身の命名規則に沿って、当該知的財産の名称をカスタマイズして編集することができます。」

実際には、作品名を記載することが多い。

知识产权 提交知识产权 知识产权管理 侵权投诉 发起投诉 投诉管理 知识产权服务 维权指导 视频学习 创新保护 常见问题	作品公表情報	作品公开发表信息
	資料種類	* 材料类型 ☐ 订单 ① ☒ 知名网站 ① ☐ 期刊/杂志 ① 注文書 著名ウェブサイト 定期刊行物／雑誌
	公開URL	* 链接 ①
	公表資料アップロード	* 公开发表附件 点击上传
	公表日	* 公开发表日期 ① 请选择日期
著作権者と公表者は同一ですか		* 产权人是否同为公开发表人？ ☐ 是 ☐ 否 はい いいえ

3-4 知的財産権授権情報を記入する

※ 削除要請を代理人に委任する場合のみ、授権期間や授権証等の知的財産権の授権に関する情報を記入する必要がある。

知的財産権授権情報 ▼ 知识产权授权信息

侵权投诉 ▼
发起投诉

権利者身分証明資料アップロード * 请上传知识产权权利人 的身份证明
(大陆个人, 请提供身份证正、反两面原件扫描件或原件数码拍照照; 非大陆个人, 请提供护照等。
大陆企业, 请提供企业营业执照的原件扫描件或原件数码拍照照, 如为复印件需加盖公章。非大陆企业, 请提供商业登记证等。
若非中/英文文件, 需同时提供对应的中/英文翻译件)
[点击上传](#)

知识产权服务 ▼
维权指导
视频学习
创新保护

権利者身分証明資料番号 * 请填写知识产权权利人 身份证号、护照号或企业统一社会信用代码/注册号 ①

授権期限 * 请选择授权到期日 ①
请选择日期 ☐ 永久

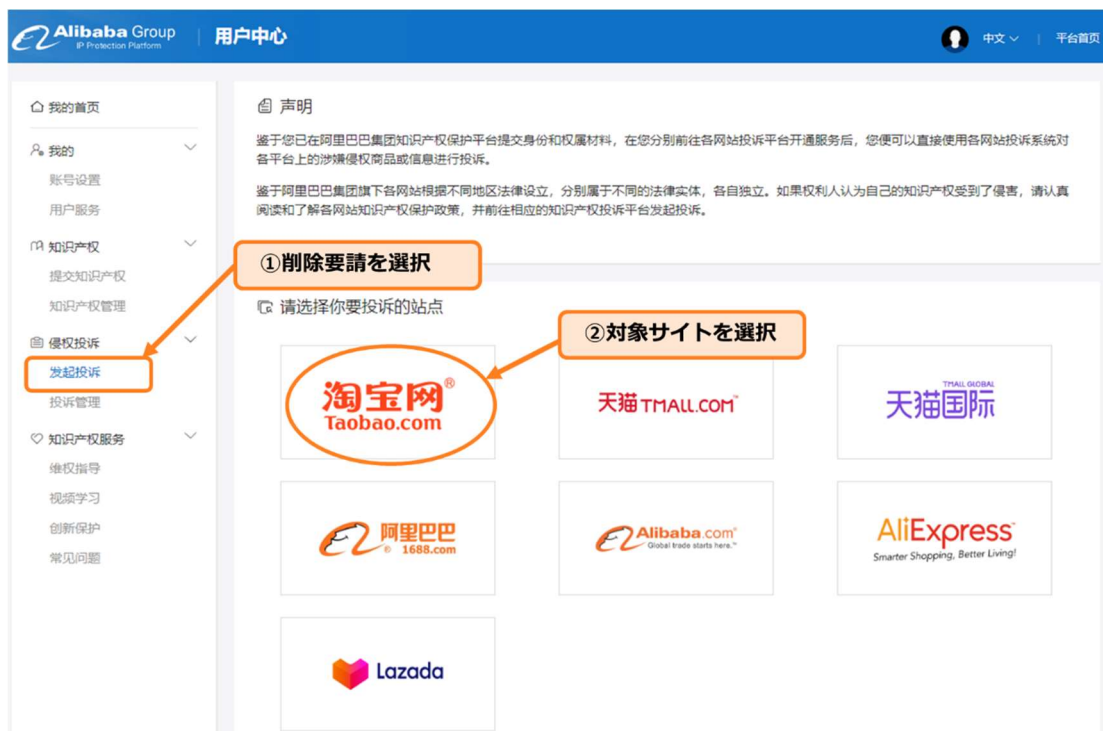
我们已根据您填写的信息, 为您生成了知识产权维权授权书, 请您按以下两步操作:

授権証フォーマットをダウンロード 第一步: 下载授权书
[点击下载](#)
请您下载后核对授权书内容, 如信息无误, 请由知识产权权利人 签字 (个人) 或盖章 (企业) 后再上传
(如48916暂时不方便签字或盖章, 可先点击下方“保存草稿”, 待签字或盖章后再进入草稿补充上传)

授権証アップロード * 第二步: 上述授权书由知识产权权利人 签字 (个人) 或盖章 (企业) 后, 请上传签章后的授权书数码拍摄件
[点击上传](#)
请确保您的授权书已由知识产权权利人 签字 (个人) 或盖章 (企业);
如您使用自行拟定的授权书, 请确保授权书内容包含: 由知识产权权利人 授权 进行知识产权维权的事项
(不能仅包含经营授权、销售授权等事项)

[保存草稿](#) [提交](#)
下書き保存 **次へ**

【Step4】削除要請を提出する



淘宝网 Taobao.com 投诉基础信息 [投诉流程及说明](#)

知的財産権種類 ※1 知识产权类型 著作权

知的財産権 ※1 知识产权

削除要請リンク種類 ※2 投诉链接类型 ☒ 商品 ☐ 店铺招牌、店铺公告等

商品 店铺看板・揭示板等

削除要請理由 ※2 投诉理由

理由説明 ※3 理由说明 补充说明：您可以补充侵权理由

証拠提出 ※4 举证证明 + 添加文件 (支持zip/rar/jpg/jpeg/png/bmp/pdf/doc/docx格式，每个5MB以内，最多4个文件)

投诉链接

削除要請対象URL記入 ※4 投诉链接 每个链接占一行，最多支持300条链接

[验证链接](#) [查看支持链接格式](#)

[提交](#) [提出](#)

※1 知的財産権について、登録済みの権利から選択する。

※2 削除要請理由について、司法判決・行政決定、美術又は文字作品侵害から選択する。侵害の認定について判決や行政決定を得ていた場合は、「司法判決・行政決定」を選択する。

※3 理由説明の記入例は以下のとおりである。

（中文）

被投诉人销售的商品中使用了与权利人作品相同的卡通形象，且如投诉人上传的资料中显示，被投诉商品与权利人的正品存在差异，该商品是盗版商品。被投诉人销售盗版商品的行为，侵犯了权利人对其作品享有的发行权等的著作权。为维护权利人的合法权益，请求阿里巴巴平台删除投诉链接。

（和訳）

被申立人が販売している商品は、権利者の作品と同一キャラクターを使用しており、かつ、アップロードした証拠からも明らかなように、被申立商品は権利者の正規品と相違があり、海賊版である。被申立人が海賊版を販売する行為は、権利者がその作品に対して有する発行権等の著作権を侵害するものである。権利者の合法的権利を保護するために、アリババグループに申立対象リンクを削除するよう請求する。

※4 侵害行為が判別できるような説明資料（侵害品と正規品の対比等）をアップロードする。

(イ) 写真／公式ウェブサイト画像の無断転載の場合

3-3 著作権基本情報を記入する

写真／公式ウェブサイトの画像の無断転載の削除要請においては「写真／公式ウェブサイト画像」を選択する。

The screenshot shows a web form for copyright registration. On the left is a sidebar with navigation links: 用户服务, 知识产权 (with sub-links: 提交知识产权, 知识产权管理), 侵权投诉 (with sub-links: 发起投诉, 投诉管理), and 知识产权服务 (with sub-links: 维权指导, 视频学习, 创新保护, 常见问题). The main content area is titled '著作权基本情報' and contains several sections marked with asterisks: 1. 作品種類 ※1: Under '请选择您的作品类型:', '摄影图/官网图片' is selected with a radio button. 2. 資料種類 ※2: Under '材料类型', '官网/旗舰店图片' is selected with a radio button. 3. 知的財産の通称 ※3: A field for '知识产权自定义名称'. 4. 公式ウェブサイトアドレス: A field for '您的官网链接地址'. 5. ウェブサイト撮影作品の著作権者: A field for '请填写官网上摄影作品的著作权人'. 6. 版權声明書フォーマット ※4: A link to download the template. 7. 声明書アップロード: A button to upload the statement. At the bottom are buttons for '保存草稿', '下一步', '下書き保存', and '次へ'.

※1 作品種類について、図書、映画／テレビ番組、ソフトウェア、オーディオ／ビデオ、写真／公式ウェブサイト画像、図案／文字、その他から選択可能である。ここでは「写真／公式ウェブサイト画像」を選択している。

※2 資料種類について、公式ウェブサイト／旗艦店画像、国家・地方著作権局登録証書、タイムスタンプ、信頼性の高い認証機構の認証証書から選択可能である。ここでは「公式ウェブサイト／旗艦店画像」を選択している。

※3 知的財産の通称について、以下のように規定されている。

「ご自身の命名規則に沿って、当該知的財産の名称をカスタマイズして編集することができます。」

実際には、作品名を記載することが多い。

※4 版權聲明書のフォーマットは以下のとおりである。

(中文)

版權申明

(请填写权利人：) _____是

(请填写官网地址：)

官方网站的拥有者和运营者。

本公司申明：

对 (请填写官网地址：) _____ 官网网站内所有的图片和文字资料拥有所有权，如未经允许被盗用或者下载使用，必究其相关法律责任。

公司名：(请填写权利人：) _____

公司盖章：

日期：

(和訳)

著作権声明

(著作権者名記入：) _____は、

(公式ウェブサイト記入：)

公式ウェブサイトの所有者及び運営者である。

当社は：

(公式ウェブサイト記入：) _____ に掲載されている全ての画像及び資料に対して権利を保有し、当社の許諾を得ずに無断使用やダウンロードを行う場合、必ずその法的責任を追及する。

会社名：(著作権者記入)

会社印：

日付：

※ 削除要請を代理人に委任する場合のみ、授權期間や授權証等の知的財産権の授權に関する情報を記入する。

102 / 152

【Step4】削除要請を提出する

Alibaba Group

IP Protection Platform

用户中心

中文

平台首页

我的首页

我的

账号设置

用户服务

知识产权

提交知识产权

知识产权管理

侵权投诉

发起投诉

投诉管理

知识产权服务

维权指导

视频学习

创新保护

常见问题

声明

鉴于您已在阿里巴巴集团知识产权保护平台提交身份和权属材料，在您分别前往各网站投诉平台开通服务后，您可以直接使用各网站投诉系统对各平台上的涉嫌侵权商品或信息进行投诉。

鉴于阿里巴巴集团旗下各网站根据所在地区法律设立，分别属于不同的法律实体，各自独立，如果权利人认为自己的知识产权受到了侵害，请认真阅读和了解各网站知识产权保护政策，并前往相应的知识产权投诉平台发起投诉。

① 削除要請を選択

请选择您要投诉的站点

淘宝网®
Taobao.com

天猫 Tmall.com™

TMALL GLOBAL
天猫国际

阿里巴巴
1688.com

Alibaba.com™
Global trade starts here.™

AliExpress™
Smarter Shopping. Better Living!

Lazada

② 対象サイトを選択

投诉基础信息

投诉流程及说明

知的財産権種類

知识产权类型

著作权

知的財産権 ※ 1

知识产权

削除要請リンク種類

投诉链接类型

商品

店铺招牌、店铺公告等

削除要請理由 ※ 2

投诉理由

商品

店铺看板・揭示板等

商家盗用权利人品牌官网或品牌旗舰店享有著作权的图片

投诉适用问题，需提供被侵权图片及其花紫图/套图的原始图片。被侵权图片在品牌官网/旗舰店的具体位置截图及URL链接地址。截图中需包含官网链接地址信息。请注意，我方提交的附件内容会转给被投诉方知悉，故建议不要附加其他内容。 [点击此处查看案例解读](#)

理由説明 ※ 3

理由说明

补充说明：您可以补充侵权理由

オリジナル画像 ※ 4

投诉附图

+

上传图片

(支持.jpg,art,anw,avs,bmp,bmp2,bmp3,bri,cin,cip,cr2,crw,cur,cut,dcr,dcx,dds,dib,dng,dot,dpx,emf,e
xr,fbifield,fax,fig,fig,heic,jbig,jng,jp2,jpt,j2c,j2k,jpeg,hpg,jxr,jxl,mng,mrw,nef,orf,ora,otb,p7,oalm,oam,o
cd,pcds,pcd,pef,pes,pict,pix,png,png8,png00,png24,png32,png48,png64,pocketmod,ppm,ptif,raf,rla,tiff,v
iff,wbmp,webp,xbm,xcf,x3f,3fr,CR3格式，每个80MB以内，最多1个文件)

オフショット画像 ※ 5

+

上传图片

(支持jpg,art,anw,avs,bmp,bmp2,bmp3,brf,cin,cip,cr2,cr3,cnw,cur,cut,dcr,dcx,dds,dib,dng,dot,dpx,emf,exr,farbfeld,fax,fig,fig_heic,jbig,jng,jp2,jpt,j2c,j2k,jpeg,hpg,jxr,jxl,mng,mrw,nef,orf,ora,otb,p7,oalm,cam,ocd,pcds,pcd,pef,pes,pict,pix,png,png8,png00,png24,png32,png48,png64,pocketmod,ppm,ptif,raf,rla,tiff,viff,wbmp,webp,xbm,xcf,x3f,3fr,CR3格式, 每个80MB以内, 最多2个文件)

証拠提出 ※ 6

举证证明 + 添加文件

(支持zip/rar/jpg/jpeg/png/bmp/pdf/doc/docx格式, 每个5MB以内, 最多4个文件)

声明: IPP平台将向商家传递您的如上侵权通知, 包括构成侵权的初步证据 (注: 涉及投诉基础信息中填写的“鉴定订单号”、“旺旺举证号”、“收发货凭证”将暂不传递给商家)。

投诉链接

删除要請対象URL記入

投诉链接

每个链接占一行, 最多支持300条链接

验证链接

查看支持链接格式

提交

提出

※1 知的財産権について、登録済みの権利から選択する。

※2 削除理由について、司法判決・行政決定、画像盗用から選択できる。侵害の認定について判決や行政決定を得ていた場合、「司法判決・行政決定」を選択する。ここでは「画像盗用」を選択している。

※3 理由説明の記入例は以下のとおりである。

(中文)

如上传的证据所示, 被投诉人在店铺的商品销售页面中, 盗用了权利人的官网图片。权利人从未授权被投诉人使用其图片作品, 被投诉人盗用权利人图片作品的行为, 侵犯了权利人对其作品享有的信息网络传播权。为维护权利人的合法权益, 请求淘宝删除投诉链接。

(和訳)

アップロードされた証拠に示されたように、被申立人はその店舗の商品販売ページにおいて、権利者の公式ウェブサイトの画像を盗用している。権利者が被申立人に画像作品の使用を許諾したことはなく、被申立人が権利者の作品を盗用する行為は、その作品に対して権利者が有する情報ネットワーク伝達権を侵害している。権利者の合法的権利を保護するために、タオバオに対して申立対象リンクを削除するよう要請する。

※4 オリジナル画像に関する説明は以下のとおりである。

「オリジナル画像」とは、実際の撮影図のオリジナル画像を指し、アップロード時にカメラ等の撮影ツールから直接出力し、加工又は修正処理されていないオリジナル画像を提供する必要がある。また、削除要請申立対象商品のリンクには、当該オリジナル画像の使用が要求されている。対応可能な形式: jpg、jpeg・・・。サイズ 20MB 以内、最大 1 枚までアップロード可 (20MB サイズ以上、又は、形式が対応不可の場合は、<https://c.tb.cn/F3.OZD96g> 参照)。

104 / 152

※5 オフショット画像に関する説明は以下のとおりである。

オリジナル画像と重複しないセット／オフショットのオリジナル画像³⁹を2枚アップロードする必要がある。対応可能形式：jpg、jpeg・・・。
サイズ 20MB 以内、2 枚必須。

※6 侵害行為に関する証明資料（例えば、対象画像を掲載した権利者のウェブページ（URL 表示）と画像を盗用した商品販売ページ（URL 表示）の対比等）をアップロードする。

³⁹ 削除要請申立て時に自己の著作物として指定した写真と同じセットに属する写真やそれら写真撮影前の準備期間や撮影の合間で撮られた写真を指す。詳細な説明は下記 URL も参照。

<https://ipp.alibabagroup.com/infoContent.htm?skyWindowUrl=faq/complaint/ipp/copyright-Counterfeit-03-cn>

Step 5 以降については、(ア) 図案作品の海賊版の場合も (イ) 写真／公式ウェブサイト画像の無断転載の場合も共通する。

実務上、著作権侵害の場合、タオバオは自ら申し立てられたリンクを削除せず、被申立人に削除等の措置を講じるよう要請する可能性がある。もし、被申立人が削除要請に応じない場合、**Step 4** の削除要請を繰り返して提出することができる。

【Step5】 申立結果の確認

5-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、タオバオは当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合や更に詳しい情報が必要な場合、タオバオからメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

5-2 削除

タオバオが削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、対象リンクを削除し、被申立人に対し、申立人の情報（申立人の名称、メールアドレス等）及び異議通知の提出方法を通知する。

5-3 異議

被申立人が非侵害と主張する場合、タオバオに異議通知を送る。タオバオは異議通知を申立人に転送し、その意見を聴取する。タオバオは申立人と被申立人の意見を審査した上、対象リンクを回復するか否かを決定し、その結果を両当事者に通知する。

イ．所要期間

タオバオの場合、**Step 3** で提出された知的財産権登録の審査を通過してはじめて、**Step 4** に進むことができる。通常、知的財産権登録は 1 週間程度、さらに **Step 4** の削除要請申立ての提出から **Step 5** の削除までは 1 週間程度を要するが、著作権侵害の場合、タオバオや被申立人の対応により 2～3 週間程度を要することもある。

(9) Shopee

Shopee⁴⁰では、著作権侵害の商品リンクの削除要請申立てを行うための専用のウェブフォームを設けている。一方、申立対象の商品が販売される国によって、その国の専用のウェブフォームにアクセスして削除要請申立てを行う必要がある（本ハンドブック作成時点で、台湾のみフォームがなく、メールでの要請となる。）。各国での削除要請申立ての方法は概ね同様であり、本ハンドブックでは、シンガポールを例として、Shopee の専用のウェブフォームによるリンク削除要請申立ての方法を紹介する。

Shopee 各販売国におけるリンク削除要請申立ての専用のウェブフォーム URL：

(シンガポール)

<https://help.shopee.sg/portal/webform/4fdd0a74382a4d8089cabab7e7083699>

(マレーシア)

<https://help.shopee.com.my/portal/webform/c585cda7a212489fadcb4be586093eda>

(フィリピン)

<https://help.shopee.ph/portal/webform/2f462e363b974a8eaed6b916af7f29c5>

(インドネシア)

<https://help.shopee.co.id/portal/webform/8527e5508df04d1d93713f28f6feb1fe>

(タイ)

<https://help.shopee.co.th/portal/webform/3ecdacbf4a8a423c8c68dafdcae9dd89>

(ブラジル)

<https://help.shopee.com.br/portal/webform/c43bd288ae8d4324881e2c2dc5a42ab8>

(ベトナム)

<https://help.shopee.vn/portal/webform/49a778ec05154c1da619f372ab4906c0>

⁴⁰ <https://shopee.com/index.html>

(台湾)

Shopee 台湾に関しては、下記書類を用意の上、メールを送付する⁴¹。

宛先：help@support.shopee.tw

①宣誓書（フォーマットを利用）

<https://drive.google.com/file/d/1cgxjkerLL-heoE0PkdX5AFxGjTBjUBip/view>

②申立書（フォーマットを利用）

<https://drive.google.com/file/d/1fBUwd1sJsor1mZ5AzGOHZp867gTWEMA2/view>

③身分証明書（現在事項全部証明書（会社）／パスポート（個人）等）

④著作権に関する証明資料（著作権登録証や侵害鑑定書など）

ア．削除要請手続及び必要資料

【Step1】専用のウェブフォームにアクセスする

専用のウェブフォーム URL：

<https://help.shopee.sg/portal/webform/4fdd0a74382a4d8089cabab7e7083699>



Intellectual Property Infringement

Brand Owners/Brand Protection Agencies can submit a complaint to report on listings that are infringing their IP rights via this form and our team will access the complaint based on the documents provided. We will revert with an update once we have assessed the complaint.

Documents required for each nature of complaint

各要請に必要な書面

Counterfeits / Trademark

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Local Trademark Registration Certificate(s)
3. Pictorial Guidance/ Pricelist

Copyright

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Local Copyright Registration Certificate(s), if any
3. Pictorial Proof

著作権

1. 委任状（申立人が権利者でない場合）
2. 現地著作権登録証（もしあれば）
3. 画像の証拠

Industrial Design

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Industrial Design Certificate(s)

Patent

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Patent Certificate(s)

⁴¹ Shopee 台湾「知的財産権侵害通知方法」<https://shopee.tw/docs/4480>

【Step2】必要情報を入力し、削除要請申立てを行う

2-1 権利者に関する情報を入力する

Informant's Information	申立人の情報
* Informant's Name and Title	申立人の名称及び役職
* Informant's relationship with IP owner	申立人とIP権利者との関係
* Informant's Email Address	申立人のメールアドレス
Informant's Email Address for communication with Shopee (If company, please provide company email for communication)	
Shopeeと連絡するための申立人のメールアドレス (会社の場合は、連絡用の会社のメールアドレスを提供してください)	
Informant's Website	申立人のウェブサイト
* Informant's Address	申立人の住所
* Contact Number (Work)	申立人の電話番号（業務用）
* Nature of Informant	申立人の属性
Select ^	
IP Owner	IP権利者
Brand Protection Agency	申立ブランド保護代理人
Law Firm	法律事務所
* Informant's Company Name	申立人の会社名
Please indicate "NA" if informant is an individual	
申立人が個人の場合は「NA」と記入してください	

Next
次へ

2-2 著作権の情報、及び申立対象の商品に関する情報を入力する

Supporting Documents

証明書類

* Upload a Word / Excel copy of the complained listing URLs

Please enter URL links in separate rows

複数のURLリンクの場合は改行して入力してください

Click to Upload (0/1)

クリックしてアップロードする

申立対象のURLリストのコピー
(word / excel)をアップロード

* IP Registration Number(s)

Please use commas to separate multiple IP Registration Numbers (e.g. 0123456, 0234567, 0345678)

Input

複数の知的財産権登録番号の場合は、カンマで区切ってください
(例 : 0123456, 0234567, 0345678)

知的財産権登録番号

* Is your IP registered in the country where the item is listed for sale?

☐ Yes

はい

☐ No

いいえ

申立人の知的財産権は、
申立対象の商品の販売国で
登録されていますか？

* Are you the IP owner?

☐ Yes

はい

☐ No

いいえ

申立人は知的財産権の
権利者ですか？

* Brand Name

Please indicate "NA" if IP owner is an individual

Input

知的財産権の権利者が個人の場合は「NA」と記入してください

ブランド名称

* Please advise in which country is the item listed for sale

申立対象の商品の(Shopeeにおける)
販売国を選択してください

Select

Singapore

Malaysia

Indonesia

Philippines

Thailand

※他の国/地域を選択するには、
下へスクロールする

* Nature of Complaint

知的財産権侵害申立てのタイプ

Select

Counterfeit/Trademark

Copyright

Industrial Design

Patent

模倣品/商標権

著作権

工業デザイン (意匠)

特許

選択する

* Local Copyright Registration Certificate(s)

著作権登録証

Supported file types: JPG, PNG, PDF, ZIP. Please consolidate if there are more than 3 files, and limit each file size to 3MB

Click to Upload (0/3)

対応ファイルタイプ:JPG、PNG、PDF、ZIP
ファイルが3つ以上の場合は圧縮して、各ファイルのサイズを3MBに制限してください

クリックしてアップロードする

* Pictorial Proof

画像の証拠

Click to Upload (0/3)

クリックしてアップロードする

* Grounds of Complaint

申立ての理由 ※

Please describe

※ 「申立ての理由」の参考例（例：キャラクターグッズの場合）は以下のとおりである。

（英文）

As shown in the evidence uploaded by the Informant (who is also the copyright owner in this case), the goods subject to the application are pirated copies that use characters like those of the Informant's work, but do not have the permission of the Informant. The Respondent's act of selling such pirated copies is an infringement of the copyright in the Informant's work. To protect the lawful rights of the Informant, we request that the links to the sale of the subject merchandise be removed.

（和訳）

申立人（本件著作権の権利者でもある）がアップロードした証拠に示されたように、申立対象の商品は、申立人の作品と同様のキャラクターを使用しているが、申立人の許諾を得ていない海賊版である。被申立人が当該海賊版を販売する行為は、申立人の作品に対する著作権を侵害しているものである。申立人の合法的権利を保護するため、申立対象の商品販売リンクを削除するよう要請する。

2-3 誓約事項にチェックを入れ、電子署名を行い、削除要請申立てを完了させる

Please upload Certificates OR other Proof of ownership of related IP rights in the country to which your complaint relates to.

* Informant's Declaration

☐ By clicking this box, I confirm on the statement below.

誓約事項に同意してチェックを入れる

I have the rights or am duly authorised to make this complaint. I have made this complaint in good faith and belief that the use of the material in the manner complained above is not authorised by the Intellectual Property Owner or the law. The information in this Form and any material provided in support of this complaint is accurate, and I undertake to indemnify Shopee and/or its affiliates against any damages, loss or liability caused by this complaint. I hereby give consent to Shopee to process my name and my contact details, as well as to provide my complaint and contact details to the seller, for the purposes of this complaint.

* Informant's Signature

マウスや手指を使って
電子署名を行う

Use your mouse or finger to draw your signature above

[Clear](#)

* Date/Time

Select date

提出日を選択する

Previous

前へ

Submit

提出する

【Step3】申立結果の確認

3-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、Shopee は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合や更に詳しい情報が必要な場合、Shopee からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

3-2 削除

Shopee が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、対象リンクが削除される。ただし、タイ、フィリピンの場合は、原則として、まずアクセス不可とする処理がなされ、被申立人に異議通知を提出する機会を与えるという流れになる⁴²。

イ．所要期間

国によって対応スピードに差があるが、申立てから削除までに、通常、数日間～数週間程度を要することが一般的である。

⁴² 参考：<https://shopee.jp/edu/article/11708>

(10) OpenSea

ア. 削除要請手続及び必要資料

OpenSea⁴³では、著作権侵害の NFT 出品の削除要請を行う方法として、①専用のウェブフォーム、②メール・郵便という方法を設けている。以下では、それぞれの削除要請の方法を紹介する。

①専用のウェブフォームによる削除要請

【Step1】専用のウェブフォームにアクセスする

専用のウェブフォーム URL : <https://airtable.com/shrgFP1znwxhxWjrt>



OpenSea IP Takedown Request Form

This form is to be used only for reporting alleged infringements of your IP rights.

⁴³ <https://opensea.io/>

【Step2】 申立人の連絡先情報を記入する

権利者との関係を説明してください

Describe your relationship to the rights owner. * ※

☒ I am the rights owner.
私は権利者である

☐ I am reporting on behalf of my organization or client.
私は自分の組織やクライアントの代理として報告している

☐ I am reporting on behalf of someone else.
私は他者の代理として報告している

☐ Email me a copy of my responses.
私の回答のコピーをメールで送付してください。

Submit
提出

Never submit passwords through this form. Report malicious form

※ ここでは、「I am the rights owner. (私は権利者である。)」を選択している。

Your Contact Information

あなたの連絡先情報

We will forward your takedown request and contact information to the party who will have their content removed so they understand why it is no longer available on OpenSea and can also contact you to resolve any dispute.

あなたの削除要請と連絡先情報は、コンテンツが削除された投稿者へ転送されます。投稿者は、コンテンツがOpenSeaで利用できなくなった原因を理解し、紛争を解決するためにあなたに連絡することができます。

Your full name *

あなたの名前

Email address *

メールアドレス

Please provide a valid email address that can be used to contact you. Keep in mind the reported party may use this email to contact you.

あなたに連絡できる有効なメールアドレスを提供してください。被申立人がこのメールであなたに連絡することがあることに留意してください。

Twitter Profile

Twitterのプロフィール

eg. <https://twitter.com/Opensea>

Discord Username

Discordのユーザー名

eg. OpenSea#1234

※ 上記「Twitter Profile」又は「Discord Username」は必須の入力項目ではない。

【Step3】 申立人の作品及び著作権侵害のコンテンツに関する情報を入力する。

Please provide publicly-accessible links to your copyrighted work or describe the rights violation in the box below. *

下に、著作権で保護されたあなたの作品への公表されているリンクか、又は権利侵害の情報を記載してください。

You may submit multiple links in this entry.

複数のリンクを提出することができます。

Please provide links leading directly to the specific content you are reporting. *

報告対象であるコンテンツに直接アクセス可能なリンクを提供してください。

You may submit multiple links in this entry.

複数のリンクを提出することができます。

このコンテンツを報告する理由を説明してください。

Describe why you are reporting this content. *

- ☐ This content copies my original work
このコンテンツは私のオリジナル作品を複製している
- ☐ This content uses my name, image, or likeness
このコンテンツは、私の名前、画像、または類似品を利用している
- ☐ This content uses my business's trademarked name or logo
このコンテンツは、私の商標の商標名またはロゴを使用している

Additional Info 追加情報 ※

※1 「Additional Info（追加情報）」は必須の入力項目ではないが、例えば、どのような点が侵害なのか（類似した画像のアップロードか、一部に掲載されているのみか等）、申立情報を補足して記入することができる。

【Step4】 宣言文に電子署名を行い、申立てを完成させる

Declaration Statement

誓約

By submitting this notice, you state that you have a good faith belief that the reported use described above, in the manner you have complained of, is not authorized by the intellectual property rights owner, its agent, or the law; that the information contained in this notice is accurate; and, under penalty of perjury, that you are authorized to act on behalf of the owner of the intellectual property rights at issue.

この通知を送信することにより、あなたは、上記報告された使用が、あなたが苦情を申し立てた方法で知的財産権所有者、その代理人、または法律によって許可されていないと誠実に考えていること、また、偽証罪に問われた場合は、対象知的財産権の保有者の代理人として行動する権限を与えられていることを表明します。

Electronic signature *

電子署名

Your electronic signature should match your full legal name.
Pseudonyms are not an acceptable form of signature.

あなたの電子署名は実名と一致する必要があり、仮名は認められません。

☐ Email me a copy of my responses.

私の回答のコピーをメールで送付してください。

Submit

提出

Never submit passwords through this form. [Report malicious form](#)

【Step5】申立結果の確認⁴⁴

5-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、OpenSea は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合や更に詳しい情報が必要な場合、OpenSea からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

5-2 削除

OpenSea が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、対象出品を削除して、削除要請に関する情報、及び異議通知の提出方法を通知する。

5-3 異議

OpenSea は、被申立人から有効な異議通知を受け取ると、その内容を速やかに申立人に転送する。異議申立通知の受領後、申立人は、被申立人による著作権侵害行為を防ぐために、裁判所命令を求める法的措置を講じることを選択できる。申立人が、DMCA に従い、異議申立通知の受領後 10 営業日以内に訴訟⁴⁵を提起せず、訴訟の証拠を OpenSea に転送しない場合、当該出品は OpenSea に再掲載されることになる。

⁴⁴ 参考：<https://support.opensea.io/hc/ja/articles/4412092785043>

⁴⁵ 32 頁で述べたとおり、この措置は米国法に基づく申立て（提訴）であることが基本前提である点に注意を要する。

②メール・郵便による削除要請

【宛先】

宛名 : Copyright Agent (Ozone Networks, Inc.)

住所 : 228 Park Ave S, #22014 New York, NY 10003

メール : copyright@opensea.io

【申立書の参考書式】 日本語版 ⁴⁶

[私／我々／当社／当職（ら）] は、OpenSea における著作権侵害をここに通知し、かかる著作権侵害のコンテンツを削除するよう、以下のとおり要請します。

1. 著作権者情報

- ・著作権名 : ●●
- ・メールアドレス : ●●
- ・住所 : ●●
- ・電話番号 : ●●

2. 著作権で保護された作品情報（以下「本作品」という。）

- ・作品タイトル : ●●
- ・作品種類 : 動画／オリジナル曲／ソフトウェア／アートワーク／写真／その他
- ・作品 URL : ●●（インターネットで公開されている場合のみ）
- ・作品サンプル : ●●（作品を CD 化したものやプリントアウトなどある場合のみ）

3. OpenSea における削除要請対象の投稿情報

- ・URL : ●●

（複数のコンテンツの URL でも可）

（説明の一例）私は本作品の著作権者です。被申立人が出品した当該アイテムには、本作品が無断で利用されています。被申立人が私の許諾を得ずに本作品を利用した行為は、私が有する著作権を侵害しています。したがって、対象アイテムを直ちに削除するよう要請します。

4. 誓約

申立人は、以下のとおり誓約します。

- ・侵害が申し立てられた方法での素材の使用が、著作権若しくは知的財産権の所有者、その代理人、又は法律によって許可されていないと確信していること。
- ・本通知に含まれる情報が正確であり、偽証の場合は偽証罪に問われることを承知の上で、侵害が申し立てられている著作権又はその他の知的財産権の所有者に代わって行動する権限があること。

5. 署名

●●

（著作権者本人又はその正式な代理人の実際の署名又は電子署名）

⁴⁶ 参考 : <https://support.opensea.io/hc/ja/articles/4412092785043>

【申立書の参考書式】 英語版

[I/We/Our Company] hereby [notify/notifies] you of copyright infringement on OpenSea and request that the infringing content be removed as follows.

1. Information of the right holder:

- Name of right holder: ●●
- Email address: ●●
- Address: ●●
- Phone number: ●●

2. Information of the copyrighted work (the “Work”):

- Title of work: ●●
- Type of work: video/original song/software/artwork/other
- URL: ●● (if it is publicly available on the Internet)
- Sample: ●● (if there is a CD or printout of the work)
- Proof of copyright ownership: ●● (if there is a copyright registration certificate, etc.)

3. Information of the content requested to be removed on OpenSea:

- URL: ●●

(Multiple content URLs are acceptable.)

(Example of description) I am the copyright holder of the photograph mentioned above. My photograph is unauthorized used in the item posted by the respondent. I have a good faith belief that the unauthorized use of the above photograph by the respondent infringes my copyright. Therefore, I request that the item be removed immediately.

4. Declaration:

I have a good faith belief as follows:

- The use of the copyrighted content described above, in the manner I have complained of, is not authorized by the copyright owner, its agent, or the law; and
- The information in my notice is accurate. Under penalty of perjury, I am the owner or authorized to act on behalf of the owner of an exclusive copyright that is allegedly infringed.

5. Signature:

●●

(The physical or electronic signature of the copyright owner or an agent authorized to act on their behalf is required.)

イ．所要期間

対応にはばらつきがあるが、申立てから削除までに数時間～数日間程度を要することが一般的である。

Ⅲ. 削除要請以外の権利行使の方法等

1. 前提

(1) 全体像

プラットフォームへの削除要請のみでは有効な対策とならない場合に検討されるべき手段として、主に以下の権利行使が考えられる。

- ・警告状の送付
- ・海賊版の摘発（刑事・行政）
- ・民事裁判の提訴
- ・その他（啓発、資金源を断つ等）

それぞれについては以下で解説したのち、最後に海賊版対策における戦略立案について述べる。

インターネット上の著作権侵害は、6 頁でも述べたとおり、①正規コンテンツも多く含まれる大手動画配信サイトや SNS プラットフォーム（YouTube や Tik Tok など）上に海賊版コンテンツがアップロードされている場合、②海賊版コンテンツを主として配信・掲載することを目的とした独立サイト（漫画村など）に海賊版コンテンツがアップロードされている場合に大きく分かれる。

①については、プラットフォームへの削除要請により一定程度の効果は期待できるが、悪質な侵害者は、アカウントを変えながら何度も海賊版の配信を繰り返すことも少なくない。その場合は、かかる悪質な侵害者を特定して、直接権利行使手段を取るか、資金源を断つ等の方法も使って侵害行為の停止・損害賠償を求めていくことが考えられる。

一方、②の場合は、そもそも削除要請に応じる可能性が低く、当初から削除要請以外の権利行使を考えることになる。このような独立サイトのタイプはグローバル化が進んでおり、大きく下記の三種に分類できる。

	タイプ1	タイプ2	タイプ3
発信地	日本	海外	海外
対象	日本の利用者向け	日本の利用者向け	海外の利用者向け

従来は、タイプ 1 のパターンが最も多かったが、権利者の精力的な活動により、リーチサイトやファスト映画等の摘発が進んできた。一方で、今後の課題として挙げられるのは、タイプ 2 とタイプ 3 である。これらは海外のサーバー等を使い海外から発信することで、日本からの権利行使が難しく、海外現地での刑事摘発や訴訟を検討しなければならない。

特に、タイプ 2 の場合、あくまで利用者は日本であり現地では被害が発生していないことから、現地当局が積極的に対応しないなどの課題も生じている。もっとも、かかる障害の中でも、漫画 BANK 等の摘発（133 頁参照）が昨今行われるなどの成果が挙げられている。

（２）発信者情報開示について

海賊版コンテンツの削除のみならず、侵害者に対する損害賠償請求も行いたいと考える場合、当該侵害者の特定が必要となる。

日本においては、侵害者の特定のためにプロバイダ責任制限法第 5 条第 1 項が定める発信者情報開示の制度を利用することが考えられる。従来は、①SNS 事業者等へ IP アドレス（インターネット機器に割り当てられた識別番号。インターネット上の住所に相当。）等の開示請求の後に、②通信事業者等へ氏名・住所の開示請求の裁判を行うこととなっていたが、後述のとおりこの手続きについては法改正がなされた。なお、独立サイトの場合等は、Whois 等によるドメイン検索（21 頁参照）から得られる IP アドレス等の情報をもって、2 段階の手続きを経なくとも直接、通信事業者等への開示手続きに進み得る場合もある。

発信者情報開示請求権は、以下の要件を満たす場合に認められる。

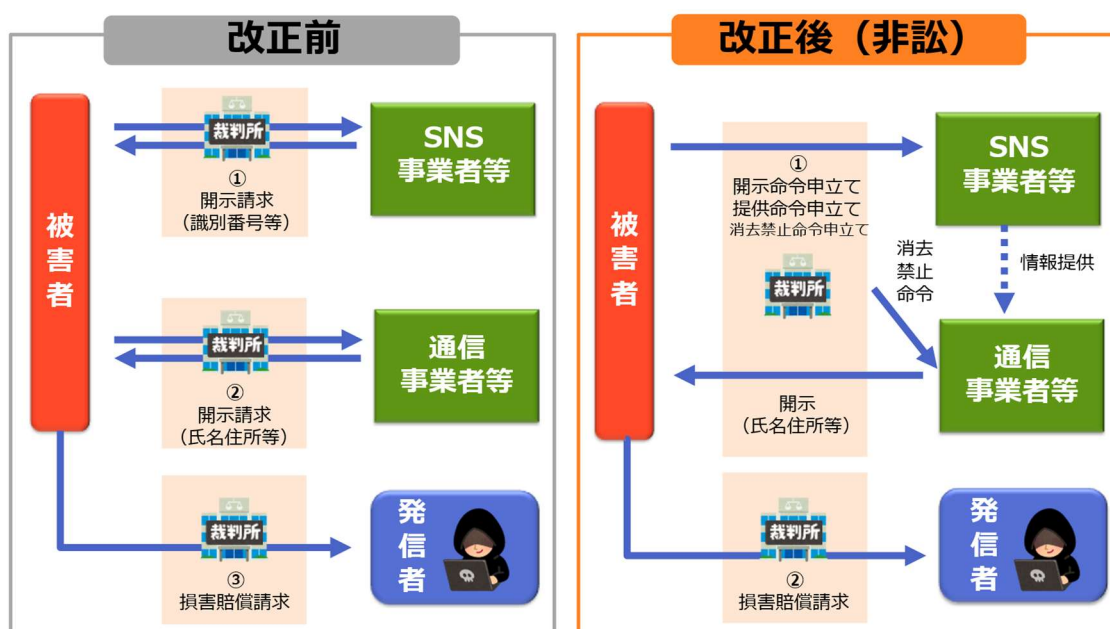
- ①相手方がコンテンツプロバイダや経由プロバイダなどの開示関係役務提供者であること。
- ②コンテンツプロバイダや経由プロバイダが侵害情報に係る発信者情報を保有していること。
- ③インターネットにおける情報の流通によって自己の権利が侵害されたことが明らかであること。
- ④開示を受ける正当な理由があること。

プロバイダ責任制限法は令和 3 年 4 月 28 日に改正され、令和 4 年 10 月 1 日に施行された。改正プロバイダ責任制限法では、以下のとおり、より円滑に被害者救済を図るための制度が導入された。

➤ 新たな裁判手続の創設

改正前の旧法では、①SNS 事業者等へ IP アドレス（インターネット機器に割り当てられた識別番号。インターネット上の住所に相当。）等の開示請求の後に、②通信事業者等へ氏名・住所の開示請求の裁判を行うという、2 段階の裁判手続を経ることが一般的であり、多くの時間とコストがかかるとの問題点が指摘されていた。

これを受けて、改正法においては、非訟手続（訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。）が創設され、裁判所において 1 回の手続の中で、開示命令、提供命令及び消去禁止命令の申立ての処理を可能にした。これにより、迅速な発信者の特定に繋がるとされている。



➤ 開示請求を行うことのできる範囲の見直し

改正前の旧法では、ログイン時情報（SNS などのログイン型サービスにおけるログイン時の IP アドレス及びタイムスタンプ）が、開示請求の対象となる発信者情報に該当するか否かについては明確になっていなかった。

改正法では、円滑な被害者救済を図るため、発信者の特定のために必要となる一定の場合については、ログイン時情報も発信者情報に含まれることを明確した（プロバイダ責任制限法第 5 条第 1 項）。この改正により、ログイン時の IP アドレス等から発信者を特定するという方法が実現できることが期待される。

なお、コンテンツプロバイダの特定等においては、「Whois」という IP アドレスやドメイン名の登録者などに関する情報を検索するサービスを使うことが多い（詳細は 21 頁参照）。

(3) プラットフォーマーの責任について

ア. 一般論

プラットフォーム、すなわち、動画投稿・共有サイトなどのプラットフォームの運営者を含むコンテンツプロバイダにおいては、投稿者が著作権侵害行為を行った場合、民法上、不作為等による不法行為（民法第 709 条）として、損害賠償責任を負う可能性がある。ただし、プラットフォームは基本的にプロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当するところ、同法第 3 条第 1 項により、プラットフォームが「発信者」にも該当しない限り、①送信防止措置を講ずる技術的可能性（同項本文）並びに、②権利侵害を認識していること（同項第 1 号）、又は、情報の流通の認識及び権利侵害の認識可能性（同項第 2 号）の双方を充足する場合を除き、損害賠償責任は免責される。

プラットフォームにおいては、自らが管理するプラットフォームである以上①を充足する場合が多いことから、権利侵害についての通知や削除要請が行われることで、②の権利侵害の認識を持つことになり、免責の対象とならないことが多いと解される。また、プラットフォームは、著作権者からの不法行為に基づく損害賠償請求などを回避するために、著作権侵害と認められる動画について、送信防止措置（削除等）を講じる必要があるほか、権利者から通知があった場合は適切な是正義務を負うものと解される（2 ちゃんねる小学館事件（127 頁）参照）。

なお、下記事例のように、個別具体的な事情を総合して、直接物理的な著作権侵害行為を講じていないプラットフォームが著作権侵害の主体であると認定される場合がある（いわゆる著作権侵害の規範的主体論）。「著作権侵害の主体」該当性と「発信者」該当性は法文上直接の関係はないが、プラットフォームが著作権侵害の主体と認められれば、原則として発信者にも該当し、上記の損害賠償責任の免責はなされないと解される（TV ブレイク事件（126 頁）参照）。また、著作権侵害の主体と認められれば、プラットフォームに対し直接差止請求を行うことも可能となる。

イ．プラットフォームの責任が肯定された事例

(ア) 動画投稿・共有サイトを運営するプラットフォーム

TV ブレイク事件（知財高判平成 22 年 9 月 8 日）⁴⁷

【事案】

音楽著作物の著作権等の管理事業者である原告が、動画投稿・共有サービスを運営する被告に対して、原告が管理する著作物の複製物を含む動画ファイルを無断で蔵置し、これを各ユーザーのパソコンに送信しているとして、著作権法第 112 条第 1 項に基づく複製、送信可能化及び自動公衆送信等の差止めとともに、民法第 709 条に基づく損害賠償を請求した事案の控訴審である。

【判旨】

裁判所は、まず控訴人会社（＝被告）が著作権侵害行為の主体といえるかについて、①控訴人会社の動画投稿・共有サイトのサービス（本件サービス）は、利用者に著作権侵害又は著作隣接権侵害に対する強い誘引力を働かせるものであり、著作権又は著作隣接権を侵害する事態を生じさせる蓋然性の極めて高いものであること、②控訴人会社は、サーバーを管理・支配し、専用ソフトを配布し、動画ファイルの視聴を推奨するなどして、本件サービスを管理・支配していること、③バナー広告や検索連動型広告を通じ、動画ファイルが本件サービスにおいて複製及び公衆送信などされることによって、控訴人会社は利益を得ており、複製及び公衆送信される動画ファイル数と控訴人会社の利益額に相関関係があること、④少なくとも約半数の投稿ファイルが著作権を侵害するものであること、⑤控訴人会社は、権利者から削除要求があっても誠実に削除を行わなかったこと、⑥包括契約の締結や権利侵害防止措置の導入に消極的であったこと、⑦侵害ファイルを投稿するユーザーに対する責任追及を困難にさせる対応すら行っていたこと、等を指摘し、控訴人会社は、侵害行為を直接に行う者と同視できるとして、著作権侵害の主体であると認定した。

また、控訴人会社が発信者に該当するかについては、プラットフォームであるプロバイダが差止請求の相手方たり得るための要件である「侵害主体」と、プロバイダが損害賠償請求を負うための要件である「発信者」とは、それぞれ法の目的に従って解釈されるべきことであるから、「侵害主体」であっても「発信者」に該当しない可能性を指摘したものの、控訴人会社は、著作権を侵害する動画ファイルの複製又は公衆送信（送信可能化を含む。）を誘引、招来、拡大させ、かつ、これにより利得を得るものであり、著作権侵害を生じさせた主体、すなわち当の本人というべき者であるから、発信者に該当するとした。そして、控訴人会社に対し、複製、自動公衆送信及び送信可能化の差止め及び損害賠償を命じた。

⁴⁷判タ 1389 号 324 頁

2 ちゃんねる小学館事件（東京高判平成 17 年 3 月 3 日）⁴⁸

【事案】

インターネット電子掲示板に著作権侵害の書き込みがあった場合に、被告（掲示板運営者）に対し、著作権法第 112 条第 1 項に基づく自動公衆送信等の差止めとともに、民法第 709 条に基づく損害賠償を請求した事案である。

【判旨】

裁判所は、①インターネット上の掲示板運営者は、著作権侵害となる書き込みがあった際には、適切な是正措置を速やかにとる態勢で臨むべき義務があり、著作権者らから著作権侵害の事実の指摘を受けた場合には、可能ならば発言者に対して照会をし、更には著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除すべきである、②本件著作権侵害は記載自体から極めて容易に認識し得た態様のもので、掲示板に書き込まれた情報は劣化を伴うことなくそのまま不特定多数の者のパソコン等に取り込まれたりする深刻な態様の著作権侵害である、③被告は、原告（出版社）の編集長からの通知を受けて著作権侵害行為にあたる書き込みがされていることを認識することができたとし、被告は、発言者に照会するまでもなく速やかにこれを削除すべきであったところ、何らの是正措置を取らなかったものであるから、故意又は過失により著作権侵害行為に加担したものと認定した。そして、被告に対し、自動公衆送信及び送信可能化の差止め及び損害賠償を命じた。

⁴⁸判タ 1215 号 200 頁

(イ) 電子商取引サイト（EC サイト）を運営しているプラットフォーム

楽天事件（知財高判平成 24 年 2 月 14 日）⁴⁹

【事案】

EC サイトにおいて、出店者が商標権を侵害する商品を販売していたところ、商標権者が当該 EC サイトのプラットフォームに対し、プラットフォームが主体となって出店者を介し、あるいは出店者と共同で、少なくとも出店者を幫助して、商標権を侵害する商品を展示又は譲渡し、商標権を侵害したなどと主張し、損害賠償を請求した事案である。

【判旨】

裁判所は、プラットフォームが、①単に出店者による EC サイトの開設のための環境等を整備するだけではなく、運営システムの提供、出店停止等の管理・支配を行っており、②出店者からの基本出店料等の利益を受けている場合に、③出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったとき、④その後の合理的期間内に EC サイト（ウェブページ）から侵害内容が削除されない限り、合理的期間経過後から商標権者は、EC サイトの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができると認定した。

このため、プラットフォームは、商標権者から商標法違反などの指摘を受けたときは、出店者に対しその意見を聴くなどして、その侵害の有無を速やかに調査し、侵害の事実を知ったときは、速やかに出店者に対して出品の取下げの要請、出店者へのサービスの一時停止など、侵害を是正する措置を講じる必要があると解される。

なお、上記事案では、プラットフォームが商標権侵害の事実を知ったときから 8 日以内という合理的期間内にこれを是正したと認められたため、EC サイトの運営行為が商標権を違法に侵害したとまでいうことはできないとして、控訴を棄却している。

⁴⁹判時 2161 号 86 頁。なお、第一審：東京地判平成 22 年 8 月 31 日・判時 2127 号 87 頁では、「本件各出店者の出店ページにおける本件各商品の展示及び販売に係る被告の関与（行為）は、商標法第 2 条第 3 項第 2 号の『譲渡のための展示』又は『譲渡』に該当するものと認めることはできず、同様に、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号及び 2 号の『譲渡のための展示』又は『譲渡』に該当するものと認めることもできない。」とし、商標権者の請求を棄却している。

（４）独占的ライセンシーによる差止請求権行使の可否

著作権者は、著作権法第 112 条第 1 項を根拠に、固有の差止請求権を有している。一方で、著作権者から許諾を受けて著作物を利用するライセンシーについては、その根拠規定が存在しないため、固有の差止請求権は有さないとするのが通説的見解である。

もっとも、ライセンシーのうち独占的ライセンシーについては、債権者代位（民法第 423 条）の構成によりその利用する著作物の著作権を侵害する行為の排除を求めることができる考える余地がある。すなわち、独占的利用許諾契約を締結した独占的ライセンシーは、ライセンサーに対し著作権侵害状態の排除を求める債権的な権利を有していると考え、これを被保全債権として、著作権者が有する著作権を代位行使できないかという構成である。

この点につき学説は、独占的利用許諾契約の中に著作権者の侵害排除義務が定められている場合に代位を認めるという説や、現実的に市場を独占していたか否かを問題とし、これを肯定できた場合に代位を認める説などがある。また、裁判例においては、独占的利用許諾を得ているライセンシーの債権者代位の可能性を示唆するものもある。ただし、裁判例において結論として代位行使を認めたものは存在しない。

昨今、海賊版コンテンツによる著作権者などへの被害が拡大している中で、独占的ライセンシーが自ら差止請求を行うことができるようになれば、海賊版コンテンツの削除請求や税関における水際差止めなどの対策が容易となり、被害の拡大防止に資するものと考えられる。

2. 警告状の送付

(1) 概説（有効な場面、警告状送付で気を付けるべき点等）

日本では、著作権侵害に対して、刑事摘発や民事訴訟提起などの法的措置が可能であるが、それらの法的措置は費用も時間も要することが多いため、先立つ事実上の対応として、侵害者などに対して「警告状」を送付することが少なくない。権利者は、この警告状において、自分の権利が侵害されている事実を指摘し、一定の期間内に侵害物を削除するなどの行為の実施を求め、指定期間内に指定した行為が行われない場合には法的措置（刑事摘発や民事訴訟提起）をとる旨などを記載することが一般的である。警告状は弁護士名義で送付した方が権利者側の権利行使に対する真剣さが伝わると考えられるので、その後の交渉や法的措置等も弁護士にて対応することが想定される場合には、弁護士名義で送付することも考えられる。

送付先は様々な場合があり得る。一般的に、直接侵害を行っている侵害者に送付することが考えられるが、プラットフォームや広告出稿者など侵害を幫助しているといえる業者に対して、警告状又は通知書を送付して、かかる幫助行為の停止を求めることも考えられる。

送付方法としては、訴訟に発展する場合の証拠化も想定して、配達証明付きの内容証明郵便で送付することが望ましい。もっとも、書式に制限があることや図・表等は挿入できないといった制限があるため、図・表等の部分は別途簡易書留で送る等の手段を取る場合もある。加えて、迅速な対応が要求される場合、内容証明郵便等であると相手方が受け取れなかった場合等に再配達で遅延を要する可能性がある。そこで、同時に、郵便受けに届くようレターパックライトなどで送ったり、海外所在の場合は電子メール等に添付して送ったりすることも考えられる。

もっとも、故意に侵害行為を行っている海賊版業者や著作権に基づく要請をあまり受け付けないサービスプロバイダ等の場合、警告状を送付しても返答されない可能性が高く、有効とはいえない場合があることに留意されたい。また、仮に侵害ではなかった場合など、相手方が名誉棄損や業務妨害を理由に反論したり損害賠償を求めてきたりする可能性もあるので、警告状にどのような記載を盛り込むかについては、弁護士等の専門家にも相談のうえ、慎重に検討するべきである。

(2) 権利者による対応事例

Case 1 広告配信事業者に海賊版サイトへの広告出稿停止を書面で要求した事例⁵⁰（出版）

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）と株式会社集英社は、スペインに所在するオンライン広告配信事業者が日本の海賊版サイトに広告出稿していることを確認したことから、現地スペインの法律事務所を通じ、広告出稿の停止を書面にて要求した。

これに対して、広告業者は、書面で指摘した 27 サイト全てにおいて広告配信の契約を解除すること、サービスの提供を停止すること、今後も知的財産権を侵害する者に対するサービス提供や契約を行わないことを徹底することなどを約束した。実際にも広告提供停止が確認された。

海賊版サイトの資金源となっている広告業者に対して警告状を送付することで、資金源を断つという方策を書面要求によって成功した事例である。なお、広告出稿停止については 144 頁以下も参照。

Case 2 製造元の情報に繋がった事例（キャラクターグッズ）

ある人気キャラクターの著作権者が、大手 EC サイトで海賊版キャラクター商品を販売している業者を発見したが、商品は海外から直接配送されるようになっており、同販売業者の背景には、海外の製造業者がいることが窺われた。

そこで、販売業者に対して、弁護士名義での警告状を送付し、著作権侵害の停止を求めるとともに、製造業者に関する情報の開示を求めた。

数回のやり取りののち、販売業者が、製造業者の情報を開示したため、権利者において、調査を進めて摘発を検討しているという事例がある。

製造業者など仕入元に関する情報開示は必ずしも成功するとは限らないが、任意の交渉によって情報が開示され、海賊版商品の流通の実態が判明し、さらに上流の製造業者の摘発に繋がる場合もある。

⁵⁰ <http://www.coda-cj.jp/news/1201/>

3. 侵害者の摘発

(1) 概説（摘発の種類、注意点等）

日本においては、著作権侵害は犯罪であり、被害者である著作権者が告訴することで侵害者は処罰される（親告罪。一部を除く⁵¹）。著作権、出版権、著作隣接権の侵害は、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（著作権法第119条第1項）、著作者人格権、実演家人格権の侵害などは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金などが定められている（同条第2項）。

法人が著作権等（著作者人格権等を除く。）を侵害した場合は、3億円以下の罰金となる（著作権法第124条第1項）。

さらに、私的使用目的であっても、無断でアップロードされていることを知っていて、かつダウンロードする著作物等が有償で提供・提示されていることを知りながら、そのコンテンツをダウンロード等する行為は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が科せられる（著作権法第119条第3項）。

なお、懲役刑と罰金刑は併科されることがある。

海外においては、かかる刑事上の対抗措置に加えて、行政機関が摘発を行う場合もある。行政摘発は、一般的に、刑事摘発よりも迅速・費用が掛からない等のメリットがある一方、侵害者に科される罰則は刑事罰の方が重いため、抑止力という観点では劣るところがある。

行政摘発制度がある国（中国、ベトナム等⁵²）においては、事案の重大さや証拠等によっては、行政摘発による対抗措置を取ることも十分検討に値する。

⁵¹ 著作権法第119条第1項の著作権等侵害罪のうち一定の要件に該当する場合に限り、著作権者等の告訴がなくとも公訴を提起することができること（非親告罪）としている（著作権法第123条第2項）。例えば、海賊版DVDを販売して、その販売代金として利益を得る行為等がある。

⁵² 行政摘発の手続や効果の詳細については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の各論編を参照。

(2) 権利者による対応事例

Case 1 ファスト映画アップロード者への刑事判決⁵³ (映画) (仙台地判令和3年11月16日)

著作権者に無断で最初から最後までの内容が分かるように短く編集した映画をYouTubeにアップロードし、著作権侵害で逮捕された者らに対して、裁判所は、「著作権者が正当な対価を収受する機会を失わせ・・・映画文化の発展を阻害しかねない」と判示したうえで、下記の刑を科した。

被告人 A (主犯格) 懲役 2 年、4 年間執行猶予、罰金 200 万円

被告人 B 懲役 1 年 6 か月、3 年間執行猶予、罰金 100 万円

被告人 C 懲役 1 年 6 か月、3 年間執行猶予、罰金 50 万円

昨今、大量に発生していたファスト映画の投稿事案について、日本国内で初めて逮捕、刑事罰が科された事件である。同事件については、民事裁判も提起されている(138 頁参照)。

Case 2 漫画 BANK 事件 中国での運営業者の行政摘発 (漫画) (〔万州〕文綜罰字〔2022〕27 号)

「漫画 BANK」及び後続サイトは、ストリーミングを通じて無料で日本の漫画作品を読める海賊版サイトであり、開設期間中(2019 年 11 月～2021 年 10 月)の合計アクセス数は 9 億 9370 万に達し、漫画の正規販売価格に換算すると、被害予想額は 2082 億円にのぼると推定され、「漫画村」に匹敵する巨大な海賊版サイトであった。

KADOKAWA、講談社、集英社、小学館の出版社 4 社は、「漫画 BANK」が利用していたサーバー会社などの海外サービスに対し、米国の裁判所にて情報開示命令を取得し、分析を進めた結果、その運営者が中国重慶市に居住していることが判明した。

そこで、上述の出版社 4 社は、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)に対処を要請。2022 年 6 月 15 日、中国現地当局は、「漫画 BANK」及び後続サイトを運営し漫画作品を無断配信していた重慶市在住の男性に対し、「情報ネットワーク伝達権保護条例」に違反したとして、約 33 万円の犯罪収益の没収、及び約 60 万円の罰金との行政処罰を下した。

海外に拠点を置く、日本人向けの漫画海賊版サイトの運営者に対して、海外現地当局が処罰を行うのは本件が初めてといえる。

同サイトは中国国内からアクセスできないように設定されており、中国国内での被害がなく中国での摘発が困難であると予想されたが、日本での甚大な被害とその処罰性や摘発の重要性を強調したことで、最終的に行政処罰が科されるに至った。

⁵³ <http://www.coda-ci.jp/news/385/>

4. 侵害者に対する民事訴訟

(1) 概説

日本の民事裁判において、権利者は著作権侵害行為に対して、原則として以下の 4 つの権利を主張することができる。

なお、海外での訴訟においては、費用や時間がかかったり、途上国の場合は判例が乏しく結果予測が難しかったりする一方で、実際に損害額を回収でき、侵害者への抑止効果を発揮しつつ、裁判に要した費用も回収できたという成功事例も出てきている。

各国の裁判所の手続や事例については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の各論編を参照されたい。

ア. 差止請求

著作権侵害行為に対して、侵害行為を停止するよう求めることができる請求権である。差止めの態様としては、以下の 3 点が挙げられる（著作権法第 112 条）。差止請求の際には、侵害者に侵害についての故意や過失があることは要件ではない。

なお、既に著作権侵害が現実化しており、これを放置しては著しい損害が生じる可能性がある場合など緊急性があるときには、裁判所に対して、まず侵害行為の停止を求める仮処分を申し立てることが考えられる。

- ①侵害行為をする者に対するその行為の停止の請求
- ②侵害のおそれのある行為をする者に対する侵害の予防の請求
- ③侵害行為を組成した物、侵害行為によって作成された物又はもっぱら侵害の行為に供された機械や器具の廃棄その他の侵害の停止・予防に必要な措置の請求⁵⁴

⁵⁴ ③単独での請求はできず、①又は②とともにのみ請求することができる。

イ．不法行為に基づく損害賠償請求

著作権侵害行為に対して損害賠償請求することができる請求権である（民法第 709 条）。

権利者においてその損害額を立証する必要があるが、多くの場面では侵害者の実態がわからないため、その立証や計算は困難である。そこで、著作権法では、算定規定を設けて（著作権法第 114 条）、著作権者から侵害者に対する損害賠償請求を容易にしている。その推定規定は以下のとおりである。

ただし、損害賠償請求を主張するためには、請求権者において、侵害者の故意・過失を立証する必要がある。

①譲渡数量に基づく推定（著作権法第 114 条第 1 項）

「損害額」＝「侵害者の譲渡等数量」×「権利者の単位あたりの利益」⁵⁵－「権利者が販売等を行えない事情に応じた金額」⁵⁶

例えば、侵害者が著作物の海賊版を 1000 個販売し、著作権者の単位数量あたりの利益の金額が 1000 円である場合、 $1000 \times 1000 = 100$ 万円の損害が、著作権者に発生したと推定されるが、著作権者の販売能力がこれを下回る等の事情があれば、それに相当する金額が減額されることになる。

なお、令和 5 年の通常国会において審議予定の著作権法の改正案では、上記に加え、著作権者が権利行使をし得たと認められない場合を除き、著作権者の販売等を行う能力を超える数量や権利者が販売等を行えない事情がある数量に応じたライセンス料相当額の損害賠償を請求することが可能とされている⁵⁷。

②利益に基づく推定（著作権法第 114 条第 2 項）

「損害額」＝「侵害者が得た利益」

例えば、侵害者が著作物の海賊版を販売し、100 万円の利益を受けた場合は、100 万円が権利者の損害として推定される。

③ライセンス料に基づく推定（著作権法第 114 条第 3 項）

「損害額」＝「ライセンス料相当額」

この規定は、損害額の最低限を法定した規定と考えられ、実際の損害額がこれより小額であることを侵害者が主張しても損害賠償を減額させることはできないと解され、①と②の立証の困難性から③に基づく請求を行うのが現実的であることも少なくない。

「侵害者の譲渡数量」×「権利者の単位あたりのライセンス料」で計算されることが多

⁵⁵ 「侵害者の譲渡等数量」×「権利者の単位あたりの利益」は、著作権者の販売等を行う能力に応じた額を超えない限度に限定される。

⁵⁶ 権利者が販売等を行えない事情に応じた金額は、侵害者において立証する必要がある。

⁵⁷ この改正案は、令和 5 年 5 月 17 日に成立し、同月 26 日に公布された。（※令和 5 年 5 月 26 日追記）

く、例えば、著作物の海賊版を 1000 個販売し、権利者のライセンス料の相場が 1 個につき 500 円であれば、著作権者の損害は 50 万円となる。

なお、令和 5 年の通常国会において審議予定の著作権法の改正案では、当該ライセンス料相当額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提に交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨が明記されている⁵⁸。

ウ．不当利得返還請求

著作権の侵害者が著作権侵害によって利益を得ている場合、その利益について返還を求めることができる請求権である（民法第 703 条）。

エ．名誉回復措置請求権

著作者の著作者人格権を侵害した者に対して、著作者は、名誉・声望を回復するための措置を請求することができる（著作権法第 115 条）。

具体的には、新聞などにおける謝罪広告の掲載、訂正などの措置を求めることができる。

⁵⁸ この改正案は、令和 5 年 5 月 17 日に成立し、同月 26 日に公布された。（※令和 5 年 5 月 26 日追記）

(2) 権利者による対応事例

Case 1 「はるか夢の址」損害賠償事件（漫画） (大阪地判令和元年 11 月 18 日)

【事案】

出版社である原告は、無許諾で同社の漫画作品等を含む多数のコンテンツをアップロードし公開していた海賊版リーチサイト「はるか夢の址」運営者である被告らに対して、原告雑誌計 8 誌の編集著作権を侵害されたとして、約 1 億 6 千万円の損害賠償を請求した。

【判旨】

裁判所は、被告らが共謀して違法なアップロードを行ったことにより、原告各雑誌の複製ファイルをインターネットに接続されている自動公衆送信装置であるサーバコンピュータの記録媒体に記録、蔵置し、当該ファイルを不特定多数の者がダウンロードできる状態にしたとして、原告各雑誌に係る著作権（複製権、自動公衆送信権）への故意の侵害を認め、1 億 6536 万 1011 円の損害を認めた。

本件では、被告らに対して既に刑事事件の判決（大阪地判平成 31 年 1 月 17 日、それぞれ、懲役 3 年 6 か月、懲役 3 年、懲 役 2 年 4 か月の有罪判決）も科されており、意図的に著作権を侵害する海賊版サイトに対して、厳しい責任が認められた事案といえる。

Case 2 漫画村広告事件（漫画） (第一審：東京地判令和 3 年 12 月 21 日、控訴審：知財高判令和 4 年 6 月 29 日)

【事案】

原告は多数の人気漫画を執筆する漫画家であるところ、インターネット上の漫画閲覧サイト（いわゆる「漫画村」、以下「本件サイト」）において、原告の著作物である漫画（原告漫画）が無断掲載されていた。

被告らは、インターネット広告を取り扱う事業者であり、掲載する広告主を募り広告管理を行う別の事業者を介して、本件サイトの管理者に広告掲載料を提供していた。

原告は被告らに対して、被告らが本件サイトに投稿する広告主を募って本件サイトに広告料を支払う行為は、同管理者に本件サイトの運営資金を提供し、同管理者による原告漫画に係る公衆送信権の侵害を幫助する行為に当たると主張して、被告らに対し、幫助の共同不法行為（民法第 719 条第 2 項、第 709 条）に基づき、本件サイト上に原告漫画が掲載されたことによって減少した原告漫画の売上げに対応する印税相当額の損害の連帯支払を請求した。

【判旨】

第一審では、広告業者が広告料を支払うことで海賊版サイトの資金源となり、侵害行為を補助しあるいは容易ならしめたといえ、さらに、漫画が無許諾で掲載されていることに関して調査すべき注意義務があるところこれを怠ったとして、計 1100 万円の請求を認容した。控訴審も第一審判決を支持している。

本判決は、インターネット上の海賊版サイトに係る広告事業者の法的責任を認めた裁判例として重要な意義を有する。

Case 3 ファスト映画損害賠償事件（映画）
（東京地判令和 4 年 11 月 17 日）

【事案】

著作権者に無断で最初から最後までの内容が分かるように短く編集した映画を YouTube にアップロードされていた事件（刑事事件については 133 頁参照）について、原告 13 社は、損害額を 20 億円相当であると算定し、最低限の損害回復を求めるものとして 5 億円の支払いを一部請求として求めた。

【判旨】

裁判所は、原告の請求を全面的に認め、5 億円の損害賠償請求を認めた。

本件では被告らは著作権法違反の事実を認め争わなかったため、損害賠償額が争点となったが、裁判所は、著作権法第 114 条第 3 項に基づき、損害額の推定を行った（詳細は 135 頁参照）。具体的には、「YouTube における本件各映画作品の各レンタル価格（HD 画質のもの）は、1 作品当たり 400～500 円程度であり、400 円を下らないこと、うち 30%が YouTube に対するプラットフォーム手数料に充当されること、本件各動画は、それぞれ、約 2 時間の本件各映画作品を 10～15 分程度に編集したものであるものの、本件各映画作品全体の内容を把握し得るように編集されたものであることは、いずれも当事者間に争いが無い。これらの事情を総合的に考慮すると、被告らが本件侵害行為によって得た広告収益が 700 万円程度であること（当事者間に争いが無い）を併せ考慮しても、「著作権・・・の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」（法 114 条 3 項）は、原告らの主張のとおり、本件各動画の再生数 1 回当たり 200 円とするのが相当である」として、本件ファスト映画の再生回数は計約 1 千万回に上っていることから $1000 \text{ 万} \times 200 = 20 \text{ 億円}$ 相当の損害であるという、原告ら主張を妥当とした。

5. その他の海賊版対策

(1) 啓発

コンテンツの利用者の視点に立つと、インターネットの普及のため著作権侵害等の犯罪は身近になり、海賊版の被害を食い止めるためには、著作権保護に関する普及啓発がより一層重要となっている。とりわけ、学校教育を含めた、若年層に向けた普及啓発の重要性も叫ばれている。

啓発においては、個社での活動も考えられるが、業界団体や官民を通じての活動の方が大規模に展開できるという利点もあり、多くの業界団体にてかかる活動が行われている。以下はその一例である。

Case 1 STOP! 海賊版

2020年6月頃より、経済産業省、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）及び出版広報センターが連携し、一般消費者の著作権への理解を深めることを目的として、「STOP! 海賊版」の描き下ろしのオリジナル漫画作品を作成し公表した。

STOP! 海賊版サイト ⁵⁹



⁵⁹ <http://www.coda-cj.jp/enlightenment/manga/>

人気作家たちによる「STOP! 海賊版」漫画を読もう! 動画バージョンもあるよ!!

			
 漫画を読む	 漫画を読む	 漫画を読む	 漫画を読む
English 中文	English 中文	English 中文	English 中文
 動画をみる	 動画をみる	 動画をみる	 動画をみる

Case 2 教育

2022 年 10 月頃より、人気漫画家、東村アキコ先生と現役大学生が、創作活動の裏側や、クリエイターに深刻な被害をもたらしている海賊版サイトについて、対談する動画を作成し、公開した。

現役大学生が人気クリエイター
東村アキコさんと対談!

創作活動の
リアルと**著作権**



（２）著作権登録、冒認登録の防止

著作権は、ベルヌ条約上、著作物を創作した時点で自動的に発生するものであり、特許権や商標権等とは異なり、登録をしなくとも権利行使は可能である。しかしながら、日本をはじめ多くの国の公的機関で、著作権に関する情報を登録し公示する制度が整備されている。

日本においては、削除要請や訴訟において著作権登録をもとに権利主張することは必ずしも多くはない。他方、ベルヌ条約加盟国であっても、海外、特に中国や米国においては、海賊版対策として著作権登録が有効な場面や著作権登録をしないと権利行使が困難になる場面が多い。必要な手続や公示内容、法的効果は各国で異なるが⁶⁰、海外展開も視野に入れた場合、その対象国において、著作権登録が権利保護の要件か、要件ではないとしても事実上必要とされるか、著作権登録制度の具体的手続はどうなっているか等について、最新の状況を確認することが望ましい。

各国での著作権登録の手続や事例については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の各論編を参照されたい⁶¹。

⁶⁰ 日本における著作権登録制度については、以下のページを参照。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido/

⁶¹ 文化庁委託調査 EY 新日本有限責任監査法人「諸外国における著作権登録制度調査」（令和 2 年 3 月）も参考にされたい。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/license_working_team/r03_01/pdf/93434301_12.pdf

（３）契約上の注意点

コンテンツの展開において、ライセンス許諾を実施する場合は、著作物利用許諾に関する契約を締結することになる。

いわゆる海賊版対応については、当事者間で海賊版を減らすという利害が一致していることや対応方法は協議になることから、契約書内で明記することはそこまで一般的ではないが、のちに紛争となる場合があるので、役割分担や費用負担などをあらかじめ決めておくことは有意義である。また、海外ライセンシーに対して権利を許諾する場合は、海賊版被害の発生時に協議で解決ということは難しく、またライセンシーを管理する必要性が高いといえるため、あらかじめ契約書内において、海賊版対策を想定した規定を明記しておいた方がよい。

特に、日本においては、上記（129 頁）のとおり、ライセンシーによる第三者に対する差止請求権については法令上明確に認められていないため、ライセンシーの立場からすれば、権利侵害があった際に何も手が打てないという事態を避けることを目的として、ライセンサーが差止請求を行うことを契約上で義務付けることが考えられる。条項例は以下のとおりである。

ライセンシーの立場からの条項例

第●条（権利侵害）（甲＝ライセンサー、乙＝ライセンシー）

1. 甲乙は、本件著作物に対する第三者による著作権等の侵害防止に努めるものとする。
2. 第三者により本件著作物の著作権その他の権利が侵害された場合において、乙が甲に対して書面で要請したときは、甲は当該第三者に対し、侵害行為の差止めを請求しなければならない。当該請求の費用負担については、甲乙協議して別途定めるものとする。

また、海外映画を買い付け、ライセンスを受け、日本国内で上映・配信等する場合、その映画（日本語字幕版等を想定）が違法アップロードされた場合、国内のライセンシーは著作権者でないことから、警察に被害相談し、刑事告訴できるかどうかが問題となる。

日本国内における独占的ビデオグラム化権者である場合、最決平成 7 年 4 月 4 日⁶²に基づき、刑事訴訟法第 230 条にいう「犯罪により害を被った者」にあたるとして刑事告訴が可能となる。

そのためにも、契約書内に「exclusive license」など日本国内での独占的ライセンスを示す文言が記載されているか否かが重要となる。

⁶² 刑集第 49 卷 4 号 563 頁

一方で、中国など海外の一部では、ライセンシーが海賊版対策を行うことが一般的な場合も少なくない。このような場合、ライセンサーの立場からすると、海外ライセンシーによる海賊版対策は促進しつつも、ライセンサーの意図しないような対策（正規コンテンツやファン作品への権利行使等）が行われることを防ぐ必要も生じる。

例えば、権利行使する際は、ライセンサーへの事前通知を海外ライセンシーの義務とすることが考えられる。条項例は以下のとおりである⁶³。

ライセンサーの立場からの条項例

第●条（権利侵害）（甲＝ライセンサー、乙＝ライセンシー）

1. 乙が本契約に基づき享受するライセンス権利が第三者に侵害された場合、乙は自身の名義で権利保護を行う権利を有する（弁護士書簡の送付、行政摘発、提訴などが含まれるが、これらに限られない。）。ただし、乙は、事前に侵害者、侵害行為等具体的な権利侵害の詳細及び講じる予定の権利保護措置を甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。
2. 前項に規定する権利保護に必要な費用（以下「権利保護コスト」という。）は、乙が負担し、権利保護により獲得した賠償金、和解金などの収入については、全ての権利保護コストを差し引いた後、甲：乙＝●：●の割合で、乙から甲に残りの収入が分配されるものとする。
3. 甲は、合理的な範囲内で第 1 項に規定する権利保護に必要な協力を行い、これらの協力により一定の費用が発生する場合、権利保護コストとして乙が負担するものとする。

⁶³ 中国の場合、権利行使の場面で、ライセンサーからの授権証を求められることも多く、その内容等についても契約書内で明記しておくことが望ましい。その詳細については、「日本コンテンツの海外展開に関する調査報告書—中国編—」（2022 年・文化庁）175 頁以下を参照。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/assets/pdf/93753201_01.pdf

（４）海賊版コンテンツへの資金源を断つ

ア．検索結果表示停止要請／アプリの配信停止要請

いずれも、消費者が海賊版コンテンツにアクセスする導線を断つという観点から、関連事業者に対して協力を要請するものである。

「検索結果表示停止要請」とは、Google などの検索サービスのプラットフォーム事業者に対して、検索サービスによる「検索結果」に海賊版コンテンツが表示されないよう要請することをいう。

「アプリの配信停止要請」とは、アプリ配信プラットフォームに対して、海賊版コンテンツを拡散するアプリの配信停止を要請することをいう。

イ．広告出稿停止要請

海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトは、ウェブサイト内での広告表示により収入を得ていることも多い。他方、広告主にとっては、海賊版コンテンツが掲載されているウェブサイトに広告を掲載することは、当該ウェブサイトの収入手段に関与しているとの評価も免れないことから信用失墜のリスクがあるといえる。このような場合に、広告代理店、広告主、広告関係団体に対してウェブサイトへの広告の掲載中止を求めることで、ウェブサイト運営者の収入源を断ち、侵害行為継続のインセンティブを削ぐことにつながる⁶⁴。具体的な事例については 131 頁の Case1 を参照。

⁶⁴ 日本においては、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が、広告団体を通じて同団体に所属している広告代理店や広告取扱業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトに広告を出さないように要請する取組みを行っている。なお、CODA では、侵害行為者や侵害物に対する「直接対策」と並行して、広告出稿の停止要請、侵害サイトのフィルタリング（注意喚起メッセージの表示）、検索結果表示の停止要請などの「周辺対策」も実施している。

<http://www.coda-ci.jp/news/detail.php?id=171>

Tips 日本における権利者団体と広告団体の取組み

日本においては、海賊版掲載サイトにおける広告掲載を中止し、ウェブサイト運営者の収入源を断ち、侵害行為継続のインセンティブを削ぐことを目的として、著作権者側から広告業者側に対して著作権侵害が疑われる警戒すべきウェブサイト及びアプリのリストを定期的に提供し、海賊版掲載サイトを広告掲載先から排除する広告業界の自主的な取り組みに活用するということが、以下の著作権関連団体 9 団体及び広告関連団体 3 団体の協力の下で実施されている。また、2019 年 9 月には「海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議」が設置されている。

➤ 著作権関連団体 9 団体

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)
デジタルコミック協議会
一般社団法人日本映画製作者連盟(映連)
一般社団法人日本映像ソフト協会(JVA)
一般社団法人日本動画協会(AJA)
一般社団法人 日本民間放送連盟(民放連)
不正商品対策協議会(ACA)
日本国際映画著作権協会(JIMCA)

➤ 広告関連団体 3 団体

公益社団法人 日本アドバタイザーズ協会(JAA)
一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会(JIAA)
一般社団法人 日本広告業協会(JAAA)

当該取り組みの結果、リストに掲載された海賊版サイトが閉鎖したり、海賊版が多くアップロードされていたサイトにおいて海賊版のアップロードを防止したりするなどの対応がとられ、当該サイトに海賊版がアップロードされる数が大幅に減少したといった成果が確認されている。

ウ．カード決済停止要請

海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトの中には、有料会員制を採るものや、運営のための資金を募るものもあり、そのような場合には電子決済を採ることが多い。他方、金融会社は、一般的に違法取引をする者には金融サービスを提供しないことから、クレジットカード会社や銀行などの金融会社に著作権侵害に関する情報を提供して、当該ウェブサイトに関連して発生する決済処理の停止を求めることで、ウェブサイト運営者による侵害行為の継続を困難にすることができる。

エ．セキュリティソフト会社などへの協力要請

セキュリティソフト会社に対して、セキュリティソフトのユーザーが海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトへアクセスすることをブロックしたり、ユーザーに対し著作権侵害の注意喚起のメッセージを表示させたりするような仕組みを提供するよう要請したりすることが考えられる。また、電子商取引サイト（EC サイト）やオークションサイト運営者に対して他人の権利を侵害するコンテンツの出品を禁じたり、そのようなコンテンツが発見された場合には削除するよう協力を要請したりすることで、ユーザーが容易に海賊版コンテンツへアクセスすることを防止することができる。

実際に、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）等の権利者団体においては、定期的にセキュリティソフトウェアの会社やその関連団体に対し、海賊版コンテンツ掲載ウェブサイトの情報を提供している。その結果、例えば、中国から日本向けに日本の映画・アニメ・ドラマ等の多数の海賊版 DVD を販売していた中国人の運営するウェブサイトについて、ユーザーが当該ウェブサイトへアクセスしようとするとき注意喚起のメッセージが出るといった対応がなされた。

6. 相談窓口、業界団体等について

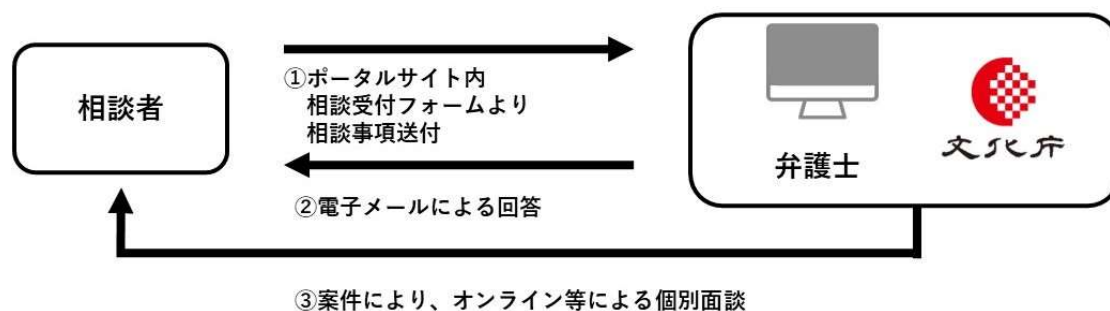
(1) 相談窓口

ア. 文化庁 海賊版による著作権侵害の相談窓口 ⁶⁵

文化庁では、令和4年8月に、インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト内に新たに相談窓口を開設し、主にインターネット上の海賊版による著作権侵害に関する相談を受け付けている。

相談は、文化庁ポータルサイト内の相談受付フォームから受け付けている。回答は、原則として電子メールにて行い、案件によってはオンライン等により弁護士との無料個別面談を行うことも想定している。

また、同ポータルサイトでは、「よくあるご質問」として、初心者が疑問に思う点をまとめているので、こちらも参考にされたい ⁶⁶。



⁶⁵ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/contact.html>

⁶⁶ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/faq.html>

イ. その他窓口

その他、相談の性質に応じて、例えば下記の相談窓口が挙げられる。

特許庁 政府模倣品・海賊版対策 総合窓口	日本権利者等からの模倣品・海賊版の相談を受け付けている。 https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html
日本貿易振興機構（ジェトロ） 模倣品・海賊版被害相談 窓口	海外ビジネスでの知的財産侵害リスクの回避方法、海外市場での模倣品・海賊版問題の解決について相談を受け付けている。 https://www.jetro.go.jp/services/ip.html
独立行政法人工業所有権 情報・ 研修館（INPIT） 知財総合支援窓口	弁理士・弁護士・中小企業診断士、デザイナー等の専門家による助言を受けることができる。 https://www.inpit.go.jp/consul/chizaimadoguchi/index.html
一般社団法人日本ネット クリエイター協会 よろずメール相談	会員からのメールでの著作権侵害などに関する相談について、弁護士等の具体的なヒアリング、及び、解決方針を提示する ⁶⁷ 。 http://www.inca.or.jp/html/seminar03.html

⁶⁷ 実際に当該問題を解決するための業務に関しては、別途費用が発生する。

(2) 業界団体・知的財産権保護団体

海賊版対策をするうえで、規模の大きな悪質サイトへの対策などを個社のみで対応することには限界があり、業界団体や知的財産権保護団体としての活動を進めることがより効果的な場面がある。また、業界同士で悪質な海賊版の最新状況等について情報共有できるという側面もある。

下記では、一部の業界団体の例について紹介する。

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)	日本国内外の政府機関、業界団体、コンテンツ関連企業（コンテンツホルダー）などとの連携を図りながら、海賊版対策をはじめとした各種活動を展開する。 http://www.coda-cj.jp/
国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)	模倣品・海賊版などの海外を中心とした知的財産権侵害問題の解決を目指す。 https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/
一般社団法人日本ネットクリエイター協会 (JNCA)	インターネットを中心に活動をしている同人クリエイターの制作物を対象とした知的財産権の維持、管理及び保全事業等を行う。 http://www.jnca.or.jp/index_pc.html
一般社団法人日本動画協会 (AJA)	アニメーション製作業界の意志を統合し、関連する諸企業・団体との連携を保ち、アニメーション産業全体の持続的発展を目指す。 https://aja.gr.jp/
一般社団法人日本レコード協会 (RIA)	優良なレコード（音楽用 CD 等）の普及、レコード製作者の権利擁護ならびに、レコードの適正利用のための円滑化に努める。 https://www.riaj.or.jp/
一般社団法人日本映画製作者連盟 (映連)	映画製作配給大手四社の団体。映画製作事業の健全なる発展を目的とし、会員間の不公正防止、海外輸出の促進、国際映画祭の参加、国内外資料の蒐集作成及び公的機関、関連団体との折衝などを行う。 http://www.eiren.org/
一般社団法人民間放送連盟 (JBA)	基幹放送を行う全国の民間放送事業者を会員とする一般社団法人であり、放送事業を支えるための著作権保護活動等に取り組む。 https://j-ba.or.jp/
一般社団法人 ABJ	電子書籍流通事業者、IT・通信事業者、著作権者団体といった複数の関係者で構成される民間団体であり、電子書籍の正規配信サービスであることを示す「ABJ マーク」の交付事業や、違法サイトの情報収集と提供、違法配信防止の啓発等に取り組む。 https://www.abj.or.jp/

一般社団法人デジタル出版者連盟 (DPFJ)	デジタル出版の普及、デジタル出版事業に関する法 制度環境の整備及び提言等に取り組む。 http://ebpaj.jp/
一般社団法人コンピュータソフト ウェア著作権協会 (ACCS)	ファイル共有ソフトやインターネットオークション を悪用した著作権侵害などの諸問題、法の整備と権 利行使、著作権の普及・啓発、コピー防止技術など 技術的保護手段の普及活動に取り組む。 https://www2.accsjp.or.jp/

7. 海賊版対策における戦略立案

コンテンツ事業者等が、海賊版対策に取り組むに当たっては、具体的にどのような目標を立てるか、予算や人員を設定するか、実際の進め方をどうするか等々、多くの考慮すべき要素がある。これまで具体的な海賊版対策の手段について解説してきたが、最後にこれら手段を踏まえて、どのように海賊版対策を行っていくべきか、いくつかの指標について述べる。

(1) 計画の立案

海賊版が散見される程度の段階では、海賊版が発見される都度対応するということも可能であり、実際にそのようなケースも多い。もっとも、海賊版が日常的に、かつ様々なプラットフォームで発生している可能性がある場合、付け焼き刃の対応では後手に回り正規版の利益が大幅に減少するリスクがあり、計画的に対策を進める必要がある。具体的には、監視するプラットフォーム、人員、予算、スケジュール等を総合的に検討しながら、年度ごとなど定期的に見直す計画を立て、関わる内外の人員に共有することが考えられる。

(2) 監視するプラットフォーム

主要な大手 EC サイトのみを監視するか独立サイトも見ろのか、エリアを日本国内のみを見るのか海外も見ろのか等、まずは対象となるプラットフォームを決めることで、対策に要する全体の規模感を掴むことができる。

プラットフォームを決めるために、前段階としてどれくらいの海賊版被害が出ているか、全体的に検索をして実態を掴む初歩的な簡易調査を行うことも多い。

(3) 人員

ある程度規模感がつかめたところで、どれくらいの人員を割いて対応をするかの検証が必要である。多くの会社では、社内リソース（専門の人員が対応する場合もあれば、法務・知財の人員が他業務と兼任して対応する場合もある。）と外部リソース（オンライン上で海賊版をモニタリングするベンダー、法律事務所等）を使い分けていくことになる。

（４）予算

予算配分をどうするかも重要な課題となる。海賊版をモニタリングするベンダー等を使用する場合、年間での契約となることも少なくないため、その予算を確保しておく必要が生じる。また、外部の法律事務所への発注が未確定の場合でも、著作権の権利行使においては予算感が固定になる業務（警告状送付、発信者情報開示請求等）もあるため、事前に価格相場を確認しておき、年間の予算として、いくつか実際に権利行使ができる予算を確保しておくという手もある。

（５）スケジュール

海賊版対策については、定期的に一定数を継続して行い続けるということも有効ではあるが、一方で、海賊版の出現は、動画の配信開始や新商品の販売、人気度に連動する側面が強いため、そのような正規版の発売・配信タイミングと合わせて海賊版対策の計画もしておくことが望ましい。例えば、アニメの第１話配信に伴い、多くの無許諾動画が上がる 경우가多く、この第１話配信に備えて、リソースを多く割き、迅速な削除要請を行うなどが考えられる。

（６）検証

海賊版対策を効率的に進めるためには、定期的な検証を行うことが望ましい。例えば、月に１回は、どのような海賊版が、どのプラットフォームで発見されたか、これに対する削除要請の成功率はどれくらいかといった情報を数値化・グラフ化することにより、海賊版流通の傾向を把握できる。次のクールも同じような対策を継続するのか、監視すべきプラットフォームを変えるべきか等の指針にもなる。また、削除要請しても対応しない悪質な業者に対しては、警告状送付や法的措置などさらに強いアクションを取るべきかといった事項も、このような検証のタイミングで検討することが考えられる。

以上

インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック
—総論編—

発行年月 2023年3月

受託者 IP FORWARD株式会社

発行 文化庁著作権課国際著作権室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL : 03-5253-4111（代表）

FAX : 03-6734-3813